原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 代表者の氏名 理事長 小口 正範 (公印省略)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和4年6月28日付け令04原機(敦廃)005にて変更認可を申請いたしました高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書について、添付のとおり一部補正いたします。

1. 補正内容

令和4年6月28日付け令04原機(敦廃)005をもって変更認可を申請した高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画に関し、別紙のとおり補正する。

2. 補正理由

- (1) 今後の廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進するために重要な考え方となる「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」を「本文六 性能維持施設」に追記する。また、第2段階への移行を踏まえ、「第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」を「本文六 性能維持施設」に追記する。これらの変更に伴い、「本文六 性能維持施設 第6-1表 性能維持施設」について、所要の見直しを行う。また、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」について、所要の見直しを行うとともに、第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について評価結果を添付する。
- (2) しゃへい体等取出し作業に係る工程管理上のリスクへの対応策(リカバリープラン)において使用する設備の明確化を図ったことから、その結果を「本文七性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容」に追記する。
- (3) 燃料体取出し作業の完了に伴い、その実績を「本文十一 廃止措置の工程 第 11-2図 第1段階の工程」に反映する。
- (4) 燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにするための資料を「添付書類一 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書」に追加する。
- (5) 第2段階前半で実施する、しゃへい体等取出し作業は、第1段階の燃料体取出し作業と同じ方法、手順で行うことを「本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 4.2 第2段階に行う解体の方法」に記載する。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更簡所 補正前 補正後 理由 本文五 変更なし 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 廃止措置対象 1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 施設のうち解 解体の対象となる施設(以下「解体対象施設」という。)は、第4-2表に示す廃 解体の対象となる施設(以下「解体対象施設」という。)は、第4-2表に示す廃 体の対象とな 止措置対象施設のうち、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建物、 止措置対象施設のうち、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建物、 る施設及びそ 地下構造物及び建物基礎を除く全てである。 地下構造物及び建物基礎を除く全てである。 の解体の方法 2. 廃止措置の基本方針 2. 廃止措置の基本方針 廃止措置の実施に当たっては、法令等を遵守することはもとより、安全の確保 廃止措置の実施に当たっては、法令等を遵守することはもとより、安全の確保 を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃 を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃 棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な施設の機能及び性能を維持管理し 棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な施設の機能及び性能を維持管理し つつ着実に進める。また、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に関して必要 つつ着実に進める。また、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に関して必要 な事項については、保安規定に定めて実施する。 な事項については、保安規定に定めて実施する。 廃止措置を実施するに当たり、敦賀地区に敦賀廃止措置実証部門を新設し、も 廃止措置を実施するに当たり、敦賀地区に敦賀廃止措置実証部門を新設し、も んじゅにおける保安に係る業務を統括するとともに、もんじゅ外部からの協力も んじゅにおける保安に係る業務を統括するとともに、もんじゅ外部からの協力も 得ながら国内外で先行している廃止措置プラントの知見も積極的に習得し、安全 得ながら国内外で先行している廃止措置プラントの知見も積極的に習得し、安全 かつ着実に、国内で最初の取組となるナトリウム冷却高速炉の廃止措置を進めて かつ着実に、国内で最初の取組となるナトリウム冷却高速炉の廃止措置を進めて いく。 いく。 もんじゅの廃止措置については、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心及 もんじゅの廃止措置については、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心及 び炉外燃料貯蔵槽(以下「炉心等」という。)に燃料体が存在した状態から開始す び炉外燃料貯蔵槽(以下「炉心等」という。)に燃料体が存在した状態から開始す るという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設 るという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設 は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低 は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低 減の観点から、炉心等から燃料体を取り出す作業(以下「燃料体取出し作業」と 減の観点から、炉心等から燃料体を取り出す作業(以下「燃料体取出し作業」と いう。)を最優先に実施し、2022年度に燃料体取出し作業を完了させる。燃料体取 いう。)を最優先に実施し、2022年度に燃料体取出し作業を完了させる。燃料体取 出し作業に当たっては、安全かつ着実な遂行に資するため、運転操作体制及び保 出し作業に当たっては、安全かつ着実な遂行に資するため、運転操作体制及び保 守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適 守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適 切に配置していく。また、燃料体取出し作業に従事する者に対しては、燃料取扱 切に配置していく。また、燃料体取出し作業に従事する者に対しては、燃料取扱 作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料体取出し作業を含む廃 作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料体取出し作業を含む廃 止措置に係る各作業を計画的に進めるため、工程管理体制を構築して進捗を管理 止措置に係る各作業を計画的に進めるため、工程管理体制を構築して進捗を管理 する。工程管理に関する詳細な対応については、「十一 廃止措置の工程」に示す。 する。工程管理に関する詳細な対応については、「十一 廃止措置の工程」に示す。 系統内に残留しているナトリウムについては、2次系ナトリウムを2018年12 系統内に残留しているナトリウムについては、2次系ナトリウムを2018年12 月までに抜取り、その他のナトリウムについても可能な限り早期に系統から抜き 月までに抜取り、その他のナトリウムについても可能な限り早期に系統から抜き 取ることにより漏えいリスクの低減を図る。抜取り作業等、ナトリウムを取り扱 取ることにより漏えいリスクの低減を図る。抜取り作業等、ナトリウムを取り扱 う作業については、ナトリウムの漏えいや飛散を防止するためのリスク管理等を う作業については、ナトリウムの漏えいや飛散を防止するためのリスク管理等を 踏まえた作業計画を立て、安全に実施する。 踏まえた作業計画を立て、安全に実施する。 第2段階以降は、ナトリウムを保有するリスクの低減及びナトリウム設備の解 第2段階以降は、ナトリウムを保有するリスクの低減及びナトリウム設備の解 体を進めるため、技術実証・確認及び設備・施設の改造・整備を行う必要がある。 体を進めるため、技術実証・確認及び設備・施設の改造・整備を行う必要がある。 加えて、安全、着実かつ速やかな解体作業を進めていくためには解体作業と検査 加えて、安全、着実かつ速やかな解体作業を進めていくためには解体作業と検査 及び設備点検との干渉や性能維持施設への影響といった種々の検討、調整のため 及び設備点検との干渉や性能維持施設への影響といった種々の検討、調整のため

変更箇所 補正後 理由

の期間が必要である。したがって、第2段階(解体準備期間)は、通常の移送操作により系統設備からの抜出しが可能なナトリウム(専用の治具により取り出す必要のあるタンク底部の残留ナトリウム等を含まないナトリウム(以下「バルクナトリウム」という。))の所外搬出を可能な限り早期に完了させるため、2028年度に非放射性バルクナトリウムの所外搬出を開始し、2031年度に全てのバルクナトリウムの所外搬出作業を完了させ、ナトリウム保有に伴うリスクを低減する。また、その後速やかに、第3段階(廃止措置期間I)におけるナトリウム設備の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。

もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップを別添資料4に示す。また、第2段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順を第5-1図に示す。原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉モードスイッチを「運転」及び「起動」に切替えできない措置を講じるとともに、現在(廃止措置計画認可申請時点)挿入されている制御棒を炉心から引き抜くことをできなくするために、制御棒を制御棒駆動軸とを切り離し、さらに制御棒駆動装置への電源供給ケーブルを切り離す措置を講じる。

廃止措置期間中に性能を維持する発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」と いう。) については、廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及び第2 段階の開始時点で炉心等に残存する中性子源集合体、サーベイランス集合体、中 性子しゃへい体、制御棒集合体、模擬燃料体及び固定吸収体(以下「しゃへい体 等」という。)を取り出す作業(以下「しゃへい体等取出し作業」という。)に係 る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部 への漏えいを防止するための建物・構築物の隨壁、遮蔽及び換気設備、管理区域 における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放 射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止す るための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。これら性 能維持施設の施設管理については、廃止措置の進捗に応じて、維持する施設の範 囲を明確にし、施設の重要度に応じた点検を保全計画に従い実施する。廃止措置 の進捗に応じて性能維持施設の範囲等を変更する場合は、廃止措置の進捗に応じ て必要となる施設の範囲、機能及び性能を明確にし、廃止措置計画に反映して変 更認可を受ける。また、廃止措置の中で性能維持施設の改造、解体撤去工事、試 料採取等を実施する場合は、安全確保上必要な性能維持施設に影響を与えないこ とを確認したうえで実施する。

放射線業務従事者の放射線被ばく線量の低減については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。)に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、汚染の除去、時間的減衰及び遠隔装置の活用並びに汚染拡大防止措置等を講じた解体撤去の手順及び工法を策定する。さらに、廃止措置で実施する各

の期間が必要である。したがって、第2段階(解体準備期間)は、通常の移送操 作により系統設備からの抜出しが可能なナトリウム(専用の治具により取り出す 必要のあるタンク底部の残留ナトリウム等を含まないナトリウム(以下「バルク ナトリウム」という。))の所外搬出を可能な限り早期に完了させるため、2028年 度に非放射性バルクナトリウムの所外搬出を開始し、2031年度に全てのバルクナトリウムの所外搬出作業を完了させ、ナトリウム保有に伴うリスクを低減する。 また、その後速やかに、第3段階(廃止措置期間I)におけるナトリウム設備の解 体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。

もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップを別添資料4に示す。また、第2段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順を第5-1図に示す。原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉モードスイッチを「運転」及び「起動」に切替えできない措置を講じるとともに、現在(廃止措置計画認可申請時点)挿入されている制御棒を炉心から引き抜くことをできなくするために、制御棒駆動軸とを切り離し、さらに制御棒駆動装置への電源供給ケーブルを切り離す措置を講じる。

廃止措置期間中に性能を維持する発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」と いう。) については、廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及び第2 段階の開始時点で炉心等に残存する中性子源集合体、サーベイランス集合体、中 性子しゃへい体、制御棒集合体、模擬燃料体及び固定吸収体(以下「しゃへい体 等」という。)を取り出す作業(以下「しゃへい体等取出し作業」という。)に係 る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部 への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域 における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放 射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止す るための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。これら性 能維持施設の施設管理については、廃止措置の進捗に応じて、維持する施設の範 囲を明確にし、施設の重要度に応じた点検を保全計画に従い実施する。廃止措置 の進捗に応じて性能維持施設の範囲等を変更する場合は、廃止措置の進捗に応じ て必要となる施設の範囲、機能及び性能を明確にし、廃止措置計画に反映して変 更認可を受ける。また、廃止措置の中で性能維持施設の改造、解体撤去工事、試 料採取等を実施する場合は、安全確保上必要な性能維持施設に影響を与えないこ とを確認したうえで実施する。

放射線業務従事者の放射線被ばく線量の低減については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。)に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、汚染の除去、時間的減衰及び遠隔装置の活用並びに汚染拡大防止措置等を講じた解体撤去の手順及び工法を策定する。さらに、廃止措置で実施する各

変更箇所 補正前 補正後 理由 作業については、上記の被ばく線量低減対策のほか、高所作業対策、特定化学物 作業については、上記の被ばく線量低減対策のほか、高所作業対策、特定化学物 質等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策 質等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策 等の労働災害防止対策を含めたリスクアセスメントを実施し、リスクレベルに応 等の労働災害防止対策を含めたリスクアセスメントを実施し、リスクレベルに応 じたリスク低減対策を講じる。 じたリスク低減対策を講じる。 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、周辺公衆の被ばく線量を 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、周辺公衆の被ばく線量を 合理的に達成可能な限り低減するように、処理に必要となる設備の性能を維持し 合理的に達成可能な限り低減するように、処理に必要となる設備の性能を維持し ながら管理放出するとともに、周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して ながら管理放出するとともに、周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して 行う。また、放射性物質により汚染された設備の解体撤去に当たっては、放射性 行う。また、放射性物質により汚染された設備の解体撤去に当たっては、放射性 物質による汚染を効果的に除去することにより、放射性固体廃棄物の発生量や放 物質による汚染を効果的に除去することにより、放射性固体廃棄物の発生量や放 射能レベルを低減する。発生した放射性固体廃棄物については廃止措置の終了ま 射能レベルを低減する。発生した放射性固体廃棄物については廃止措置の終了ま でに許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。 でに許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。 廃止措置の実施に当たっては、政府が定めた「『もんじゅ』の廃止措置に関する 廃止措置の実施に当たっては、政府が定めた「『もんじゅ』の廃止措置に関する 基本方針(平成29年6月13日)」及び機構が定めた「『もんじゅ』の廃止措置に 基本方針(平成29年6月13日)」及び機構が定めた「『もんじゅ』の廃止措置に 関する基本的な計画(平成29年6月13日)」に基づき、政府と連携して、使用済 関する基本的な計画(平成29年6月13日)」に基づき、政府と連携して、使用済 燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画の検討並びに放射性固体廃棄 燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画の検討並びに放射性固体廃棄 物に係る廃棄施設の整備に係る取組を含め、廃止措置を安全、着実かつ計画的に 物に係る廃棄施設の整備に係る取組を含め、廃止措置を安全、着実かつ計画的に 進めていく。 進めていく。 3. 廃止措置の実施区分 3. 廃止措置の実施区分 廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階(燃料体取出し期間、解体準備期間、 廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階(燃料体取出し期間、解体準備期間、 廃止措置期間I、廃止措置期間II) に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進む 廃止措置期間I、廃止措置期間II)に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進む ための準備をしながら着実に進める。廃止措置の全体工程について「十一 廃止 ための準備をしながら着実に進める。廃止措置の全体工程について「十一 廃止 措置の工程」に、廃止措置の実施区分を第5-1表に示す。 措置の工程」に、廃止措置の実施区分を第5-1表に示す。 廃止措置における早期のリスク低減を図るため、第1段階は、燃料体取出し作業 廃止措置における早期のリスク低減を図るため、第1段階は、燃料体取出し作業 を最優先に実施する。 を最優先に実施する。 第2段階は、バルクナトリウムの所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリ 第2段階は、バルクナトリウムの所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリ スクを低減するとともに、その後速やかに第3段階におけるナトリウム機器の解 スクを低減するとともに、その後速やかに第3段階におけるナトリウム機器の解 体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。 体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。 なお、第2段階を、しゃへい体等取出し完了までを行う第2段階前半と、その 表現を適正化する。 なお、第2段階を、しゃへい体等の取出し完了までを行う第2段階前半と、そ の後のバルクナトリウム搬出までを行う第2段階後半に大きく分け、今回の申請 後のバルクナトリウム搬出までを行う第2段階後半に大きく分け、今回の申請で では、第2段階前半から行う具体的な作業について記載する。 は、第2段階前半から行う具体的な作業について記載する。 第2段階後半以降に行う具体的な作業については、別添資料4に従い検討を進 第2段階後半以降に行う具体的な作業については、別添資料4に従い検討を進 める必要があることから、具体的な作業に着手するまでの適切な時期に廃止措置 める必要があることから、具体的な作業に着手するまでの適切な時期に廃止措置 計画に反映して変更認可を受ける。なお、廃止措置を進めるために新たに設置す 計画に反映して変更認可を受ける。なお、廃止措置を進めるために新たに設置す る設備の設計に時間を要する場合等については、さらに分割して廃止措置計画に る設備の設計に時間を要する場合等については、さらに分割して廃止措置計画に 反映して変更認可を受ける。 反映して変更認可を受ける。 第3段階以降は、第2段階に実施する解体技術基盤の整備、核燃料物質による 第3段階以降は、第2段階に実施する解体技術基盤の整備、核燃料物質による

変更簡所 補正前 汚染の分布に関する評価等を踏まえ検討を進める必要があることから、第3段階 に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 4. 解体の方法 4.1 第1段階に行う解体の方法 (1) 2次系ナトリウムの抜取り ナトリウム漏えいリスクを低減するため、2次主冷却系設備、補助冷却設 備、2次ナトリウム補助設備及び2次メンテナンス冷却系設備のナトリウム を既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。また、既設の オーバフロータンク及びダンプタンクの容量を超える2次系ナトリウムにつ いては、原子炉補助建物内に設置する一時保管用タンクにドレンする。 ドレンの手順については、2ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及 びダンプタンクにドレン後、タンク内の一部(約 $40 \,\mathrm{m}^3$)のナトリウムを、一 時保管用タンクに移送する。一時保管用タンクへの移送が完了後、残りの1ル ープ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。 2次系ナトリウムの抜取り作業については、2018年12月に完了する計画であ る。 1次系ナトリウム等、2次系ナトリウム以外のナトリウムの抜取り方法及 び時期並びにナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第1段 階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反 映して変更認可を受ける。 なお、1次系ナトリウムの抜取り方法等、ナトリウムの処理・処分に向けた 準備については、敦賀廃止措置実証部門に設置する敦賀廃止措置実証本部を 中心に、もんじゅ及びプラントメーカーと連携して既設設備の活用、海外プ ラントの技術等について調査及び検討を進めることとし、必要な技術開発費 用の確保を含め、燃料体取出し作業が完了する第2段階以降、速やかに準備 作業に取り掛かれるよう検討を進める。 (2) 燃料体取出し作業 燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送 する作業(以下「燃料体の取出し」という。)及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽か ら取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によっ て洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業(以下「燃料体の処理」とい

う。)からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安

全かつ確実に行うために、燃料体の取出しに影響のない範囲において、燃料

体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体(以下「模擬燃料体

等」という。)を装荷する。ただし、放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセ

スの削減による工程遅延リスク低減の観点から、246体目の燃料体の取出し終

汚染の分布に関する評価等を踏まえ検討を進める必要があることから、第3段階 | 変更なし に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

理由

4. 解体の方法

- 4.1 第1段階に行う解体の方法
- (1) 2次系ナトリウムの抜取り

ナトリウム漏えいリスクを低減するため、2次主冷却系設備、補助冷却設 備、2次ナトリウム補助設備及び2次メンテナンス冷却系設備のナトリウム を既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。また、既設の オーバフロータンク及びダンプタンクの容量を超える2次系ナトリウムにつ いては、原子炉補助建物内に設置する一時保管用タンクにドレンする。

ドレンの手順については、2ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及 びダンプタンクにドレン後、タンク内の一部(約 $40 \,\mathrm{m}^3$)のナトリウムを、一 時保管用タンクに移送する。一時保管用タンクへの移送が完了後、残りの1ル ープ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。 2次系ナトリウムの抜取り作業については、2018年12月に完了する計画であ

1次系ナトリウム等、2次系ナトリウム以外のナトリウムの抜取り方法及 び時期並びにナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第1段 階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反 映して変更認可を受ける。

なお、1次系ナトリウムの抜取り方法等、ナトリウムの処理・処分に向けた 準備については、敦賀廃止措置実証部門に設置する敦賀廃止措置実証本部を 中心に、もんじゅ及びプラントメーカーと連携して既設設備の活用、海外プ ラントの技術等について調査及び検討を進めることとし、必要な技術開発費 用の確保を含め、燃料体取出し作業が完了する第 2 段階以降、速やかに準備 作業に取り掛かれるよう検討を進める。

(2) 燃料体取出し作業

燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送 する作業(以下「燃料体の取出し」という。)及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽か ら取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によっ て洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業(以下「燃料体の処理」とい う。)からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安 全かつ確実に行うために、燃料体の取出しに影響のない範囲において、燃料 体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体(以下「模擬燃料体 等」という。)を装荷する。ただし、放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセ スの削減による工程遅延リスク低減の観点から、246 体目の燃料体の取出し終

変更箇所	補正前		理由
及义回历	了後、247 体目以降においては、模擬燃料体等を装荷しない(以下「部分装荷」という。)。部分装荷では、炉心は模擬燃料体等を装荷する 370 箇所のうち、第 13-1 図のとおり格子状に 246 箇所に装荷した配置とする。 なお、炉心から燃料体を取り出す前に、現在 (廃止措置計画認可申請時点)、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出し、洗浄して燃料池へ移送する。 以上の作業を第 11-2 図の工程に従って行い、燃料体取出し作業を完了する。(3) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価 もんじゅでは、炉心周辺の一部構造材料及び 1 次冷却材が放射化している。また、その他施設内の機器・配管等の内面について、放射性物質の総量としては小さいものの、放射性物質が残留している。 解体撤去作業における放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、施設内における核燃料物質による汚染の分布(以下単に「汚染の分布」という。) に関する評価を第 1 段階及び第 2 段階に行う。第 1 段階においては、主に 1 次主冷却系における汚染の分布について評価を実施する。 (4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程 (1)から(3)の各作業に係る安全管理上の措置を第 5-2 表に、作業工程を「十	了後、247 体目以降においては、模擬燃料体等を装荷しない(以下「部分装荷」という。)。部分装荷では、炉心は模擬燃料体等を装荷する 370 箇所のうち、第 13-1 図のとおり格子状に 246 箇所に装荷した配置とする。 なお、炉心から燃料体を取り出す前に、現在(廃止措置計画認可申請時点)、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出し、洗浄して燃料池へ移送する。 以上の作業を第 11-2 図の工程に従って行い、燃料体取出し作業を完了する。(3) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価 もんじゅでは、炉心周辺の一部構造材料及び 1 次冷却材が放射化している。また、その他施設内の機器・配管等の内面について、放射性物質の総量としては小さいものの、放射性物質が残留している。 解体撤去作業における放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、施設内における核燃料物質による汚染の分布(以下単に「汚染の分布」という。) に関する評価を第 1 段階及び第 2 段階に行う。第 1 段階においては、主に 1 次主冷却系における汚染の分布について評価を実施する。 (4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程 (1)から(3)の各作業に係る安全管理上の措置を第 5-2 表に、作業工程を「十	変更なし
	- 廃止措置の工程」に示す。 4. 2 第2段階に行う解体の方法 (1) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価 第2段階においては、第1段階に引き続き、1次主冷却系における汚染の分布について評価を継続するとともに、炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。 (2) ナトリウム機器の解体準備 ナトリウム機器の解体は、バルクナトリウムの抜取り、抜出し後の機器内に残留するナトリウムの回収及び安定化、機器解体撤去・切断、ナトリウム洗浄、除染等の多くの作業ステップが必要となる。これらの多岐にわたる系統機器の解体を安全、確実かつ速やかに行うため、次に挙げるしゃへい体等取出し作業及びバルクナトリウムの搬出を実施する。ナトリウム保有に伴うリスクの低減となるバルクナトリウム搬出のための最初のプロセスであり、かつ燃料体取出し作業並みの長期間を要するしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。また、ナトリウム機器の解体には、残留ナトリウムの安定化、機器・配管の切断等の解体に必要な技術等の選定、解体のガイドライン作成、それらの妥当性確認・実証が必要である。解体に必要な技術等の適用対象としては、非放射性ナトリウム設備、放射性ナトリウム設備及び特殊設備(原子炉容器、コー	4. 2 第2段階に行う解体の方法 (1) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価 第2段階においては、第1段階に引き続き、1次主冷却系における汚染の分布について評価を継続するとともに、炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。 (2) ナトリウム機器の解体準備 ナトリウム機器の解体は、バルクナトリウムの抜取り、抜出し後の機器内に残留するナトリウムの回収及び安定化、機器解体撤去・切断、ナトリウム洗浄、除染等の多くの作業ステップが必要となる。これらの多岐にわたる系統機器の解体を安全、確実かつ速やかに行うため、次に挙げるしゃへい体等取出し作業及びバルクナトリウムの搬出を実施する。ナトリウム保有に伴うリスクの低減となるバルクナトリウム搬出のための最初のプロセスであり、かつ燃料体取出し作業並みの長期間を要するしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。また、ナトリウム機器の解体には、残留ナトリウムの安定化、機器・配管の切断等の解体に必要な技術等の選定、解体のガイドライン作成、それらの妥当性確認・実証が必要である。解体に必要な技術等の適用対象としては、非放射性ナトリウム設備、放射性ナトリウム設備及び特殊設備(原子炉容器、コー	

ルドトラップ等)に区分し、非放射性ナトリウム設備から順に実設備解体を 通じた技術実証・確認をしながら、第2段階及び第3段階を通じて段階的に 解体技術基盤整備を行う。第2段階においては、非放射性ナトリウム設備の 解体着手に必要な解体技術基盤整備と放射性ナトリウム設備及び特殊設備の 解体着手に必要な解体技術基盤整備計画の策定を実施する。実設備解体を通 じた技術実証・確認については、2次メンテナンス冷却系等の小規模系統か ら、二次冷却設備、一次冷却設備の順に行い、放射性ナトリウム設備の一次冷 却設備の解体に技術を適用していく方針とし、第2段階期間に非放射性ナト リウム設備の実設備解体を通じた技術実証・確認に着手する。具体的な方法 及び安全管理上の措置については、作業着手までに廃止措置計画に反映して 変更認可を受ける。

補正前

① しゃへい体等取出し作業

変更箇所

しゃへい体等取出し作業は、炉心等にあるしゃへい体等を燃料池にすべ て貯蔵することを完了条件とし、第1段階の燃料体取出し作業で経験、実績 のある燃料取扱設備を用いて、安全、確実に実施する。取出し順序について は、放射性物質を内包している又は放射化により近接作業で取り出すこと ができないものを優先して取り出すことを基本とする。なお、取扱い対象は 放射性廃棄物であり、本作業は「放射性固体廃棄物」の移送作業として管理 する。作業時のプラント状態については、1次主冷却系のナトリウムをドレ ンし、原子炉容器液位を通常レベル(以下「NsL」という。)からシステムレ ベル(以下「SsL」という。)に低下させた状態で運用することにより、設備 点検のためにしゃへい体等取出しの実作業が行えない期間を短縮するとと もに、プラントの維持管理、設備保全・整備の合理化を図る。しゃへい体等 取出し作業の実施に当たっては、原子炉容器液位を SsL で運用することに よる工程管理上のリスクへの対応策(以下「リカバリープラン」という。) を準備する。

② バルクナトリウムの搬出

バルクナトリウム搬出完了までには、しゃへい体等取出し作業及び放射 性バルクナトリウム抜取り作業、ナトリウム抜出・搬出設備整備といった多 くのナトリウム取扱い作業及び設備整備を行いつつ、これらを効果的に組 み合わせ、バルクナトリウム搬出を安全、確実、かつ可能な限り速やかに完 了することを目指し、しゃへい体等取出し完了後、可能な限り速やかに非放 射性バルクナトリウムの抜出・搬出に移行できるように体制変更を行うと ともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。非放射性バルクナトリウムの搬出 完了後は、可能な限り速やかに放射性バルクナトリウムの抜出・搬出に移行 ルドトラップ等)に区分し、非放射性ナトリウム設備から順に実設備解体を 通じた技術実証・確認をしながら、第2段階及び第3段階を通じて段階的に 解体技術基盤整備を行う。第2段階においては、非放射性ナトリウム設備の 解体着手に必要な解体技術基盤整備と放射性ナトリウム設備及び特殊設備の 解体着手に必要な解体技術基盤整備計画の策定を実施する。実設備解体を通 じた技術実証・確認については、2次メンテナンス冷却系等の小規模系統か ら、二次冷却設備、一次冷却設備の順に行い、放射性ナトリウム設備の一次冷 却設備の解体に技術を適用していく方針とし、第2段階期間に非放射性ナト リウム設備の実設備解体を通じた技術実証・確認に着手する。 具体的な方法 及び安全管理上の措置については、作業着手までに廃止措置計画に反映して 変更認可を受ける。

補正後

① しゃへい体等取出し作業

しゃへい体等取出し作業は、炉心等にあるしゃへい体等を燃料池にすべ て貯蔵することを完了条件とし、第1段階の燃料体取出し作業で経験、実績 のある燃料取扱設備を用いて、燃料体取出し作業と同様にしゃへい体等を 炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業と、しゃへい体等を炉│業の方法及び手順を明 外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを「確化する。 蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業を繰り返 し、安全、確実に実施する。取出し順序については、放射性物質を内包して いる又は放射化により近接作業で取り出すことができないものを優先して 取り出すことを基本とする。なお、取扱い対象は放射性廃棄物であり、本作 業は「放射性固体廃棄物」の移送作業として管理する。作業時のプラント状 態については、1次主冷却系のナトリウムをドレンし、原子炉容器液位を通 常レベル(以下「NsL」という。)からシステムレベル(以下「SsL」という。) に低下させた状態で運用することにより、設備点検のためにしゃへい体等 取出しの実作業が行えない期間を短縮するとともに、プラントの維持管理、 設備保全・整備の合理化を図る。しゃへい体等取出し作業の実施に当たって は、原子炉容器液位を SsL で運用することによる工程管理上のリスクへの 対応策(以下「リカバリープラン」という。)を準備する。

② バルクナトリウムの搬出

バルクナトリウム搬出完了までには、しゃへい体等取出し作業及び放射 性バルクナトリウム抜取り作業、ナトリウム抜出・搬出設備整備といった多 くのナトリウム取扱い作業及び設備整備を行いつつ、これらを効果的に組 み合わせ、バルクナトリウム搬出を安全、確実、かつ可能な限り速やかに完 了することを目指し、しゃへい体等取出し完了後、可能な限り速やかに非放 射性バルクナトリウムの抜出・搬出に移行できるように体制変更を行うと ともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。非放射性バルクナトリウムの搬出 完了後は、可能な限り速やかに放射性バルクナトリウムの抜出・搬出に移行

しゃへい体等取出し作

理由

できるように体制の見直しを行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。設備整備においては、バルクナトリウムの抜出・搬出作業を安全、確実、かつ可能な限り速やかに行えるように取り組む。これらの具体的な事項をナトリウム搬出計画として策定した上で、バルクナトリウム搬出工程に整合する範囲で、バルクナトリウム以外についても回収及び搬出を図り、第3段階での施設内のナトリウムに起因するリスクを可能な限り低減する。設

段階での施設内のナトリウムに起因するリスクを可能な限り低減する。設備整備を含む具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正前

(3) 水・蒸気系等発電設備の解体撤去

変更箇所

大型の非放射性ナトリウム機器の撤去後の解体場所と移送ルートの確保を目的とし、水・蒸気系等発電設備のうち、タービン建物 3 階以下に設置されている機器の解体撤去を実施する。解体撤去では、性能維持施設に影響を及ぼさないよう着手前に隔離や養生等を行う。また、解体撤去工事の際は、高所作業等の労働災害防止対策を講じた上で、工具などを用いて分解・取外しを行うとともに、熱的切断装置又は機械的切断装置で切断、破砕等を行う。なお、本解体撤去を通じて、解体技術基盤整備として実施する 2 次メンテナンス冷却系等の技術実証・確認に向けた経験の蓄積、労働安全及び運用管理の方法の習熟に資する。

(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程

第2段階前半に実施する各作業に係る安全管理上の措置を第5-3表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。

4. 3 第3段階以降に行う解体の方法

第3段階においては、水・蒸気系等発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器の解体撤去を行う。ナトリウム機器の解体撤去については、遠隔装置の活用、遮蔽設置等の被ばく低減対策、ナトリウムの漏えい防止、飛散防止等の安全対策及び高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。解体撤去により発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出を行う。また、解体撤去により発生する放射性固体廃棄物については、計画的に処理を行い、搬出するまでの期間、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分別及び性状に応じて、適切な方法で保管する。

第4段階においては、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う。建物等の 解体撤去については、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災 害防止対策を確実に講じる。

以上に示す作業の具体的な方法、安全対策、必要となる性能維持施設の範囲、 機能及び性能等については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変 更認可を受ける。 補正後

理由

できるように体制の見直しを行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。設備整備においては、バルクナトリウムの抜出・搬出作業を安全、確実、かつ可能な限り速やかに行えるように取り組む。これらの具体的な事項をナトリウム搬出計画として策定した上で、バルクナトリウム搬出工程に整合する範囲で、バルクナトリウム以外についても回収及び搬出を図り、第3段階での施設内のナトリウムに起因するリスクを可能な限り低減する。設備整備を含む具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

(3) 水・蒸気系等発電設備の解体撤去

大型の非放射性ナトリウム機器の撤去後の解体場所と移送ルートの確保を目的とし、水・蒸気系等発電設備のうち、タービン建物 3 階以下に設置されている機器の解体撤去を実施する。解体撤去では、性能維持施設に影響を及ぼさないよう着手前に隔離や養生等を行う。また、解体撤去工事の際は、高所作業等の労働災害防止対策を講じた上で、工具などを用いて分解・取外しを行うとともに、熱的切断装置又は機械的切断装置で切断、破砕等を行う。なお、本解体撤去を通じて、解体技術基盤整備として実施する 2 次メンテナンス冷却系等の技術実証・確認に向けた経験の蓄積、労働安全及び運用管理の方法の習熟に資する。

(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程

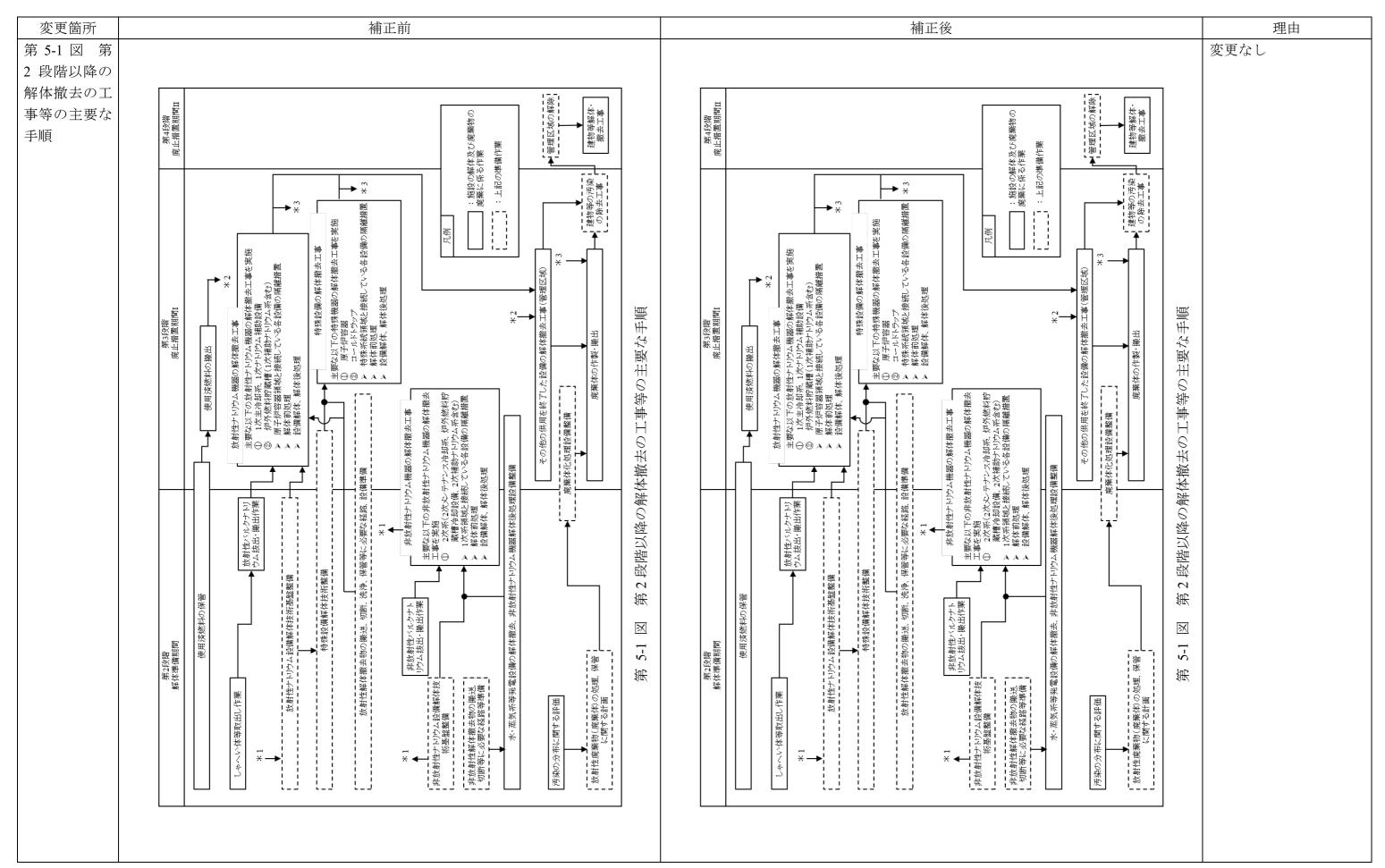
第 2 段階前半に実施する各作業に係る安全管理上の措置を第 5-3 表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。

4. 3 第3段階以降に行う解体の方法

第3段階においては、水・蒸気系等発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器の解体撤去を行う。ナトリウム機器の解体撤去については、遠隔装置の活用、遮蔽設置等の被ばく低減対策、ナトリウムの漏えい防止、飛散防止等の安全対策及び高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。解体撤去により発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出を行う。また、解体撤去により発生する放射性固体廃棄物については、計画的に処理を行い、搬出するまでの期間、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分別及び性状に応じて、適切な方法で保管する。

第4段階においては、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う。建物等の 解体撤去については、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災 害防止対策を確実に講じる。

以上に示す作業の具体的な方法、安全対策、必要となる性能維持施設の範囲、 機能及び性能等については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変 更認可を受ける。



変更箇所		補正前		補正後	理由
第 5-1 表 廃	第 5-1	表 廃止措置の実施区分	第 5-	1表 廃止措置の実施区分	変更なし
止措置の実施	区分	主な実施事項	区分	主な実施事項	
区分	第1段階 燃料体取出し期間	・2次系ナトリウムの抜取り ・燃料体取出し作業 ・汚染の分布に関する評価	第1段階 燃料体取出し期間	・2次系ナトリウムの抜取り ・燃料体取出し作業 ・汚染の分布に関する評価	
	第2段階 解体準備期間	・汚染の分布に関する評価(継続) ・ナトリウム機器の解体準備 ・水・蒸気系等発電設備の解体撤去	第2段階解体準備期間	・汚染の分布に関する評価(継続) ・ナトリウム機器の解体準備 ・水・蒸気系等発電設備の解体撤去	
	第3段階 廃止措置期間 I	・水・蒸気系等発電設備の解体撤去(継続) ・ナトリウム機器の解体撤去	第3段階 廃止措置期間 I	・水・蒸気系等発電設備の解体撤去(継続) ・ナトリウム機器の解体撤去	
	第4段階 廃止措置期間Ⅱ	・管理区域の解除 ・建物等解体撤去	第4段階 廃止措置期間Ⅱ	・管理区域の解除・建物等解体撤去	

変更箇所			補正前		補正後	理由
第 5-2 表 第						変更なし
1 段階におい て実施する作		第 5-2 表 第	51段階において実施する作業に係る安全管理上の措置	第 5-2 表	第1段階において実施する作業に係る安全管理上の措置	
業に係る安全	作業	作業場所	安全管理上の措置	作業 作業場所	安全管理上の措置	
管理上の措置	件名			件名		
	2 次	原子炉建物	・ナトリウムバウンダリを開放する際、防炎シート等を敷	2 次原子炉建物	・ナトリウムバウンダリを開放する際、防炎シート等を敷	
	系ナ	及び原子炉	き、ナトリウムの飛散を防止する。また、脱落したナトリ	系 ナ 及び原子炉	き、ナトリウムの飛散を防止する。また、脱落したナトリ	
	トリ	補助建物	ウムを収納する専用保管容器を準備する。	トリ補助建物	ウムを収納する専用保管容器を準備する。	
	ウム		・ナトリウムバウンダリを開放する際、作業者は保護具を着	ウム	・ナトリウムバウンダリを開放する際、作業者は保護具を着	
	の抜		用し、ナトリウムの飛散による火傷等を防止する。	の抜	用し、ナトリウムの飛散による火傷等を防止する。	
	取り		・タンクにドレンする際にはタンク容量の上限を超えない	取り	・タンクにドレンする際にはタンク容量の上限を超えない	
			ように管理する。		ように管理する。	
	燃料	原子炉建	・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や	燃料原子炉建	・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や	
	体 取	物、原子炉	模擬訓練を実施する。	体 取 物、原子炉	模擬訓練を実施する。	
	出し	補助建物及	・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施	出し 補助建物及	・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施	
	作業	びメンテナ	する。	作業 びメンテナ	する。	
		ンス・廃棄	・臨界防止のため、燃料体の取出しが完了するまで、炉心か	ンス・廃棄	・臨界防止のため、燃料体の取出しが完了するまで、炉心か	
		物処理建物	ら制御棒集合体を取り出さない。	物処理建物	ら制御棒集合体を取り出さない。	
	汚 染	原子炉建	・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。	汚染原子炉建	・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。	
	の分	物、原子炉	・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。	の分物、原子炉	・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。	
	布に	補助建物、	・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低	布に補助建物、	・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低	
	関す	メンテナン	減対策を講じる。	関 す メンテナン	減対策を講じる。	
	る評	ス・廃棄物		る 評 ス・廃棄物		
	価	処理建物及		価 処理建物及		
		び固体廃棄		び固体廃棄		
		物貯蔵庫		物貯蔵庫		

変更箇所		補正前			補正後	理由
第 5-3 表 第						変更なし
2 段階におい						
て実施する作	第 5-3 表 第 1	2 段階において実施する作業に係る安全管理上の措置		9 5-3 表 第 	2段階において実施する作業に係る安全管理上の措置	
業に係る安全管理上の措置	作業件 作業場所	安全管理上の措置	作業件	作業場所	安全管理上の措置	
日生工が担目	名		名			
	汚染の原子炉建	・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。	汚染の	原子炉建	・代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。	
	分布に物、原子炉	・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。	分布に	物、原子炉	・高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。	
	関する補助建物、	・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく	関する	補助建物、	・試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく	
	評価 メンテナ	低減対策を講じる。	評価	メンテナ	低減対策を講じる。	
	ンス・廃棄			ンス・廃棄		
	物処理建			物処理建		
	物及び固			物及び固		
	体廃棄物			体廃棄物		
	貯蔵庫			貯蔵庫		
	しゃへ原子炉建	・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育	しゃへ	原子炉建	・作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育	
	い体等物、原子炉	や模擬訓練を実施する。	い体等	物、原子炉	や模擬訓練を実施する。	
	取出し補助建物	・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実	取出し	補助建物	・故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実	
	作業及びメン	施する。	作業	及びメン	施する。	
	テナンス・			テナンス・		
	廃棄物処			廃棄物処		
	理建物			理建物		
	水・蒸気 タービン	・解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。ま	水・蒸気	タービン	・解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。ま	
	系 等 発 建物	た、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合	系 等 発	建物	た、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合	
	電設備	の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措	電設備		の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措	
	の解体	置を講じる。	の解体		置を講じる。	
	撤去	・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用	撤去		・使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあっては、使用	
		済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。			済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。	
		・必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉			・必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉	
		じん等の拡散防止対策を講じる。			じん等の拡散防止対策を講じる。	
		・タービン建物等を維持管理する。			・タービン建物等を維持管理する。	
		・解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解			・解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解	
		体撤去着手前に隔離や養生等を行う。			体撤去着手前に隔離や養生等を行う。	

変更箇所	補正前	補正後	理由
本文六	六 性能維持施設	六 性能維持施設	
性能維持施設		廃止措置に移行した原子炉施設は、プラント運転中と異なり、原子炉運転に係る	廃止措置を安全、確実か
		原子力災害の発生リスクがなく、廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事	つできる限り速やかに
		者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。そのため、廃止措置の進捗に	推進するためには設備
		伴い低減するリスクに応じて、性能を維持すべき設備を合理的に最小化させるとと	の維持負担を軽減して
		もに、性能を維持すべき設備に対しても合理的な運用を適用することが基本原則で	いくことが重要である
		<u>ある。</u>	ことから、そのための
		このため、今後の廃止措置の進捗による設備の要求条件、状況の変化を踏まえて、	「廃止措置段階の性能
		適宜、設備の維持・運用について再評価を行い、性能を維持する設備についてはプ	維持施設の考え方」を明
		ラント状態や設備の状況に応じて、「運用・維持方法変更」や「設備更新」、「移設、	確にする。
		改造」、「代替設備への移行」といった選択肢の中から最適な運用方針を選択する。	
		また、廃止措置の進捗に伴い安全機能を満たす上で維持・運用の必要性がなくなっ	
		た設備は速やかに設備の性能維持を終了する。	
		なお、今後も廃止措置の進捗に応じて、設備の維持・運用に関する評価を行うと	今後実施する廃止措置
		ともに、第2段階後半及び第3段階に移行するまでに、順次、見直しを図っていく。	に係る工事内容につい
		その結果、第6-1表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場	ては引き続き検討を行
		合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	うとともに、その検討の
			進捗に応じて計画を見
		(1) 第1段階及び第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方	直す方針とすることを
		①第1段階における安全確保の基本的な考え方	明確化する。
		廃止措置第1段階においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃	安全確保の基本的な考
		料体が存在するという残留リスクを持つ状態であった。これを踏まえ、ナトリウム	え方を第1段階、第2段
		を安全に管理するための施設について性能を維持するとともに、残留リスクの早期	階前半で分けて記載す
		低減の観点から、安全を確保しながら燃料体取出し作業を最優先に実施することを	る。
		<u>廃止措置の基本方針として定め、この基本方針に基づき、</u> 燃料体取出し作業に係る	
		設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域におけ	
	における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射		
	性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するた		出し作業」を削除する。
	めの設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。	備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 	
		②第2段階前半における安全確保の基本的な考え方 京は世界第2段階においては、機制体取出し作業の完了に伴い、機能体は機制池	「第2段階前半のプラン
		廃止措置第2段階においては、燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料体は燃料池	
		及び新燃料貯蔵ラックに貯蔵している状態となり、残留リスクが解消した状態となった。また、合後の廃止世界の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線練	保の基本的な考え方」を
		<u>った。また、今後の廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被</u> ばく等のリスクも次第に低減していく。このような廃止措置プラントの特徴を踏ま	77 記りる。
		え、プラントの安全機能要求を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り	
		速やかに推進できるよう、設備維持上の課題や廃止措置作業との関係についても考	

変更箇所	補正前	補正後	理由
		慮しながら最適な設備運用を選択することが重要となる。	
		このため、第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方を以	
		下のとおりとする。	
		a. 原子力災害の防止のため、燃料池まわりを中心に必要な安全機能を維持する	「第2段階前半のプラン
		とともに、大規模損壊対応に必要な機能を維持する。	ト状態における安全確
		b. 廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、もんじゅの	
		特殊性を考慮した必要な機能を維持するとともに、その他、プラントの安全	明記する。
		確保上、必要な機能を維持する。 	
	性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下		
	に示す。	基本的な考え方を以下に示す。 	
		(2) 性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方	
		燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から、燃料は	
		ら燃料体及びしゃへい体等を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗	
		浄設備等を、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業が完了するまでの期 間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設	
		間、福行官壁する。また、炉心寺がら取り出した燃料体を則蔵する水中燃料則蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラックに	
		かかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。ただし、燃料池の	
	水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。	水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。	
	が自然機能は、使用資際何の強制自身が下安となるよくの利用、権力自生する。	が自然機能は、使用資源的の試験自身が一致となるよくの効果、配的自生する。	
	 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性	 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性	
		物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの	
		期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅ	
		における核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることか	
	ら、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。	 ら、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。	
	核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建	核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建	
	物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、	物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、	
	管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防	管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防	
	止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。	止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。	
	管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、	管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、	
	管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期	管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期	
	間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に	間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に	
	応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、	応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、	
	必要となる監視設備について維持管理する。	必要となる監視設備について維持管理する。	
		核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃	
		棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固	
		体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の	
	貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を有する廃棄事業者の廃棄 	貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を有する廃棄事業者の廃棄 	

変更箇所	補正前	補正後	理由
	施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。 ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。 また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車	施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。 ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。 また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。 その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。 以上の基本的な考え方に基づく性能維持施設の機能、性能、プラント状態に応じ	
	なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。		
	第 6-1 表 性能維持施設	第 6-1 表 性能維持施設	
	(別紙 第6-1表 性能維持施設補正前後比較表 参照)	(別紙 第 6-1 表 性能維持施設補正前後比較表 参照)	

変更箇所 補正前 補正後 理由 本文七 七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期 | 七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期 | 変更なし 性能維持施設 間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特 間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特 の位置、構造 別の事情がある場合はその内容 別の事情がある場合はその内容 及び設備並び (略) 2. 性能維持施設の施設管理 にその性能、 2. 性能維持施設の施設管理 その性能を維 性能維持施設については、もんじゅの現況*1を踏まえ、研究開発段階発電用原 性能維持施設については、もんじゅの現況*1を踏まえ、研究開発段階発電用原 持すべき期間 子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則 子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則 並びに研開炉 10号。以下「技術基準規則」という。)の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設 10号。以下「技術基準規則」という。)の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設 技術基準規則 置許可等、既往の許認可を基に設定している第6-1表に示す維持機能及び性能に 置許可等、既往の許認可を基に設定している第6-1表に示す維持機能及び性能に ついて、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管 ついて、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管 第二章及び第 三章に定める 理する。また、第6-1表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検 理する。また、第6-1表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検 ところにより 査(以下「定期事業者検査」^{*2}という。)によって確認する。なお、第6-1表に示 査(以下「定期事業者検査」*2という。)によって確認する。なお、第6-1表に示 難い特別の事 す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設 す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設 情がある場合 から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。 から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。 はその内容 定期事業者検査については、2018年12月から実施する定期設備点検に合わせ 定期事業者検査については、2018年12月から実施する定期設備点検に合わせ て実施するものとし、2018年12月までに定める保全計画に定期事業者検査の内 て実施するものとし、2018年12月までに定める保全計画に定期事業者検査の内 容を反映する。2018年12月までの期間における性能維持施設の保全については 容を反映する。2018年12月までの期間における性能維持施設の保全については 建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未 建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未 点検機器を発生させないよう万全を期す。 点検機器を発生させないよう万全を期す。 もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生 もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生 させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般 させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般 に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導 に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導 入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれ 入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれ らの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安全かつ確実に実 らの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安全かつ確実に実 施するために、以下の取組を実施する。 施するために、以下の取組を実施する。 (1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 (1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備につい 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備につい て平成22年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認す て平成22年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認す る。 (2) 故障リスクへの対応 (2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予 備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故 備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故 障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器について 障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器について は、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。 は、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。 (3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 (3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。 (4) メーカ等と連携した作業管理体制の充実 (4) メーカ等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処でき 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処でき

変更箇所	補正前		理由
	るよう、メーカ等と連携した作業管理体制を充実する。	るよう、メーカ等と連携した作業管理体制を充実する。	リカバリープラン設備
	(5) リカバリープラン設備の保守管理	(5) リカバリープラン設備の保守管理	の維持管理を保安規定
	しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次	しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次	に定める特別な保全計
	冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を特別な保全計画により	冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を <mark>保安規定に定める</mark> 特別	画により維持管理する
	維持管理する。なお、原子炉容器液位を SsL で運用した作業実績を評価し、リ	な保全計画により維持管理する。	ことを明確化する。
	カバリープランの最適化を図る。		使用前に点検を行うよ
			う保守管理方法を合理
			化したことから、当該記
			載を削除する。
	1次主冷却系設備	1次主冷却系設備	
	T DY THE PROPERTY OF THE PROPE	1次主冷却系循環ポンプ	 リカバリープラン設備
		▶ 1次主冷却系中間熱交換器	の対象を明確化する。
		▶ 1次主冷却系配管	
		→ 1 次主冷却系設備	
	1 次ナトリウム補助設備(オーバフロー系、純化系、充填ドレン系)		 リカバリープラン設備
		▶ 1次ナトリウムオーバフロー系	 の対象を明確化する。
		<u> 1次ナトリウム</u> 純化系	
		▶ 1次ナトリウム充填ドレン系	
	メンテナンス冷却系設備 <u>(1次メンテナンス冷却系)</u>	メンテナンス冷却系設備	リカバリープラン設備
		▶ 1次メンテナンス冷却系	の対象を明確化する。
	プロセス計装 <u>(ナトリウム漏えい検出設備、予熱計装設備)</u>	プロセス計装	リカバリープラン設備
		▶ 原子炉容器出口ナトリウム温度	の対象を明確化する。
		▶ 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度	
		▶ <u>1次主冷却系流量</u>	
		▶ ナトリウム補助設備計装	
		▶ 原子炉格納容器雰囲気計装 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
		▶ <u>1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度</u>	
		▶ <u>配管室雰囲気温度</u>	
			
			
		▶ ナトリウム漏えい検出設備 ▼ 素料はおり供	
		▶ 予熱計装設備 屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	 リカバリープラン設備
		<u>産内官 壁角の主要な設備(成射縁監視設備)</u> ▶ 1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	の対象を明確化する。
		主冷却系窒素雰囲気調節装置	リカバリープラン設備
		<u>上門本水里宗芬西太嗣郎表置</u> ▶ 主冷却系窒素雰囲気調節装置	の対象を明確化する。

変更箇所	補正前		理由
	機器冷却系設備	機器冷却系設備	
		▶ 電磁ポンプ冷却設備	リカバリープラン設備
		■ 1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備	の対象を明確化する。
	※1:もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措	※1:もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措	
	置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生する	置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生する	
	と想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周	と想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周	
	辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅに	辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅに	
	ついては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附	ついては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附	
	属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委	属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委	
	員会規則第9号)等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状	員会規則第9号)等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状	
	況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを	況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを	
	保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクが	保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクが	
	ある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段	ある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段	
	階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点	階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点	
	から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。	から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。	
	燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの	燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの	
	低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実	低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実	
	かつ速やかに完了させることと、速やかに第 3 段階におけるナトリウム設	かつ速やかに完了させることと、速やかに第3段階におけるナトリウム設	
	備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカ	備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカ	
	ル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。	ル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。	
	併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新	併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新	
	たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段	たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段	
	階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。	階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。	
	※2:2020年3月までは事業者自主検査。	※2:2020年3月までは事業者自主検査。	
	(略)	(略)	
		V-1/	
			1

変更箇所	補正前	補正後	理由
本文九	九 核燃料物質による汚染の除去	九 核燃料物質による汚染の除去	
核燃料物質に	1. 汚染の除去の方針	1. 汚染の除去の方針	
よる汚染の除	解体対象施設の一部は、核燃料物質によって汚染されている。	解体対象施設の一部は、核燃料物質によって汚染されている。	
去	第1段階に実施した汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉容器	第1段階に実施した汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉容器	
	室等の放射化汚染が高い区域以外における機器・配管等の内面に残存して	室等の放射化汚染が高い区域以外における機器・配管等の内面に残存して	
	いる汚染については、放射線量が十分に低いことから、合理的に達成可能	いる汚染については、放射線量が十分に低いことから、合理的に達成可能	
	な限り放射線業務従事者の被ばくを低減するために講じる安全確保対策を	な限り放射線業務従事者の被ばくを低減するために講じる安全確保対策を	
	目的とした解体工事前の汚染の除去(以下「除染」という。)の必要性はな	目的とした解体工事前の汚染の除去(以下「除染」という。)の必要性はな	
	٧٠°	٧٠°	
	このため、第2段階以降においては、第1段階に引き続き行う汚染の分	このため、第2段階以降においては、第1段階に引き続き行う汚染の分	
	布に関する評価を実施し、その結果を踏まえ、機器・配管等の内面に残存	布に関する評価を実施し、その結果を踏まえ、機器・配管等の内面に残存	
	している汚染については、放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、	している汚染については、放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、	
	必要に応じて除染を行う。	必要に応じて除染を行う。	
	また、原子炉容器室等の放射化汚染が高い区域については、現状、立入	また、原子炉容器室等の放射化汚染が高い区域については、現状、立入	
	りを制限しており、原子炉容器等の解体撤去に着手するまで、継続して管	りを制限しており、原子炉容器等の解体撤去に着手するまで、継続して管	
	理する。	理する。	
	除染を実施する場合は、除染の対象を定めるとともに、適切な除染方法	除染を実施する場合は、除染の対象を定めるとともに、適切な除染方法	
	及び完了要件となる目標を策定する。	及び完了要件となる目標を策定する。	
	2. 除染の方法	2. 除染の方法	
	除染は、第1段階及び第2段階において実施する汚染の分布に関する評	除染は、第1段階及び第2段階において実施する汚染の分布に関する評	
	価結果を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく低減又は放射性廃棄物の放射	価結果を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく低減又は放射性廃棄物の放射	
	能レベル低減の観点から有効と判断した場合は、原子炉周辺設備の解体撤	能レベル低減の観点から有効と判断した場合は、原子炉 <mark>及びその</mark> 周辺設備	表現を適正化する。
	去に着手するまでに、除染の対象並びに具体的な除染方法及び安全管理上	の解体撤去に着手するまでに、除染の対象並びに具体的な除染方法及び安	
	の措置について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	全管理上の措置について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	

変更簡所 補正前 補正後 理由 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 変更なし 本文十 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 核燃料物質又 1. 放射性気体廃棄物の管理 1. 放射性気体廃棄物の管理 は核燃料物質 (1) 第1段階及び第2段階前半 (1) 第1段階及び第2段階前半 によって汚染 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物としては、燃 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物としては、燃 された物の廃 料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業等により発生する放射性希ガス 料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業等により発生する放射性希ガス (以下「希ガス」という。)及び放射性よう素(以下「よう素」という。)が考え (以下「希ガス」という。)及び放射性よう素(以下「よう素」という。)が考え られるが、よう素については、半減期が短く、性能試験(40%出力試験)中断後 られるが、よう素については、半減期が短く、性能試験(40%出力試験)中断後 の減衰期間を考慮すると、放出量は無視できる。また、第1段階及び第2段階 の減衰期間を考慮すると、放出量は無視できる。また、第1段階及び第2段階 前半においては放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わず、換気空調設備等 前半においては放射化した原子炉容器等の解体撤去を行わず、換気空調設備等 の必要な設備についてはその機能を維持することから、放射性粉じんの放出量 の必要な設備についてはその機能を維持することから、放射性粉じんの放出量 は無視できる。したがって、第1段階及び第2段階前半において放出される放 は無視できる。したがって、第1段階及び第2段階前半において放出される放 射性気体廃棄物としては、気体廃棄物処理系からの排気、原子炉格納施設及び 射性気体廃棄物としては、気体廃棄物処理系からの排気、原子炉格納施設及び 原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により発生する希ガスが主となる。 原子炉補助建物の換気空調設備からの排気により発生する希ガスが主となる。 希ガスが主となる放射性気体廃棄物の廃棄については、排気中の放射性物質 希ガスが主となる放射性気体廃棄物の廃棄については、排気中の放射性物質 の濃度を排気筒モニタによって監視しながら排気筒から放出し、周辺監視区域 の濃度を排気筒モニタによって監視しながら排気筒から放出し、周辺監視区域 外の空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないように管 外の空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないように管 理する。また、周辺監視区域境界においても、空間放射線量及び空間放射線量 理する。また、周辺監視区域境界においても、空間放射線量及び空間放射線量 率を監視する。放射性気体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、 率を監視する。放射性気体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、 保安規定に定めて実施する。 保安規定に定めて実施する。 なお、廃止措置期間中は、原子炉が停止していることから新たな希ガスが生 なお、廃止措置期間中は、原子炉が停止していることから新たな希ガスが生 成されず、また、性能試験(40%出力試験)中断後、21年以上経過しているこ 成されず、また、性能試験(40%出力試験)中断後、21年以上経過しているこ とから、一部の長半減期核種を除き、解体対象施設内に残存している希ガスの とから、一部の長半減期核種を除き、解体対象施設内に残存している希ガスの 放射能については、無視できる程度まで減衰している。したがって、気体廃棄 放射能については、無視できる程度まで減衰している。したがって、気体廃棄 物処理系から希ガスを放出する場合、活性炭吸着塔装置での減衰期間(キセノ 物処理系から希ガスを放出する場合、活性炭吸着塔装置での減衰期間(キセノ ンで約30日間、クリプトンで約40時間)は十分に経過しており、一部の長半 ンで約30日間、クリプトンで約40時間)は十分に経過しており、一部の長半 減期核種についても活性炭吸着塔装置による減衰効果はほとんどないことか 減期核種についても活性炭吸着塔装置による減衰効果はほとんどないことか ら、活性炭吸着塔装置による放射能の減衰を期待しない。 ら、活性炭吸着塔装置による放射能の減衰を期待しない。 第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物の処理系統説明図を第 第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物の処理系統説明図を第 10-1 図に示す。 10-1 図に示す。 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物の推定放出量 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性気体廃棄物の推定放出量 から、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和50年5月 から、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和50年5月 13 日原子力委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会一部改訂。以下 13 日原子力委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会一部改訂。以下 「線量目標値指針」という。) に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を 「線量目標値指針」という。)に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を 次のとおり設定し、これを超えないように努める。 次のとおり設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標值 放出管理目標值 5.5×10¹² Bg/y (希ガス) 5.5×10¹² Bg/y(希ガス) (2) 第2段階後半以降 (2) 第2段階後半以降 第2段階後半以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら 第2段階後半以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら

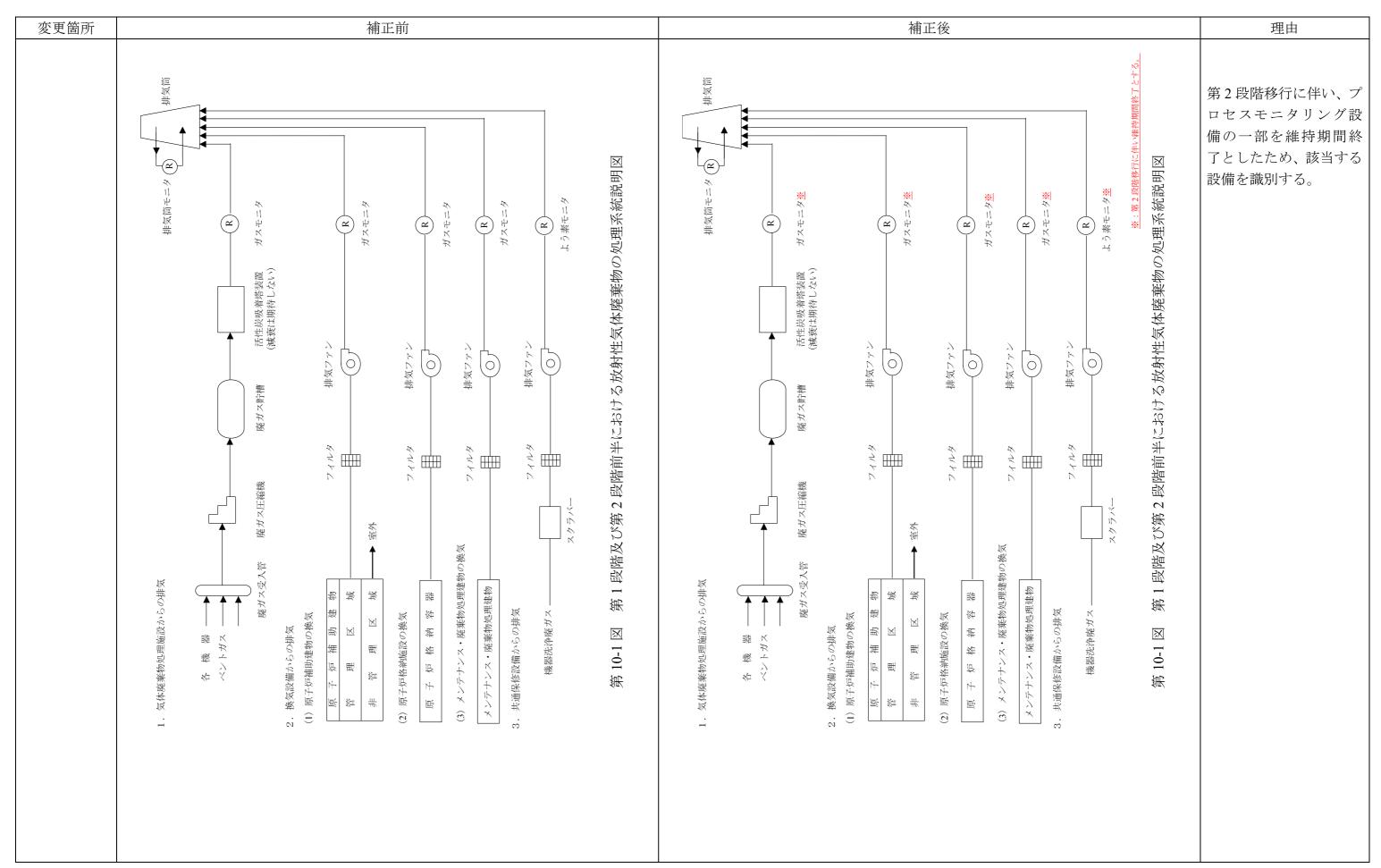
変更箇所 補正前 補正後 理由 管理放出する。 管理放出する。 なお、第2段階後半における放射性気体廃棄物の管理については、第1段階 なお、第2段階後半における放射性気体廃棄物の管理については、第1段階 及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実 及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実 施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着 施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着 手するまでに、また、第3段階以降においては、第1段階及び第2段階におけ 手するまでに、また、第3段階以降においては、第1段階及び第2段階におけ る汚染の分布に関する評価結果及び第3段階<mark>以降</mark>に実施する原子炉周辺設備の る汚染の分布に関する評価結果及び第3段階に実施する原子炉及びその周辺設 | 表現を適正化する。 解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞ 備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉及びその周辺設備の解体撤去に着手するまし表現を適正化する。 れ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受 でに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して 変更認可を受ける。 ける。 2. 放射性液体廃棄物の管理 2. 放射性液体廃棄物の管理 (1) 第1段階及び第2段階前半 (1) 第1段階及び第2段階前半 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性液体廃棄物の主なものは、 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性液体廃棄物の主なものは、 燃料取扱及び貯蔵設備廃液、共通保修設備廃液、廃棄物処理設備廃液、建物ド 燃料取扱及び貯蔵設備廃液、共通保修設備廃液、廃棄物処理設備廃液、建物ド レン並びに洗濯廃液である。 レン並びに洗濯廃液である。 これらの放射性液体廃棄物の廃棄については、処理に必要となる設備の機能 これらの放射性液体廃棄物の廃棄については、処理に必要となる設備の機能 を維持しながら処理を行うとともに、放出前には、あらかじめ廃液モニタタン を維持しながら処理を行うとともに、放出前には、あらかじめ廃液モニタタン ク又は洗濯廃液モニタタンクにおいてサンプリングして放射性物質の濃度を測 ク又は洗濯廃液モニタタンクにおいてサンプリングして放射性物質の濃度を測 定し、周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度 定し、周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度 を超えないように管理する。また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタ を超えないように管理する。また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタ によって監視する。放射性液体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置について によって監視する。放射性液体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置について は、保安規定に定めて実施する。 は、保安規定に定めて実施する。 第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の処理系統説明図を第 第1段階及び第2段階前半における放射性液体廃棄物の処理系統説明図を第 10-2 図に示す。 10-2 図に示す。 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性液体廃棄物の推定放出量 第1段階及び第2段階前半において発生する放射性液体廃棄物の推定放出量 から、線量目標値指針に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を次のと から、線量目標値指針に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を次のと おり設定し、これを超えないように努める。 おり設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標值 放出管理目標值 4.7×10^8 Bq/y(トリチウムを除く) 4.7×10^8 Bq/y(トリチウムを除く) (2) 第2段階後半以降 (2) 第2段階後半以降 第2段階後半以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら 第2段階後半以降においては、処理に必要となる設備の機能を維持しながら 管理放出する。 管理放出する。 なお、第2段階後半における放射性液体廃棄物の管理については、第1段階 なお、第2段階後半における放射性液体廃棄物の管理については、第1段階 及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実 及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2段階後半に実 施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着 施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第2段階後半に着 手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階におけ 手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階におけ る汚染の分布に関する評価結果及び第3段階<mark>以降</mark>に実施する原子炉周辺設備の る汚染の分布に関する評価結果及び第3段階に実施する原子炉及びその周辺設 | 表現を適正化する。 解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞ 備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉及びその周辺設備の解体撤去に着手するましま現を適正化する。

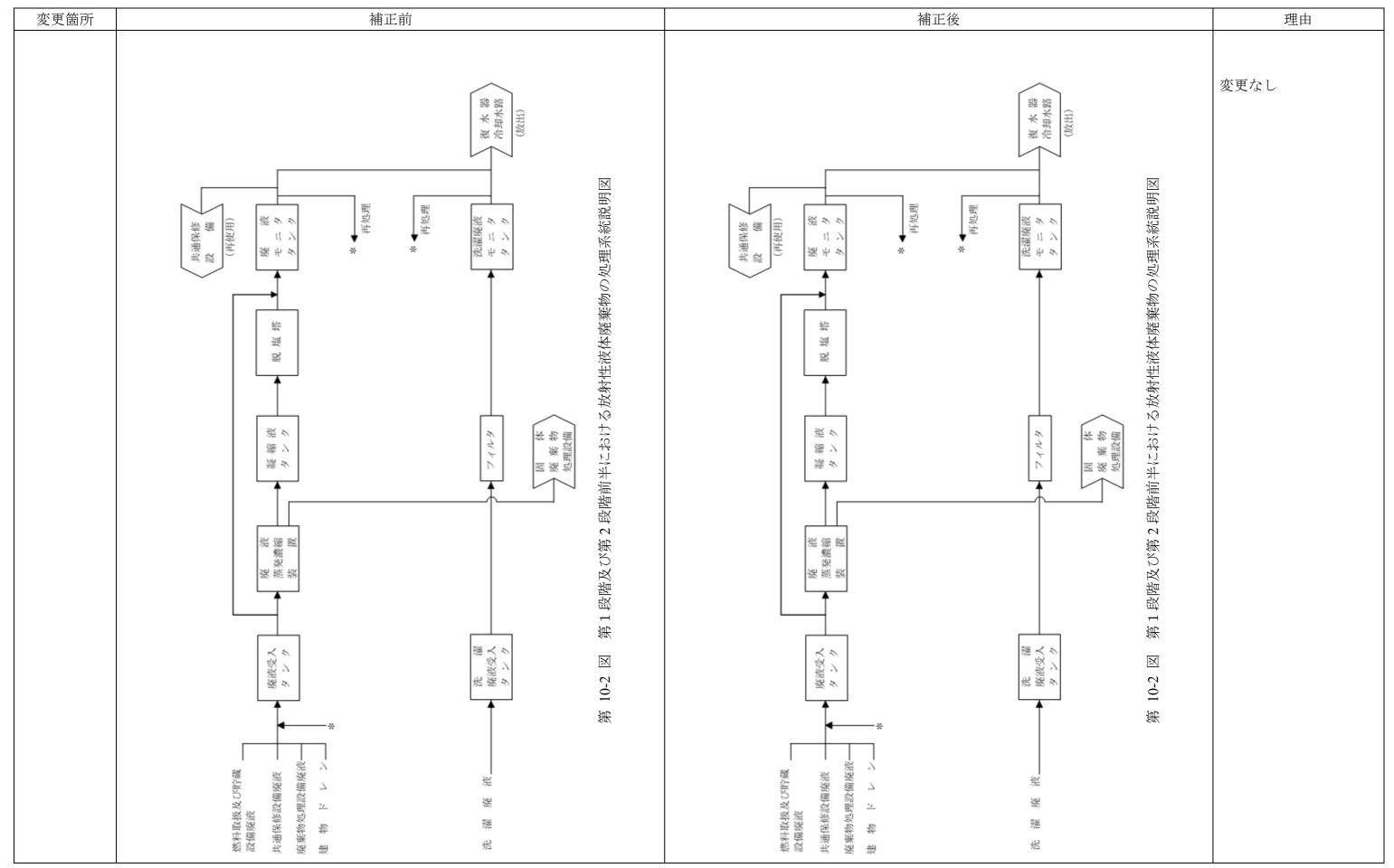
変更箇所	補正前	補正後	理由
	れ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受	でに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して	
	ける。	変更認可を受ける。	変更なし
	3. 放射性固体廃棄物の管理	3. 放射性固体廃棄物の管理	
	3.1 放射性固体廃棄物の処理	3.1 放射性固体廃棄物の処理	
	(1) 第1段階及び第2段階前半	(1) 第1段階及び第2段階前半	
	第1段階及び第2段階前半においては、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液、使用済		
	樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒 集合体等が発生する。	樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒 集合体等が発生する。	
	これらのうち、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、第 2		
	段階中の発生量を評価した結果、貯蔵容量を超過するおそれがないことや放射		
	線遮蔽計算上の放射能濃度に対して放射能濃度が十分に低く、災害防止上の影		
	響がないことから、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タン	響がないことから、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タン	
	クに貯蔵する。	クに貯蔵する。	
	使用済活性炭、雑固体廃棄物及び使用済排気用フィルタは、ドラム缶等の容	使用済活性炭、雑固体廃棄物及び使用済排気用フィルタは、ドラム缶等の容	
	器に封入又は梱包する。また、圧縮可能な雑固体廃棄物はベイラにて圧縮処理	器に封入又は梱包する。また、圧縮可能な雑固体廃棄物はベイラにて圧縮処理	
	し、ドラム詰にする。ドラム缶等の容器に封入又は梱包した固体廃棄物は、固	し、ドラム詰にする。ドラム缶等の容器に封入又は梱包した固体廃棄物は、固	
	体廃棄物貯蔵庫に保管する。	体廃棄物貯蔵庫に保管する。	
	炉心で照射された使用済制御棒集合体等は燃料池又は固体廃棄物貯蔵プール	炉心で照射された使用済制御棒集合体等は燃料池又は固体廃棄物貯蔵プール	
	に保管する。	に保管する。	
	放射性固体廃棄物の保管量は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないよ	放射性固体廃棄物の保管量は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないよ	
	うに管理する。放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、	うに管理する。放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、	
	保安規定に定めて実施する。	保安規定に定めて実施する。	
	第1段階及び第2段階前半における放射性固体廃棄物の処理系統説明図を第	第1段階及び第2段階前半における放射性固体廃棄物の処理系統説明図を第 10-3 図に示す。	
	10-3 図に示す。	10-3 区(二八 9 。	
	(2) 第 2 段階後半以降	(2) 第 2 段階後半以降	
	第 2 段階後半において発生する放射性固体廃棄物の処理及び管理について		
	は、第1段階及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2	は、第1段階及び第2段階前半における汚染の分布に関する評価結果及び第2	
	段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第 2	段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの搬出等作業内容を踏まえ、第 2	
	段階後半に着手するまでに処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画	段階後半に着手するまでに処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画	
	に反映して変更認可を受ける。また、プラスチック固化装置の更新範囲や新た	に反映して変更認可を受ける。また、プラスチック固化装置の更新範囲や新た	
	に設置する廃棄体化装置の性能等、廃棄体化装置の更新に係る詳細な計画につ	に設置する廃棄体化装置の性能等、廃棄体化装置の更新に係る詳細な計画につ	
	いては、必要な時期までに廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとし、	いては、必要な時期までに廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとし、	
	その導入計画について、第2段階後半に着手するまでに廃止措置計画に反映し	その導入計画について、第2段階後半に着手するまでに廃止措置計画に反映し	
	て変更認可を受ける。	て変更認可を受ける。	

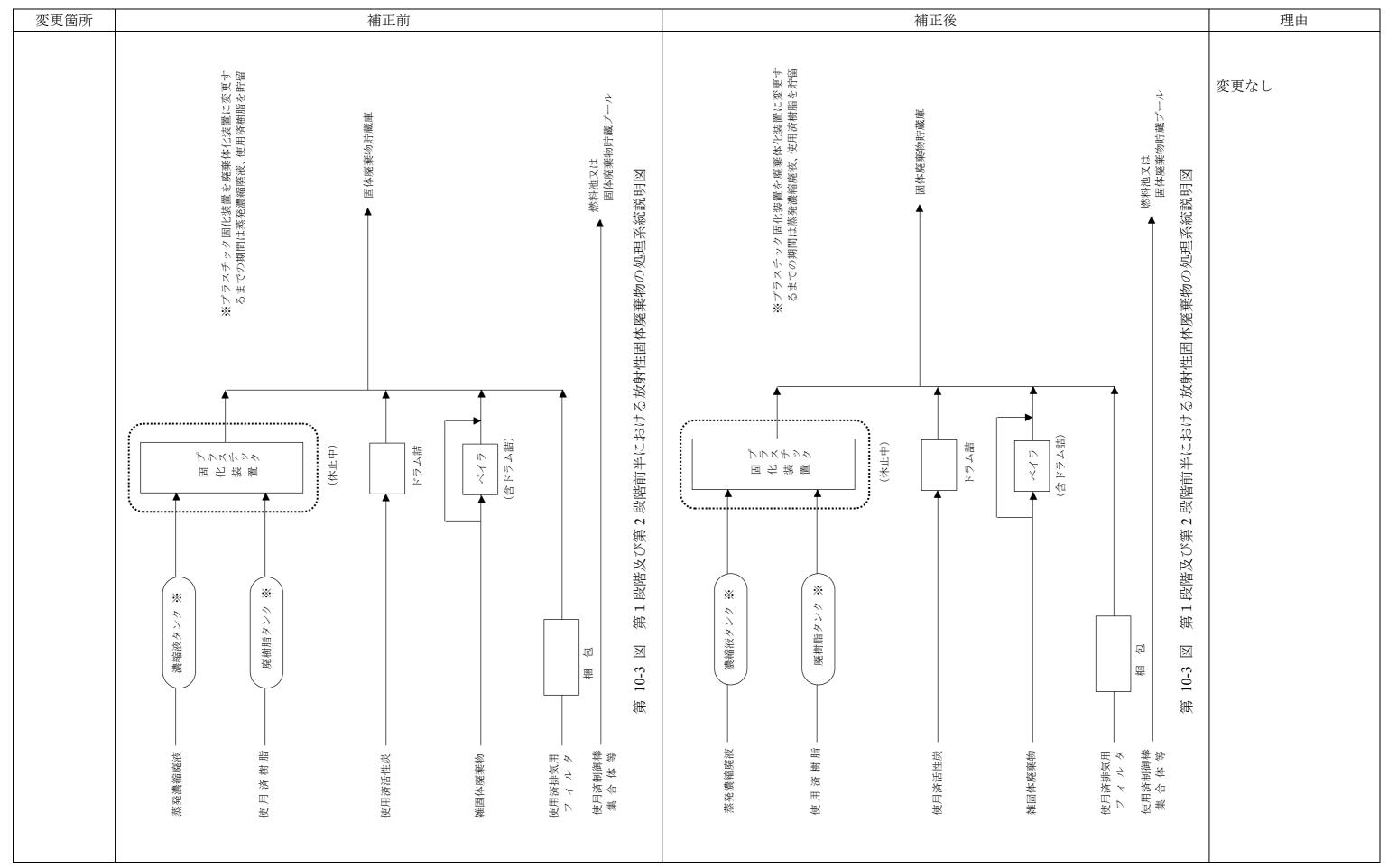
変更箇所	補正前	補正後	理由
変更箇所	補正前 第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び第3段階以降に実施する原子炉周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 3.2 放射性固体廃棄物の廃棄廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物は、放射能レベルの比較的高いもの(L1)、放射能レベルの比較的低いもの(L2)及び放射能レベルの極めて低いもの(L3)に区分し、廃止措置の終了までに、それぞれの放射能レベル区分に応じて許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄施設に廃棄するまでの期間は、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法で保管を行う。なお、放射性物質として扱う必要のないもの(CL)は、原子炉等規制法に定める所定の手続を経て、可能な限り再生利用に供する。もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況(2022年5月末現在)を第10-1表に、第2段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-2表に、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-3表に示す。ただし、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-3表に示す。ただし、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-3表に示す。ただし、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第	第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び第3段階に実施する原子炉及びその周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉及びその周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 3.2 放射性固体廃棄物の廃棄廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物は、放射能レベルの比較的高いもの(L1)、放射能レベルの比較的低いもの(L2)及び放射能レベルの極めて低いもの(L3)に区分し、廃止措置の終了までに、それぞれの放射能レベル区分に応じて許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄施設に廃棄するまでの期間は、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法で保管を行う。なお、放射性物質として扱う必要のないもの(CL)は、原子炉等規制法に定める所定の手続を経て、可能な限り再生利用に供する。もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況(2022年5月末現在)を第10-1表に、第2段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-2表に、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第	理由表現を適正化する。表現を適正化する。
	て許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄施設に廃棄するまでの期間は、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法で保管を行う。 なお、放射性物質として扱う必要のないもの(CL)は、原子炉等規制法に定める所定の手続を経て、可能な限り再生利用に供する。 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況(2022年5月末現在)を 第10-1表に、第2段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-2表に、廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第	て許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄施設に廃棄するまでの期間は、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分及び性状に応じて、適切な方法で保管を行う。 なお、放射性物質として扱う必要のないもの(CL)は、原子炉等規制法に定める所定の手続を経て、可能な限り再生利用に供する。 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況(2022年5月末現在)を第10-1表に、第2段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-	表現を適正化する。

		補正前				補正後		理由
第 10-1 表 もん	んじゅにおける	る放射性固体廃棄物の貯	蔵・保管状況 (2022 年 5 月末現在)	第 10-1 表 もん	変更なし			
貯蔵・保管場所	放射性	固体廃棄物の種類	貯蔵・保管量	貯蔵・保管場所	放射性	固体廃棄物の種類	貯蔵・保管量	
廃液濃縮液タンク	廃液蒸発濃	縮装置濃縮廃液	約 7 m³	廃液濃縮液タンク	廃液蒸発濃	縮装置濃縮廃液	約 7 m³	
粒状廃樹脂タンク	- 使田溶樹脂		約 12 m³	粒状廃樹脂タンク	- 使田洛樹脂		約 12 m³	
粉末廃樹脂タンク	区/用/扫烟油		約 1 m³	粉末廃樹脂タンク	区/11/月旬/旧		約 1 m³	
	ドラム缶	プラスチック固化体	21 体		ドラム缶	プラスチック固化体	21 体	
固体廃棄物貯蔵庫 		│ - 雑固体廃棄物	2,968 体	固体廃棄物貯蔵庫 		 雑固体廃棄物	2,968 体	
	その他	THE ENTITION IN	4,868 体相当		その他	THE THOUSE IN	4,868 体相当	
	制御棒駆動	機構上部案内管	3 体		制御棒駆動	幾構上部案內管	3 体	
固体廃棄物貯蔵プー	炉外中性子	検出器	4 体	固体廃棄物貯蔵プー	炉外中性子	倹出器	4 体	
	燃料洗浄設	備使用済フィルタ	1 体		燃料洗浄設	備使用済フィルタ	1 体	
	制御棒集合	体	15 体		制御棒集合	本	15 体	
	試験用しや	へい体	2 体		試験用しや	へい体	2 体	
然初日世	模擬燃料体		36 体	N.WATE	模擬燃料体		36 体	
	模擬制御棒	集合体	1 体		模擬制御棒	集合体	1 体	
	貯蔵・保管場所 廃液濃縮液タンク 粒状廃樹脂タンク 粉末廃樹脂タンク 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵プー	貯蔵・保管場所 廃液濃縮液タンク 粒状廃樹脂タンク 粉末廃樹脂タンク放射性 廃液蒸発濃 使用済樹脂固体廃棄物貯蔵庫ドラム缶 その他 制御棒駆動 炉外中性子 燃料洗浄設 制御棒集合 試験用しゃ 模擬燃料体	第 10-1 表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 廃液濃縮液タンク 廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液 粒状廃樹脂タンク 使用済樹脂 プラスチック固化体	第 10-1 表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022 年 5 月末現在) 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 貯蔵・保管量 廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液 約 7 m³ 約 12 m³ 約 1 m³ 約 1 m³ 2 1 体 2,968 体 4,868 体相当 1 体 1 K	第10-1表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022 年 5 月末現在) 第10-1表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022 年 5 月末現在) 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 廃液濃縮液タンク 廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液 約7 m³ 約12 m³ 約1 m³ 貯蔵・保管場所 廃液濃縮液タンク 粒状廃樹脂タンク 粒状廃樹脂タンク 粒状廃樹脂タンク 粒状廃樹脂タンク 粒状廃樹脂タンク 物末廃樹脂タンク 14 体 4,868 体相当 14 体 4,868 体相当 15 体 15 体 試験用しゃへい体 2 体 機擬燃料体 2 体 2 体 機擬燃料体 2 体 2 体 機数料体	第10-1 表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022 年 5 月末現在) 第10-1 表 もんじゅにおける 放射性 (2022 年 5 月末現在) 貯蔵・保管場所 廃液濡発濃縮装置濃縮廃液 廃液濡発濃縮接置濃縮廃液 約 7 m³ 約 12 m³ 粒状廃樹脂タンク 粉末廃樹脂タンク 防末廃樹脂タンク 防末廃樹脂タンク (4,868 体間) ※ 1 m³ お 1 m³ 大ラム缶 (4,868 体間) その他 (2,968 体) (4,868 体間) 本体 (4,868 体間) 固体廃棄物貯蔵プール (2,968 体) (4,868 体間) 本体 (4,868 体間) 固体廃棄物貯蔵プール (2,968 体) (4,868 体間) 本体 (4,868 体間) 財御棒駆動機構上部案内管 (2,42 株) (2,42 株) (2,42 株) (4,42 株)	第 10-1 表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022 年 5 月 末現在) 野蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の軽類 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 廃液濃縮液タンク 廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液 約 1 m³ 粉末廃樹脂タンク 大ラム缶 世国体廃棄物 上部案内管 4 体 人868 体相当 上部案内管 上部案内管 上部案内管 上部案内管 上部案内管 上部条件上部条件 上部条件上部条件 上部条件上部条件 上部条件上部条件 上部条件上部条件上部条件 上部条件上部条件上部条件上部条件 上部条件上部条件上部条件 上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件 上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件上部条件	第10-1表 もんじゅにおける放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2022年5月末現在) 貯蔵・保管場所 放射性固体廃棄物の種類 貯蔵・保管量 廃液濃縮液タンク 廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液 約7 m³

	補正前			補正	三後	理					
第	10-2表 第2段階において発生す	る放射性固体廃棄物の推定発生量		第10-2表 第2段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量							
	放射性固体廃棄物の種類	推定発生量		放射性固体廃棄物の種類	推定発生量						
廃液	夜蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 4 m³		廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約 4 m³						
使用	用済樹脂	約 6 m³		使用済樹脂	約 6 m³						
雑団	固体廃棄物 ^{※1}	可燃物:約1,470体** ² 不燃物:約1,590体** ²		雑固体廃棄物※1	可燃物:約1,470 体 ^{*2} 不燃物:約1,590 体 ^{*2}						
使用	用済制御棒集合体	21 体		使用済制御棒集合体	21 体						
中性	生子しゃへい体	316 体		中性子しゃへい体	316 体						
固定	定吸収体	6 体		固定吸収体	6 体						
模換	凝燃料体	240 体		模擬燃料体	240 体						
サー	ーベイランス集合体	12 体		サーベイランス集合体	12 体						
中性	生子源集合体	2 体		中性子源集合体	2 体						
試馴		2 体		試験用しゃへい体	2 体						
ない		棄体化装置に変更する際の廃棄物は含 全体にわたり発生する	ま	: 使用済活性炭及び使用済排気用フ なお、プラスチック固化装置を廃 ない。 : ドラム缶換算 第 10-3 表 廃止措置期間 放射性固体廃棄	整棄体化装置に変更する際の廃棄物は含 間全体にわたり発生する	ま					
	放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要のだ ものを含む)	ない推定発生量		放射性固体廃棄物 (放射性物質として扱う必要の ものを含む)	つない 推定発生量						
	合計	約 26,700 トン**1		合計	約 26,700 トン*1						
※ 1: <i>i</i>	汚染の分布に関する評価の結果及 踏まえ、第3段階に着手するまで	びバルクナトリウムの搬出結果を	*1	l:汚染の分布に関する評価の結果』 踏まえ、第3段階に着手するま [*]	及びバルクナトリウムの搬出結果を でに見直す。						







変更箇所	補正前	補正後	理由
本文十一	十一 廃止措置の工程	十一 廃止措置の工程	
廃止措置の工	1. 廃止措置の工程	1. 廃止措置の工程	
程	もんじゅの廃止措置については、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認	もんじゅの廃止措置については、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認	
	可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2047年度で完了する予定である。廃	可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2047年度で完了する予定である。廃	
	止措置の工程を第11-1 図に示す。また、第1段階の工程を第11-2 図に、第2段階	止措置の工程を第11-1図に示す。また、第1段階の工程を第11-2図に、第2段階	
	の工程を第11-3図に示す。第2段階後半以降の詳細な工程については、第2段階	の工程を第11-3図に示す。第2段階後半以降の詳細な工程については、第2段階	
	後半に行うバルクナトリウムの搬出作業に着手するまでに廃止措置計画に反映し	後半に行うバルクナトリウムの搬出作業に着手するまでに廃止措置計画に反映し	
	て変更認可を受ける。	て変更認可を受ける。	
	なお、第1段階の燃料体取出し作業に係る工程については、安全性の確保を前	なお、第1段階の燃料体取出し作業に係る工程については、安全性の確保を前	
	提に、可能な限り速やかに燃料体を取り出す工程と <mark>する</mark> 。	提に、可能な限り速やかに燃料体を取り出す工程と <u>した。その結果、2018年8月</u>	第1段階の工程に対する
		より実施してきた燃料体取出し作業は 2022 年 10 月に終了し、これをもって第 1	実績と評価を追記する。
		段階に予定していた全ての作業を当初計画より2か月早く完了した。	
	2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制	2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制	
	(1) 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制	(1) 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制	
	①第1段階	①第1段階	
	第1段階における燃料体取出し作業を第11-2図に示す工程(以下「燃料体	第1段階における燃料体取出し作業を第11-2図に示す工程(以下「燃料体	
	取出し工程」という。)に基づき安全かつ計画的に遂行するため、各作業、検	取出し工程」という。)に基づき安全かつ計画的に遂行するため、各作業、検	
	査及び設備点検(以下「作業等」という。)に係る月単位の年度計画(以下、	査及び設備点検(以下「作業等」という。)に係る月単位の年度計画(以下、	
	「現地マスター工程表」という。)及び日単位の年度計画(以下、「現地マスタ	「現地マスター工程表」という。)及び日単位の年度計画(以下、「現地マスタ	
	一詳細工程表」という。)を作成し、これに従い、毎週を目安に、作業等の実	一詳細工程表」という。)を作成し、これに従い、毎週を目安に、作業等の実	
	施状況及び予定を確認し、管理する。具体的には、次のとおり実施する。	施状況及び予定を確認し、管理する。具体的には、次のとおり実施する。	
	a. 工程表の制定	a. 工程表の制定	
	工程管理の取りまとめを行う課長(以下「計画管理課長」という。)は、	工程管理の取りまとめを行う課長(以下「計画管理課長」という。)は、	
	現地マスター工程表を作成し、工程管理を総括する責任者(以下「工程管理		
	総括責任者」という。)の確認及び所長の承認を得る。	総括責任者」という。)の確認及び所長の承認を得る。	
	また、計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき現地マスター詳細工	また、計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき現地マスター詳細工	
	程表を作成し、工程管理総括責任者の承認を得る。	程表を作成し、工程管理総括責任者の承認を得る。	
	b. 調整会議体	b. 調整会議体	
	燃料体取出し工程に基づく、現地マスター工程表及び現地マスター詳細	燃料体取出し工程に基づく、現地マスター工程表及び現地マスター詳細	
	工程表については、次の会議体により調整及び管理を行う。	工程表については、次の会議体により調整及び管理を行う。	
	(a) 現地マスター工程表に関する検討会議 現地マスター工程表に関する検討会議	(a) 現地マスター工程表に関する検討会議 現地マスター工程表に関する検討会議	
	現地マスター工程表を制定する場合及び作業等のスケジュール変更等 により現地マスター工程表に見直しの必要がある場合に開催し、制定内容	現地マスター工程表を制定する場合及び作業等のスケジュール変更等 により現地マスター工程表に見直しの必要がある場合に開催し、制定内容	
	フは変更内容の妥当性を確認するとともに、燃料体取出し工程への影響を	スは変更内容の妥当性を確認するとともに、燃料体取出し工程への影響を	
	確認する。会議の責任者は所長とする。	確認する。会議の責任者は所長とする。	
	(b) 現地マスター詳細工程表に関する検討会議	(b) 現地マスター詳細工程表に関する検討会議	
	現地マスター詳細工程表を制定する場合及び作業等に不具合が発生し、	現地マスター詳細工程表を制定する場合及び作業等に不具合が発生し、	
	が起いバン 呼吸上性がで明た 7 3 20 日 及び下来寺に小来日が光王 U、	プログロ・ア・ア 中州中土住外と門及り、日外日外の日外の下来可が光工し、	

変更箇所 補正前 補正後 理由 作業等の工程変更等が生じる可能性がある場合に開催し、制定内容の妥当 作業等の工程変更等が生じる可能性がある場合に開催し、制定内容の妥当 | 変更なし 性又は現地マスター詳細工程表に影響があるかの確認及び調整を行う。会 性又は現地マスター詳細工程表に影響があるかの確認及び調整を行う。会 議の責任者は工程管理総括責任者とする。 議の責任者は工程管理総括責任者とする。 c. 進捗状況の確認及び評価 c. 進捗状況の確認及び評価 計画管理課長は、毎週を目安に、各課から提出された週単位の作業等の実 計画管理課長は、毎週を目安に、各課から提出された週単位の作業等の実 施状況を確認し、現地マスター詳細工程表に対する進捗を管理する。 施状況を確認し、現地マスター詳細工程表に対する進捗を管理する。 所長は、制定した現地マスター工程表について、敦賀廃止措置実証部門長 所長は、制定した現地マスター工程表について、敦賀廃止措置実証部門長 へ報告する。変更した場合も、その都度、敦賀廃止措置実証部門長へ報告す へ報告する。変更した場合も、その都度、敦賀廃止措置実証部門長へ報告す 敦賀廃止措置実証部門長は、作業等の進捗状況について、原則として毎週 敦賀廃止措置実証部門長は、作業等の進捗状況について、原則として毎週 1回以上確認し、所長に必要な指示を行う。また、毎年度1回以上、燃料体 1回以上確認し、所長に必要な指示を行う。また、毎年度1回以上、燃料体 取出し工程への影響を評価し、その結果をマネジメントレビューにおいて 取出し工程への影響を評価し、その結果をマネジメントレビューにおいて 理事長へ報告する。 理事長へ報告する。 理事長は、燃料体取出し工程の進捗状況について評価を行い、必要な指示 理事長は、燃料体取出し工程の進捗状況について評価を行い、必要な指示 を敦賀廃止措置実証部門長に行う。 を敦賀廃止措置実証部門長に行う。 敦賀廃止措置実証部門長は、理事長の指示を踏まえた作業等への対応に 敦賀廃止措置実証部門長は、理事長の指示を踏まえた作業等への対応に ついて評価し、所長へ必要な指示を行う。 ついて評価し、所長へ必要な指示を行う。 ②第2段階前半 ②第2段階前半 第2段階前半におけるナトリウム機器の解体準備を第11-3 図に示す工程に 第2段階前半におけるナトリウム機器の解体準備を第11-3 図に示す工程に 基づき、第1段階と同様に、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程 基づき、第1段階と同様に、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程 表を作成し、管理する。 表を作成し、管理する。 (2) 第2段階後半以降における工程管理の方法及び工程管理体制 (2) 第2段階後半以降における工程管理の方法及び工程管理体制 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制を原則 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制を原則 として踏襲することとするが、廃止措置の進捗状況に応じて、より効果的な工 として踏襲することとするが、廃止措置の進捗状況に応じて、より効果的な工 程管理の方法について継続して検討し、必要に応じて、廃止措置計画に反映し 程管理の方法について継続して検討し、必要に応じて、廃止措置計画に反映し て変更認可を受ける。 て変更認可を受ける。 以上に示す廃止措置の工程管理については、保安規定及び保安規定に基づく品 以上に示す廃止措置の工程管理については、保安規定及び保安規定に基づく品 質マネジメントシステム文書に定めて実施する。 質マネジメントシステム文書に定めて実施する。 3. 工程変更時の対応 3. 工程変更時の対応 (1) 第1段階 (1) 第1段階 敦賀廃止措置実証部門長は、2022年度中に燃料体取出し作業が完了しないと 敦賀廃止措置実証部門長は、2022年度中に燃料体取出し作業が完了しないと 判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 (2) 第2段階 (2) 第2段階 敦賀廃止措置実証部門長は、2031年度中に放射性バルクナトリウムの搬出作 敦賀廃止措置実証部門長は、2031年度中に放射性バルクナトリウムの搬出作 業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

第20条件 第2	変更箇所					補	訂正前											補	非正後								J	理由	
2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2032 2033 2032 2033 2032 2033 2032 2033 2032	廃止措置の全																									変	更なし		
		第4段階 廃止措置期間II	2047						建物等解体撤去			- 1		第4段階 廃止措置期間II	2047						建物等解体撤去		,						
		第3段階 廃止措置期間I	} }			7 —		ミ等発電設備の解体撤去		- 1	·	、第2段階において検討し、譲渡し	は、男2段階において傾討し、譲渡し廃止措置の全体工程	第3段階 廃止措置期間I	2032 ~			۲ J ל		※ 発発電設備の解体撤去		$I \cdot I$	、第2段階において検討し、	廃止措置の全体工程					
A		第2段階解体本準備期間	~ 2031		ウム機器の解体		汚染の分布に関する評価	$I \cdot I$			放射性固	いつご	11-1	第2段階 解体準備期間	~ 2031		U Ç		に関する評価	1 1 .		放射性固	いつご	11-1	•				
第1段階 202 2023		第1段階 燃料体取出し期間	\ \ \	燃料体の取出し			 							第1段階 燃料体取出し期間	}	燃料体の取出し			汚染の分布		•		I I						
区分 年度 主な実施事項		区会				#	1な実施重	西		_	_			区分				4	工な実体	高事項									



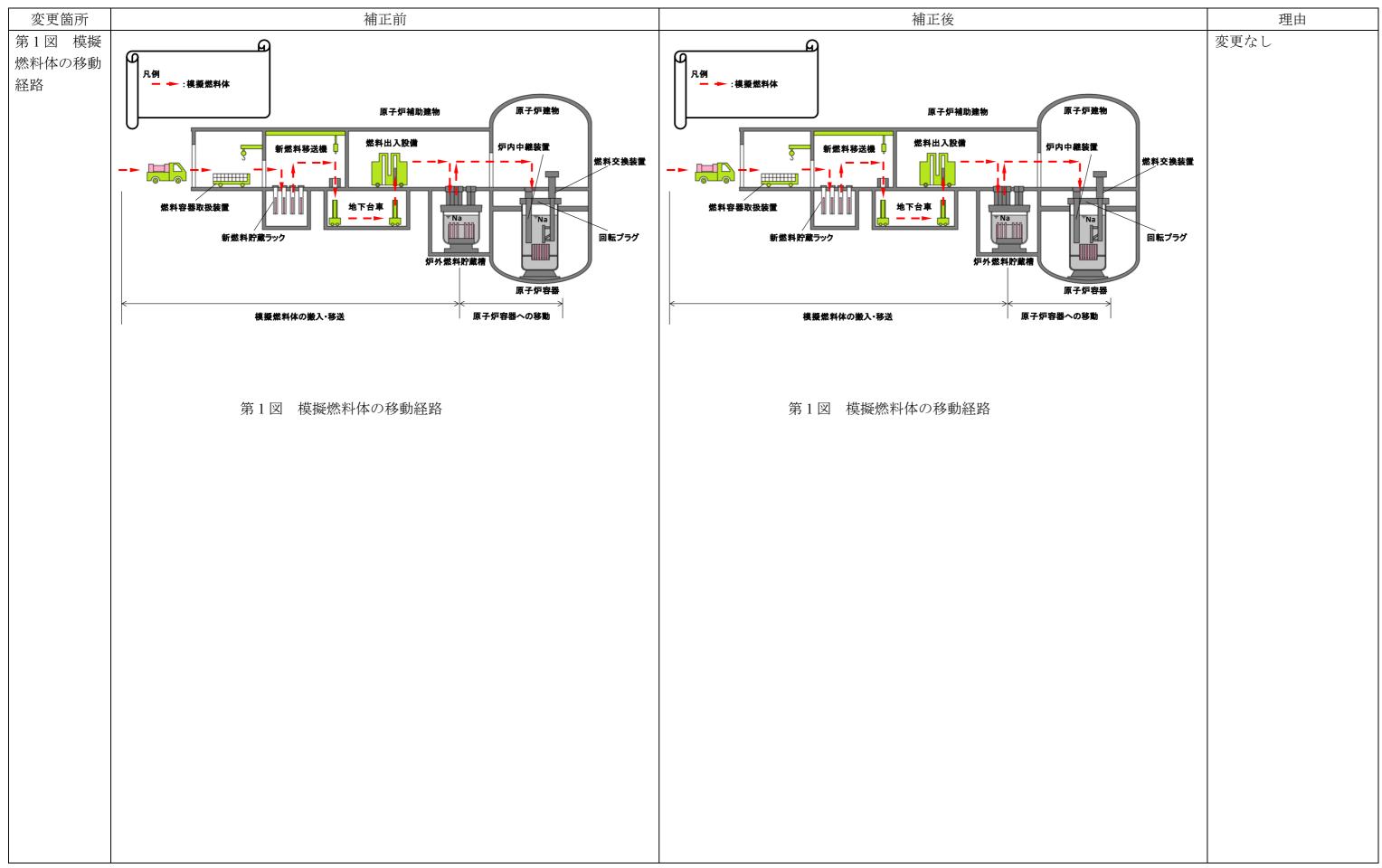
更箇所				補正前						補正	後	理由
-3図 第階の工程	2023年度 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 2030年度 2031年度				注2)	/クナトリウム搬出作業は2031年度に完了する。 §止措置計画に反映して変更認可を受ける。 具体的な事項については、解体撤去作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 1-3 図 第2段階の工程	2023年度 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度 2029年度 2030年度 2031年度				(共2)	の で で の の の の の の の の の の の の の
	年度 2	ナト しゃへい体等取出し作業 ウム	機	5 土 な 作 持 禁 等 等	水・蒸気系等発電設備の解体撤去	注1) 非放射性バルクナトリウム搬出作業は2028年度に開始し、放射性バルクナトリウム搬出作業は2031年度に完了する。 具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 注2) タービン建物3階以下に設置された機器とする。その他の設備に係る具体的な事項については、解体撤去作業着手ま注 第一世とのでは、解体撤出作業者手ま第一次。 第 11-3 図 第 2 段階の工程	年度	ナ ト リ ウ ウ よ	部 の の 2 休 バルクナトリウムの機出 製 準 非放射性/放射性ベルクナトリウム機出作業 注1) 踏 備	5 主 な 作 行 行 行 音 数の分布に関する評価	等水・蒸気系等発電設備の解体撤去	注1) 非放射性ベルクナトリウム搬出作業は2028年度に開始し、放射性ベルクナトリウム搬出作業は2031年度に完了する。 具体的な事項については、ベルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 注2) タービン建物3階以下に設置された機器とする。その他の設備に係る具体的な事項については、解体撤去作業着手ま

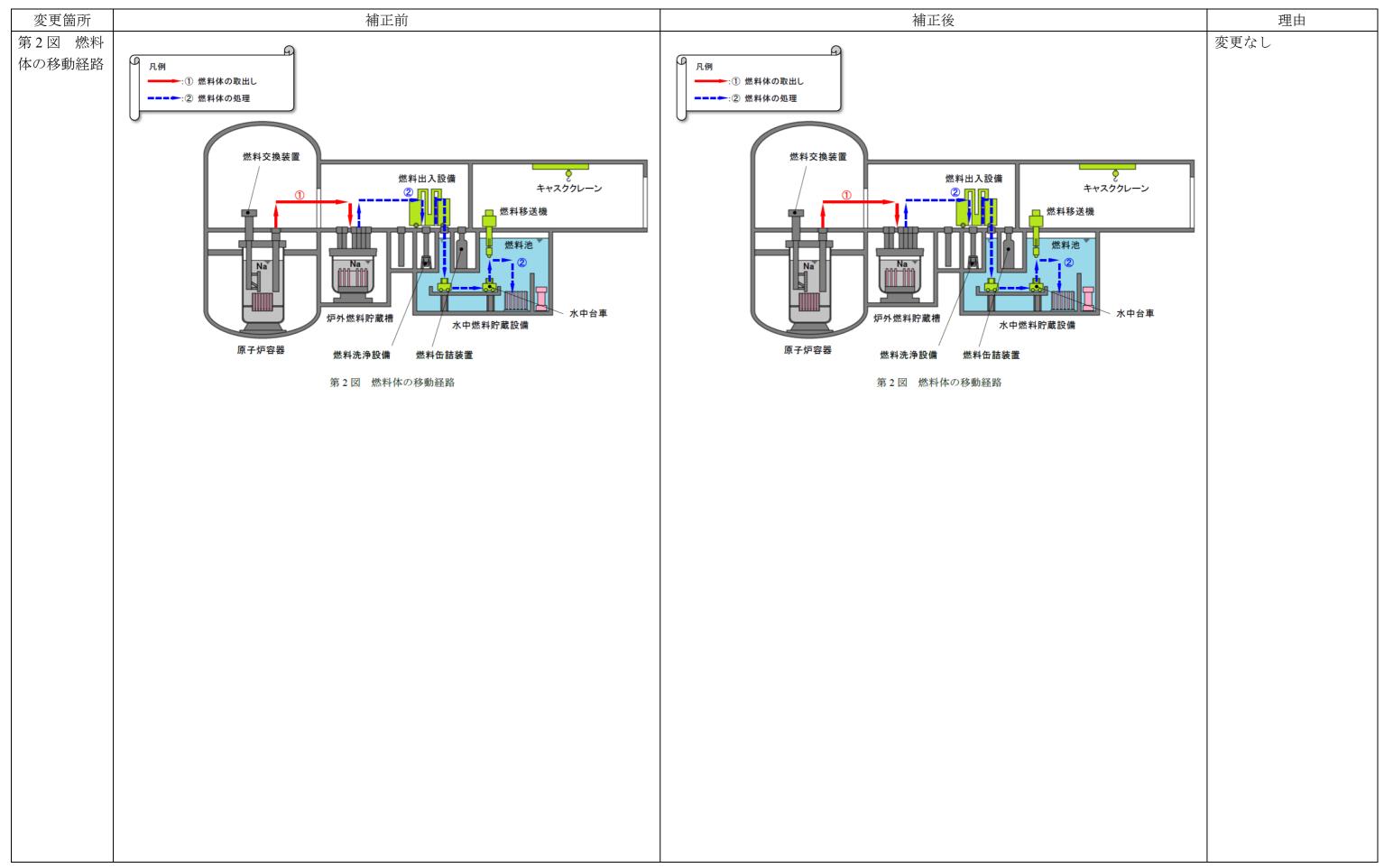
変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類一	枠内は機微情報につき公開できません。	枠内は機微情報につき公開できません。	
表紙	11		
	添付書類 一		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書	燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書 <mark>又は既に燃料体が炉心等から取</mark>	燃料体が炉心等から取
		り出されていることを明らかにする資料	り出されていることを
			明らかにする資料を追加するため、タイトルを
			変更する。

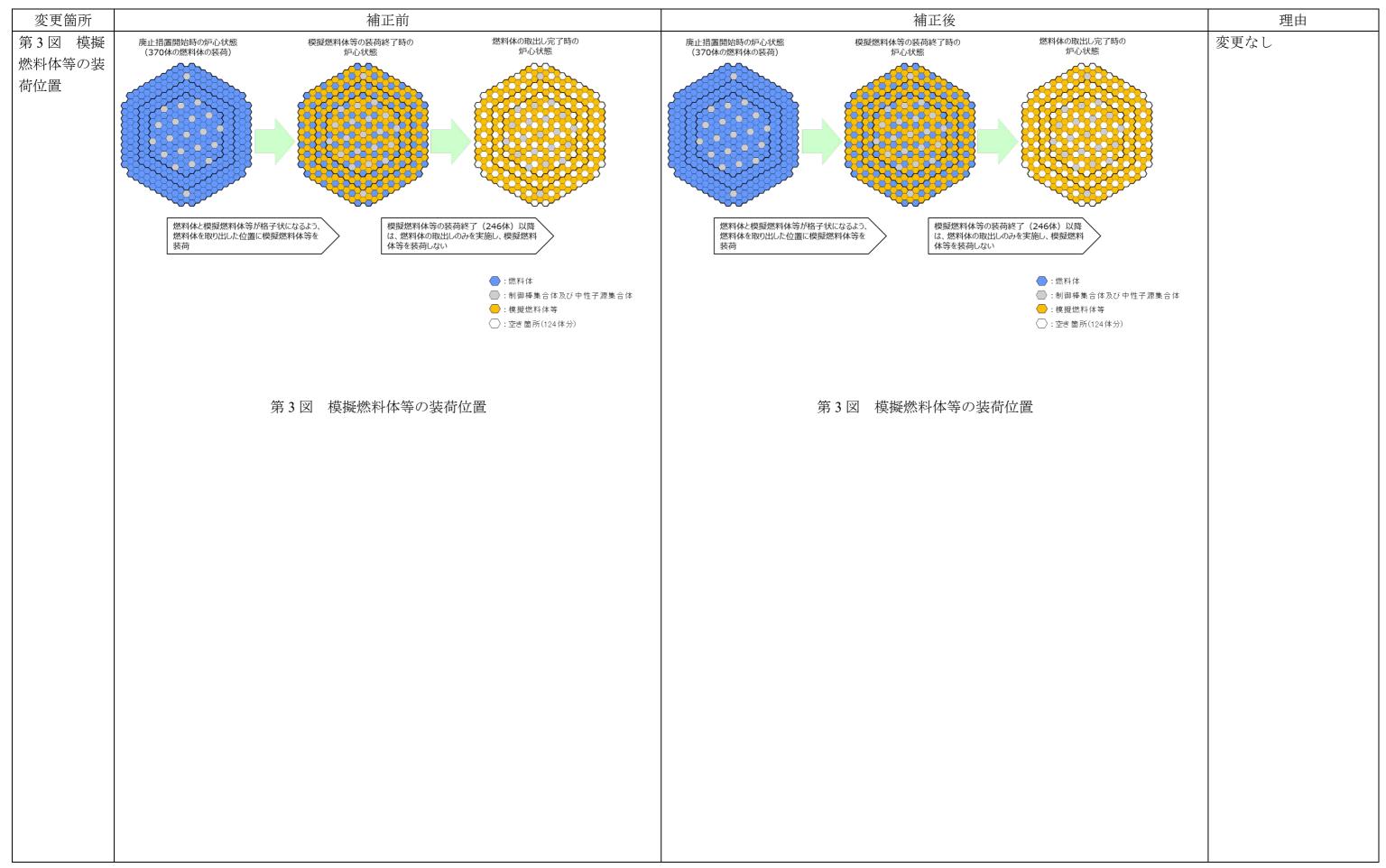
変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類一			
		(1) 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書	燃料体が炉心等から取ります。
			り出されていることを 明らかにする資料を追
			加するため、中表紙を挿
			入する。
			, , , ,

変更箇所 補正前 補正後 理由 変更なし 1. 燃料体を炉心等から取り出す方法及び手順 1. 燃料体を炉心等から取り出す方法及び手順 燃料体を炉心から取り出して燃料池に移送する作業(燃料体取出し作業)は、 燃料体を炉心から取り出して燃料池に移送する作業(燃料体取出し作業)は、 炉心から燃料体を取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業(燃料体の取出し) 炉心から燃料体を取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業(燃料体の取出し) と炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上 と炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上 で燃料池に移送する作業(燃料体の処理)からなる。以下、(1)~(3)に各作業の内 で燃料池に移送する作業(燃料体の処理)からなる。以下、(1)~(3)に各作業の内 容を示す。 容を示す。 (1) 模擬燃料体等の搬入 (1) 模擬燃料体等の搬入 所外から搬入した模擬燃料体等は、受取検査後、新燃料貯蔵ラックに収納す 所外から搬入した模擬燃料体等は、受取検査後、新燃料貯蔵ラックに収納す る。その後、燃料体の取出し前に必要な体数を、新燃料移送機、地下台車及び る。その後、燃料体の取出し前に必要な体数を、新燃料移送機、地下台車及び燃 燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に移送する(第1図参照)。 料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に移送する(第1図参照)。 (2) 燃料体の取出し (2) 燃料体の取出し 燃料体の取出しにおいては、燃料交換装置、炉内中継装置及び燃料出入設備 燃料体の取出しにおいては、燃料交換装置、炉内中継装置及び燃料出入設備 を用い、炉心に装荷している燃料体を取り出し、燃料体を取り出した後におい を用い、炉心に装荷している燃料体を取り出し、燃料体を取り出した後におい ては、燃料体のグリッパ位置(上部位置)が燃料交換装置で扱える範囲にある ては、燃料体のグリッパ位置(上部位置)が燃料交換装置で扱える範囲にある ことを確実にするため、燃料体の形状及び重量を模擬した模擬燃料体等を治具 ことを確実にするため、燃料体の形状及び重量を模擬した模擬燃料体等を治具 として装荷する(第1図及び第2図参照)。 として装荷する(第1図及び第2図参照)。 ただし、模擬燃料体等は、部分装荷とし、燃料体を取り出した後の 370 箇所 ただし、模擬燃料体等は、部分装荷とし、燃料体を取り出した後の 370 箇所 のうち、246 箇所の炉心位置に格子状となるよう装荷する(第3図参照)。246 のうち、246 箇所の炉心位置に格子状となるよう装荷する(第3 図参照)。246 体目の燃料体の取出しが終了し、247体目以降の燃料体の取出しにおいては、燃 体目の燃料体の取出しが終了し、247体目以降の燃料体の取出しにおいては、燃 料体を取り出した位置へ模擬燃料体等を装荷しない。 料体を取り出した位置へ模擬燃料体等を装荷しない。 部分装荷では、247体目の燃料体の取出し以降、模擬燃料体等を装荷しない簡 部分装荷では、247体目の燃料体の取出し以降、模擬燃料体等を装荷しない筒 所(124 箇所)が発生し、燃料体頂部の移動可能空間が広がることから燃料体の 所(124 箇所)が発生し、燃料体頂部の移動可能空間が広がることから燃料体の 取出しへの影響を確認した。部分装荷とした場合における燃料体の取出しへの 取出しへの影響を確認した。部分装荷とした場合における燃料体の取出しへの 影響がないとした評価については、添付書類四の評価内容への影響がないこと 影響がないとした評価については、添付書類四の評価内容への影響がないこと の説明を含め、別添1及び別添1-1に示す。 の説明を含め、別添1及び別添1-1に示す。 なお、燃料体を炉心から取り出す前に、訓練として、炉心及び炉外燃料貯蔵 なお、燃料体を炉心から取り出す前に、訓練として、炉心及び炉外燃料貯蔵 槽に貯蔵している中性子しゃへい体を用いて、炉心からの取出し及び炉心への 槽に貯蔵している中性子しゃへい体を用いて、炉心からの取出し及び炉心への 装荷を行う。 装荷を行う。 (3) 燃料体の処理 (3) 燃料体の処理 燃料体の処理においては、燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に貯蔵して 燃料体の処理においては、燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に貯蔵して いる燃料体を取り出して燃料洗浄設備に移送し、燃料洗浄設備において付着し いる燃料体を取り出して燃料洗浄設備に移送し、燃料洗浄設備において付着し たナトリウムを蒸気及び水によって洗浄した後、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵す たナトリウムを蒸気及び水によって洗浄した後、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵す る(第4図参照)。缶詰缶については、缶詰缶に収納せずに長期水中保管しても る(第4図参照)。缶詰缶については、缶詰缶に収納せずに長期水中保管しても **健全性に問題ないことが高速実験炉「常陽」の照射後試験において確認されて** 健全性に問題ないことが高速実験炉「常陽」の照射後試験において確認されて おり、未臨界性及び地震時の構造健全性についても、それぞれ、添付書類四及 おり、未臨界性及び地震時の構造健全性についても、それぞれ、添付書類四及 び別添2のとおり問題ないと評価していることから、2018年度に貯蔵した86体 び別添2のとおり問題ないと評価していることから、2018年度に貯蔵した86体 の燃料体を除き、缶詰缶は使用せずに燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する。缶詰缶 の燃料体を除き、缶詰缶は使用せずに燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する。缶詰缶 に収納しない燃料体は中性子しゃへい体用ラック(予備ラックを含む。)に貯蔵 に収納しない燃料体は中性子しゃへい体用ラック(予備ラックを含む。)に貯蔵

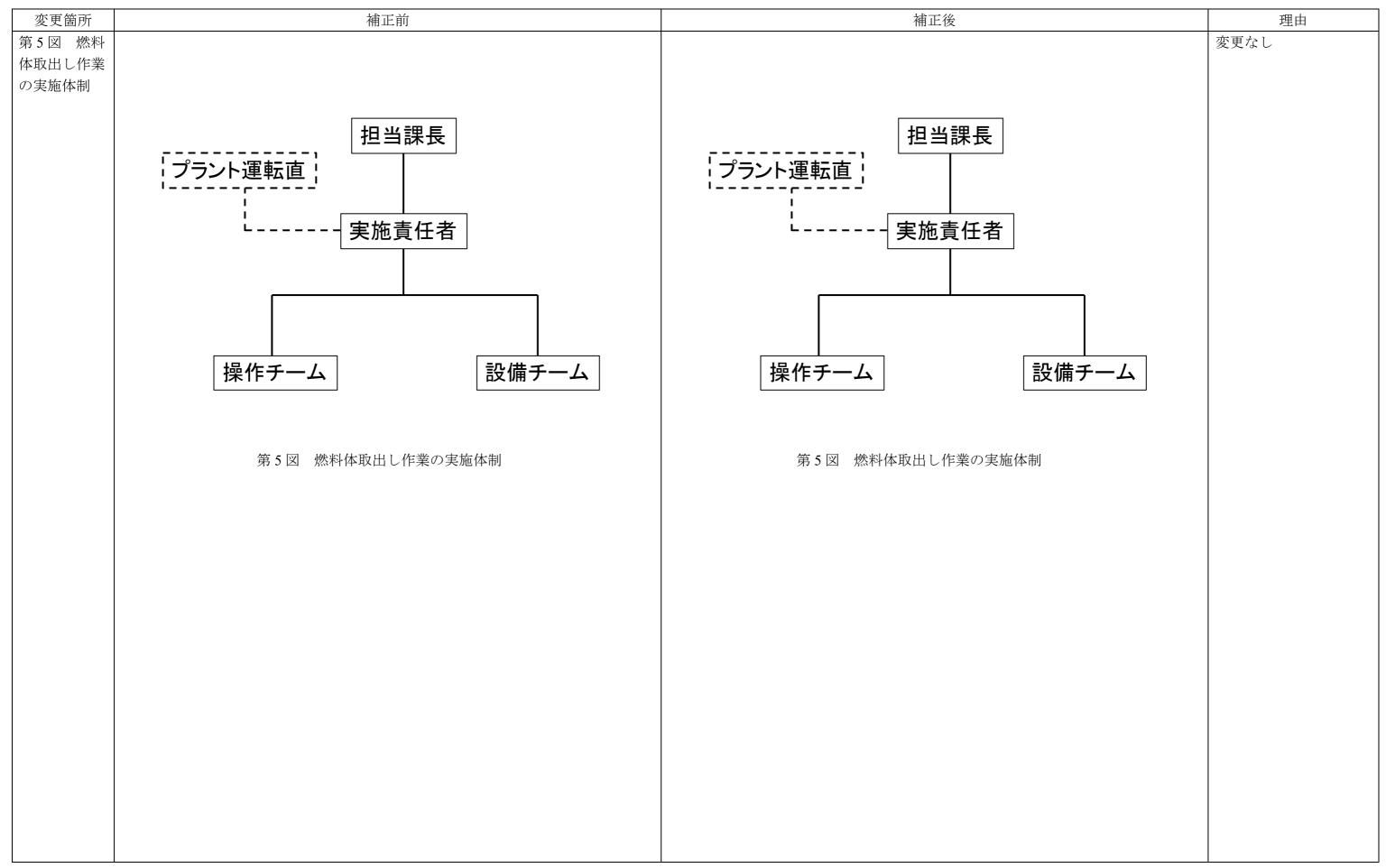
変更箇所	補正前	補正後	理由
	する (第4図参照)。 なお、ガイドチューブが筒状となる予備ラック (ガイドチューブ C) は相対的に除熱が抑制される構造であることから、予備ラックには有意な発熱とならないブランケット燃料集合体のみを貯蔵する。 2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制燃料体取出し作業に係る要員の体制を第5図に示す。燃料体取出し作業の実施体制については、もんじゅの保安管理体制の中で、担当する課長が、その課の管理職又はもんじゅの設備及び操作に精通した管理職相応の者から実施責任者を選任し、実施責任者の下、燃料取扱設備の運転操作を担当する「操作チーム」と、運転操作を設備面から支援する「設備チーム」から構成する。これら燃料体取出し作業に従事する者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料取扱設備の施設管理は、設備の施設管理を担当する課が保全計画に基づいて行う。故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できる	する (第4図参照)。 なお、ガイドチューブが筒状となる予備ラック (ガイドチューブ C) は相対 的に除熱が抑制される構造であることから、予備ラックには有意な発熱とならないブランケット燃料集合体のみを貯蔵する。 2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制 燃料体取出し作業に係る要員の体制を第5図に示す。燃料体取出し作業の実施体制については、もんじゅの保安管理体制の中で、担当する課長が、その課の管理職又はもんじゅの設備及び操作に精通した管理職相応の者から実施責任者を選任し、実施責任者の下、燃料取扱設備の運転操作を担当する「操作チーム」と、運転操作を設備面から支援する「設備チーム」から構成する。これら燃料体取出し作業に従事する者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。 燃料取扱設備の施設管理は、設備の施設管理を担当する課が保全計画に基づいて行う。故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。 燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。	変更なし
	よう、メーカ等と連携した作業管理体制を充実する。 3. 工程及び工程管理の方法 第1段階においては、炉心に装荷されている 370 体及び炉外燃料貯蔵槽に貯蔵されている 160 体の燃料体を燃料池の貯蔵ラックに移送して貯蔵する。燃料体取出し作業に係る工程については、「十一 廃止措置の工程」の第 11-2 図に示すとおりである。 燃料体取出し作業において、工程管理を総括する責任者は、事前に設定した作業区分毎に進捗管理を行い、燃料体取出し作業の実績及び点検工程の更新を踏まえ、必要に応じて適宜作業工程を見直す。 敦賀廃止措置実証部門長は、燃料体取出し作業の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長へ必要な指示を行う。	よう、メーカ等と連携した作業管理体制を充実する。 3. 工程及び工程管理の方法 第1段階においては、炉心に装荷されている370体及び炉外燃料貯蔵槽に貯蔵されている160体の燃料体を燃料池の貯蔵ラックに移送して貯蔵する。燃料体取出し作業に係る工程については、「十一廃止措置の工程」の第11-2回に示すとおりである。 燃料体取出し作業において、工程管理を総括する責任者は、事前に設定した作業区分毎に進捗管理を行い、燃料体取出し作業の実績及び点検工程の更新を踏まえ、必要に応じて適宜作業工程を見直す。 敦賀廃止措置実証部門長は、燃料体取出し作業の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長へ必要な指示を行う。	





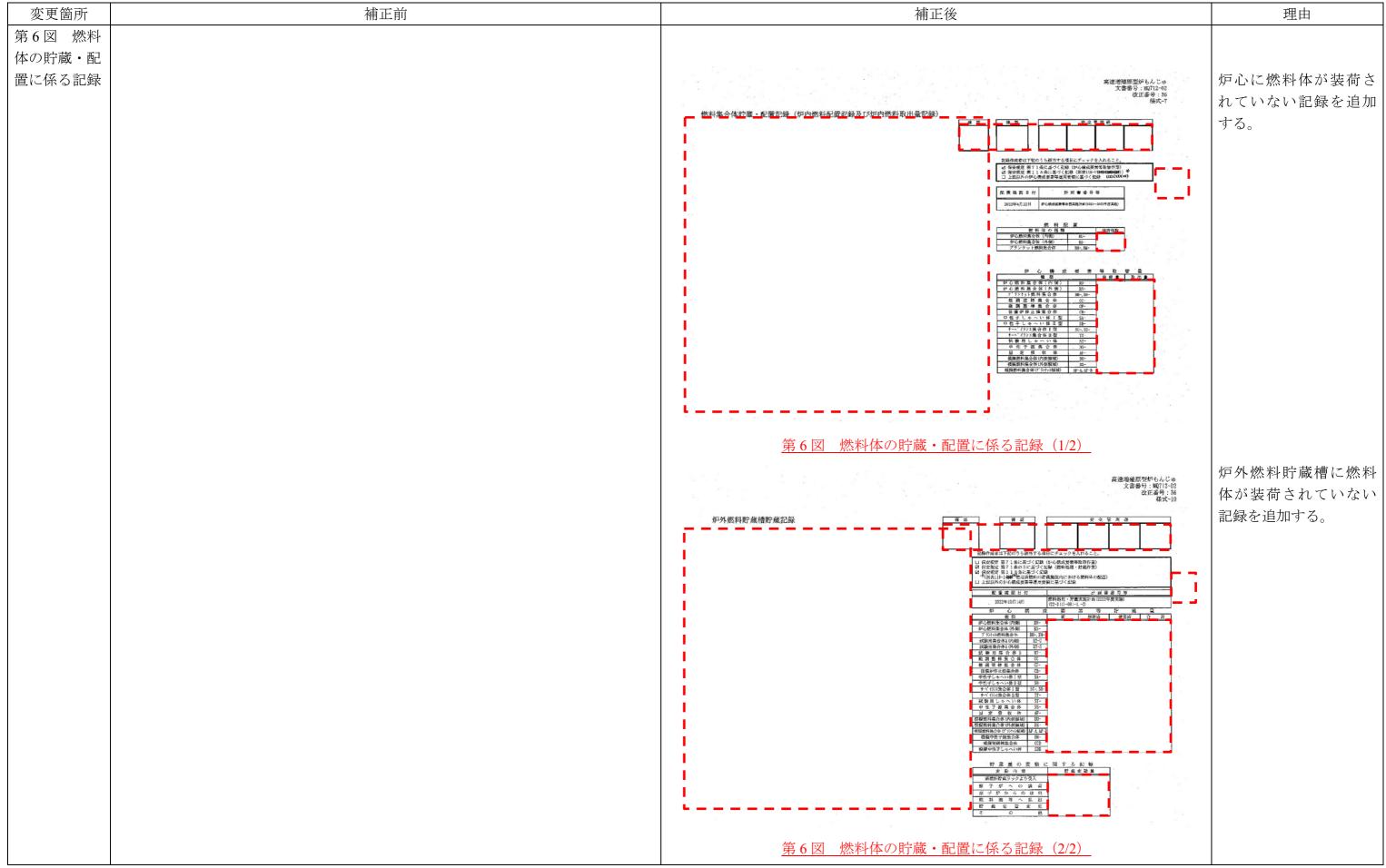


変更箇所	補正前	補正後	理由
第4図 燃料			変更なし
池における燃			
料体配置図	i		
	\mathbf{i}	ji i	
	i		
	i granda da d	į į	
	\mathbf{i}	ji i	
	i	Li	
	ラック形状識別 : 中性子しゃへい体用 : 缶詰缶 A(燃料体)用 : 缶詰缶 B(制御棒等)用 (缶詰缶に収納しない燃料体)	ラック形状識別 : 中性子しゃへい体用 (缶詰缶 A(燃料体)用 : 缶詰缶 B(制御棒等)用 (缶詰缶に収納しない燃料体)	
	:燃料体貯蔵場所 : ブランケット燃料集合体体貯蔵場所 (予備ラック)	: 燃料体貯蔵場所 : ブランケット燃料集合体体貯蔵場所 (予備ラック)	
	第4図 燃料池における燃料体配置図	第4図 燃料池における燃料体配置図	
<u> </u>		40	1



変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類一			
		(2) 町に燃料体が信息焼から取り出されていることが明らかにする次料	燃料体が炉心等から取
		(2) 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料	
			明らかにする資料を追
			加する。

	変更箇所	補正前	補正後	理由
<u>もんじゅは、第6図に示す研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する</u> 規則第62条の規定に基づく記録である燃料集合体貯蔵・配置記録及び炉外燃料貯 蔵槽貯蔵記録により、2022年4月22日に炉心から、2022年10月13日に炉外燃加する。 料貯蔵槽から燃料体取出し作業が完了していることを記録している。2022年10 知する。				
<u>もんじゅは、第6図に示す研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する</u> 規則第62条の規定に基づく記録である燃料集合体貯蔵・配置記録及び炉外燃料貯 蔵槽貯蔵記録により、2022年4月22日に炉心から、2022年10月13日に炉外燃加する。 料貯蔵槽から燃料体取出し作業が完了していることを記録している。2022年10 知する。				
規則第62条の規定に基づく記録である燃料集合体貯蔵・配置記録及び炉外燃料貯 明らかにする資料 蔵槽貯蔵記録により、2022年4月22日に炉心から、2022年10月13日に炉外燃 加する。 料貯蔵槽から燃料体取出し作業が完了していることを記録している。2022年10				燃料体が炉心等から取
蔵槽貯蔵記録により、2022 年 4 月 22 日に炉心から、2022 年 10 月 13 日に炉外燃 加する。				
料貯蔵槽から燃料体取出し作業が完了していることを記録している。2022 年 10				
			万 14 日め件、別ににがも守に燃料件を表面していない。	



変更箇所		補正後	理由
添付書類 三 廃止措置に伴 う放射線被ば くの管理に関 する説明書			変更なし
	添付書類 三	添付書類 三	
	廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類 三	(略)	(略)	
廃止措置に伴			
う放射線被ば	2.1.3 第1段階及び第2段階前半の平常時における周辺公衆の受ける線量評価結果	2.1.3 第1段階及び第2段階前半の平常時における周辺公衆の受ける線量評価結果	
くの管理に関	第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物(希ガス)による実効線	第1段階及び第2段階前半における放射性気体廃棄物(希ガス)による実効線	
する説明書	量及び放射性液体廃棄物による実効線量の合計は、第 11 表に示すとおり年間約	量及び放射性液体廃棄物による実効線量の合計は、第 11 表に示すとおり年間約	
	0.70 μSv となり、線量目標値指針に示される線量目標値年間 50 μSv を十分下回	0.70 μSv となり、線量目標値指針に示される線量目標値年間 50 μSv を十分下回	
	る。	る。	
	2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量	2.1.4 直接線及びスカイシャイン線による線量	
	燃料体取出し作業、設備の維持管理等により第1段階及び第2段階前半におい	燃料体取出し作業、設備の維持管理等により第1段階及び第2段階前半におい	
	て発生する使用済活性炭、使用済排気用フィルタ及び雑固体廃棄物については、	て発生する使用済活性炭、使用済排気用フィルタ及び雑固体廃棄物については、	
	これまでと同様にドラム詰あるいは梱包し、保管容量を超えないように、固体廃	これまでと同様にドラム詰あるいは梱包し、保管容量を超えないように、固体廃	
	棄物貯蔵庫に保管する。また、使用済制御棒集合体等については、燃料池又は固	棄物貯蔵庫に保管する。また、使用済制御棒集合体等については、燃料池又は固	
	体廃棄物貯蔵プールに保管する。第1段階及び第2段階前半において発生する廃	体廃棄物貯蔵プールに保管する。第1段階及び第2段階前半において発生する廃	
	液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、セメント固化が可能となる	液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、セメント固化が可能となる	
	までの期間、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンク等に貯	までの期間、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンク等に貯	
	留し、第1段階及び第2段階前半においては、放射性物質を内包する系統及び設	留し、第1段階及び第2段階前半においては、放射性物質を内包する系統及び設	
	備を収納する建物及び構築物の解体撤去を行わず、放射線遮蔽機能の維持管理を	備を収納する建物及び構築物の解体撤去を行わず、放射線遮蔽機能の維持管理を	
	継続する。	継続する。	
	したがって、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマ		
	は、年間 50 µGy を下回る原子炉運転中の状態から、原子炉運転を前提とした原子		
	炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。	炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。	
	以上のことから、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カ		
	ーマは、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間 50 μGy を下回る。	ーマは、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間 50 μGy を下回る。	
	2.2 第2段階後半以降の平常時における周辺公衆の受ける線量評価	2.2 第2段階後半以降の平常時における周辺公衆の受ける線量評価	
	第2段階後半については、第2段階後半に実施する放射性バルクナトリウムの		
	搬出等の作業内容を踏まえ、第2段階後半に着手するまでに、また、第3段階以	搬出等の作業内容を踏まえ、第2段階後半に着手するまでに、また、第3段階以	
	降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果及び		表現を適正化する。
	原子炉周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手する	原子炉 <u>及びその</u> 周辺設備の解体撤去方法を踏まえ、原子炉 <u>及びその</u> 周辺設備の解	公児で旭川口りる。
	までに、平常時における周辺公衆の受ける線量をそれぞれ評価し、廃止措置計画		
	に反映して変更認可を受ける。	し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	
	(略)	(略)	

変更箇所		補正後	理由
添付書類 五 核燃料物質に よる汚染の分 布とその評価 方法に関する			変更なし
説明書	添付書類 五	添付書類 五	
	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	

1. 汚染の分布に関する評価 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な	変更箇所	補正前	補正後	理由
する放射性廃棄物の発生量を評価するため、廃止措置対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。 廃止措置対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射 により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染と、主として 放射化された炉心部等の構造材が冷却材中に溶出して生成される腐食生成 物が機器及び配管内部などに付着して残存する二次的な汚染とに区分され る。 これらの評価については第1段階及び第2段階に実施することとし、第 1 段階においては主に1次主冷却系における二次的な汚染の分布について 評価を実施し、第2段階においては主に炉内構造物を含む原子炉周辺にお ける放射化汚染の分布について評価を実施する。 する放射性廃棄物の発生量を評価するため、廃止措置対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布を評価するため、廃止措置対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。 成射性物質の種類、放射能及び分布を評価するため、廃止措置対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布を評価するため、廃止措置対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布と評価するため、廃止措置対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。 東温 計画 対象施設に残存する 放射性物質の種類、放射能及び分布に対けにより炉心部等の構造材が放射化して生成される腐食生成物が機器及び配管内部などに付着して残存する二次的な汚染とに区分される。 これらの評価については第1段階及び第2段階に実施することとし、第 1段階においては主に1次主冷却系における二次的な汚染の分布について 評価を実施し、第2段階においては主に炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。	2.	. 汚染の分布に関する評価 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な解体撤去工法及び手順を策定するため、また、解体撤去工事に伴って発生する放射性廃棄物の発生量を評価するため、廃止措置対象施設に残存する放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。 廃止措置対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染と、主として放射化された炉心部等の構造材が冷却材中に溶出して生成される腐食生成物が機器及び配管内部などに付着して残存する二次的な汚染とに区分される。 これらの評価については第1段階及び第2段階に実施することとし、第1段階においては主に1次主冷却系における二次的な汚染の分布について評価を実施し、第2段階においては主に炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布に関する評価結果については、原子炉周辺能備の解体撤去を実施する第3段階に着手するまでに、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 ② 評価方法 放射化汚染については、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を計算による方法では、廃子炉の運転履歴や設計情報により、計算コードを用いて評価する。測定による方法では、廃止措置対象施設から採取した代表試料を分析して、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を求める。なお、試料の採取に当たっては、金属の部位から遠隔操作等により、コンクリートの部位からはコアボーリング等により試料を採取する。二次的な汚染については、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うか、あるいは、施設を構成する配管及び機器の外部からγ線の測定を行うか、あるいは、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物中の核種組成比を計算又は測定によって評価する。	1. 汚染の分布に関する評価 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくを低減することを目的に適切な解体撤去工法及び手順を策定するため、また、解体撤去工事に伴って発生する放射性廃棄物の発生量を評価するため、廃止措置対象施設に残存する放射性物質の種類、放射能及び分布を評価する。廃止措置対象施設に残存する放射性物質は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染と、主として放射化された炉心部等の構造材が冷却材中に溶出して生成される腐食生成物が機器及び配管内部などに付着して残存する二次的な汚染とに区分される。これらの評価については第1段階及び第2段階に実施することとし、第1段階においては主に1次主冷却系における二次的な汚染の分布について評価を実施し、第2段階においては主に炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。また、汚染の分布に関する評価結果については、原子炉及びその周辺設備の解体撤去を実施する第3段階に着手するまでに、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 2. 評価方法 放射化汚染については、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を計算による方法又は測定による方法によって評価する。計算による方法では、原子炉の運転履歴や設計情報により、計算コードを用いて評価する。測定による方法では、廃止措置対象施設から採取した代表試料を分析して、放射化生成核種の種類、放射能及び分布を求める。なお、試料の採取に当たっては、金属の部位から遠隔操作等により、コンクリートの部位からはコアボーリング等により試料を採取する。二次的な汚染については、配管及び機器の外部からγ線の測定を行うか、あるいは、施設を構成する配管及び機器の材料組成を考慮して腐食生成物中の核種組成比を計算又は測定によって評価する。	表現を適正化する。

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類 六			変更なし
性能維持施設			
及びその性能			
並びにその性			
能を維持すべ			
き期間に関す	添付書類 六	添付書類 六	
る説明書			
	性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	
		40	

変更箇所 補正前 補正後 理由 1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について 1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について 第6-1表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する 第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する 性能については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能 性能及び維持台数については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可|廃止措置に必要な機能 を基本とする。しかしながら、出力運転を前提として設計された機器は廃止措置 に基づく性能及び維持台数を基本とする。しかしながら、以下の施設における維しを有する設備は、既往の 段階において過剰な性能となることから、廃止措置段階の必要なプラント運用状 持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するたし許認可に基づく維持台 数を確保する方針とす 態に基づき、性能を発揮するために必要な維持台数を定めた。 め、その内容を示す。 なお、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能 を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。 (1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能 (1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能 もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転 もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転 状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設 状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設 置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原 置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原 子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが 子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが 生じた場合には確実に検知できることとしている。 生じた場合には確実に検知できることとしている。 廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器(以下「SID」という。)による漏え 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器(以下「SID」という。)による漏え い検出に期待できない状態となる。 い検出に期待できない状態となる。 なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災 なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災 を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件(約 を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件(約 200℃)の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリ 200℃)の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリ ウム漏えい検出器(以下「DPD」とする。)による漏えい検出を維持する。また、 ウム漏えい検出器(以下「DPD」とする。)による漏えい検出を維持する。また、 これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。 これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。 以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、検出時間の変更を伴うが、廃 以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、検出時間の変更を伴うが、廃 止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基 止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基 本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはな 本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはな V) (2) ディーゼル発雷機 (2) ディーゼル発電機 第8回工事計画認可申請(Ⅲ-2-5)に記載したディーゼル発電機の負荷のう 第8回工事計画認可申請(Ⅲ-2-5)に記載したディーゼル発電機の負荷のう 表現を適正化する。 ち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負 ち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負 荷等を除き、母線連絡して給電可能な2台を維持する。 荷等を除き、母線連絡して給電可能な2台を維持する。 (3) その他の施設(火災対応設備除く。) (3) その他の施設(火災対応設備除く。) 移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプ 移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプ ラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。 ラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。 具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時 具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時 対策所であり、これら給電先の合計負荷は約 260kVA であるため、300kVA の電 対策所であり、これら給電先の合計負荷は約260kVAであるため、300kVAの電 源容量を持つ移動式電源車を維持する。 源容量を持つ移動式電源車を維持する。 タンクローリーは、移動式電源車を1週間以上運用できる燃料を輸送できる タンクローリーは、移動式電源車を 1 週間以上運用できる燃料を輸送できる 性能を有していることである。移動式電源車が1日で消費する燃料に余裕をみ 性能を有していることである。移動式電源車が1日で消費する燃料に余裕をみ

変更箇所	補正前	補正後	理由
发 更 箇 所	補止前 て最大容量 4,0000/台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を 1 台ずつ行えるよう 2 台配備する。 消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。 (4) その他の施設(火災対応設備)火災対応設備)火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりである。 (5) その他の施設(2 次冷却材一時保管タンク)2 次冷却系のナトリウム保有量 836 m³(200 ℃)に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³(161 m³/基×2 基)及び 483 m³(161 m³/基×3 基)であり、31 m³のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³の 2 次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを 2 基設置する。	て最大容量 4,000ℓ/台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を1台ずつ行えるよう2台配備する。 消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。 (4) その他の施設(火災対応設備)火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりである。 (5) その他の施設(2次冷却材ナトリウムー時保管用タンク)2次冷却系のナトリウム保有量836 m³ (200 ℃) に対して、既存のダンプタンク及びオーバフロータンクの容量は、それぞれ322 m³ (161 m³/基×2 基)及び483 m³ (161 m³/基×3 基)であり、31 m³ のナトリウムを貯蔵することがで	表現を適正化する。 表現を適正化する。 プラント状態の変化に 合わせ、エリアモニタリ ング設備の維持台数を
	2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について (1) 建物及び構築物 a. 原子炉建物 原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気の維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 b. 原子炉補助建物 原子炉補助建物	除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気の維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 b. 原子炉補助建物	

変更箇所	補正前		理由
変更箇所	補正前	補正後	変更なし
	ウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す	ウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す	

変更箇所 補正前 る。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するま で維持する。 c. 反応度制御設備 反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機 能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料 体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリ ウムを安定化処理するまで維持する。 d. 中性子源集合体 中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の 維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す る。 f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す る。 (3) 原子炉冷却系統施設 a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機 能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す る。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウ ムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」について は、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナ トリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。 b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全 に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで 維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウム をタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当

該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。「しゃへい体等を取り扱

う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。

る。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するま 変更なしで維持する。

理由

補正後

c. 反応度制御設備

反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。

「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。

d. 中性子源集合体

中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。

e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体

中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。

「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。

f. 固定吸収体

固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。

(3) 原子炉冷却系統施設

a. 原子炉容器

原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。

「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。

b. しゃへいプラグ

しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。

「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。

変更箇所	補正前		理由
	c. 1次主冷却系設備	c. 1 次主冷却系設備	
	1次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「放射性物質	(a) 1 次主冷却系循環ポンプ	設備ごとに記載を分割
	漏えい防止機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「原子炉容器内ナトリウム液	1次主冷却系循環ポンプで維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び	する。
	位確保機能」及び「予熱・保温機能」である。	「ナトリウム酸化防止機能」である。	
	「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの保持機能」、及び	「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了	リカバリープランで使
	「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持す	し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止	用する設備はしゃへい
	る。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタン	機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナ	体等取出し作業終了時
	ク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウ	トリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するま	まで維持する。
	ムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、	で維持する。	
	当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。	(b) 1次主冷却系中間熱交換器	
		1次主冷却系中間熱交換器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及	
		び「放射性物質漏えい防止機能」である。	
		「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了	リカバリープランで使
		し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「放射性物質漏えい防	用する設備はしゃへい
		<u>止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</u>	体等取出し作業終了時
		(c) 1次主冷却系配管	まで維持する。
		1次主冷却系配管で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び「ナト	
		<u>リウム酸化防止機能」である。</u>	
		「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了	リカバリープランで使
		し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止	用する設備はしゃへい
		機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナ	体等取出し作業終了時
		トリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するま	まで維持する。
		<u>で維持する。</u>	
		(d) ガードベッセル	
		ガードベッセルで維持する機能は「原子炉容器内ナトリウム液位確保機	
		<u>能」である。</u> 	
		「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタン	
		ク等に固化するまで維持する。	
		(e) 1 次主冷却系設備	
		1次主冷却系設備で維持する機能は「予熱・保温機能」である。	
		「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナト	
		<u>リウムをタンク等に固化するまで維持する。</u>	用する設備はしゃへい
	d. 2次主冷却系設備	d. 2 次主冷却系設備	体等取出し作業終了時
	2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム	2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム ギャルは、サイン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	まで維持する。
	酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。	酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。	士·和文 ·女子 // . 1. 5
	「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等	「 <u>ナトリウム</u> の保持機能」及び「予熱・保温機能」については、 <u>ナトリウム</u> をタ	表現を適止化する。
	に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウム	ンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトルカスをないない。	
	をタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナ	リウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するた	

変更箇所 補正前 補正後 理由 トリウムを安定化処理するまで維持する。 め、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。 e. 補助冷却設備 e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化 防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタンク等に 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」についてはナトリウムをタン 表現を適正化する。 ク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウ 固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムを タンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナト ムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、 リウムを安定化処理するまで維持する。 ナトリウムを安定化処理するまで維持する。 (4) 工学的安全施設 (4) 工学的安全施設 a. 原子炉格納施設 a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密 閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)」及び「ナ 閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) | 及び「ナ トリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 トリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による 「放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による 放射性物質漏えい防止機能を除く。) については、当該区域・系統の管理区域 放射性物質漏えい防止機能を除く。) については、当該区域・系統の管理区域 を解除するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機 を解除するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機 能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 b. アニュラス循環排気装置 b. アニュラス循環排気装置 アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能(自動起動及び事故時 アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能(自動起動及び事故時 の負圧維持機能並びによう素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防 の負圧維持機能並びによう素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防 止機能」である。「換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによう 止機能」である。 素除去機能を除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区 「換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによう素除去機能を 域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 除く。)」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管 理区域を解除するまで維持する。 (5) 原子炉補助施設 (5) 原子炉補助施設 a. 1次ナトリウム補助設備 a. 1次ナトリウム補助設備 1次ナトリウム補助設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、 (a) 1次ナトリウムオーバフロー系 設備ごとに記載を分割 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持 1次ナトリウムオーバフロー系で維持する機能は「原子炉容器内ナトリ 機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの浄化機 ウム液位確保機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「ナトリウムの保持機能」、 能」及び「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタンク 「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「ナーリカバリープランで使 等に固化するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和 トリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取し用する設備はしゃへい 機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温 出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナト 体等取出し作業終了時 機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリ リウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留 まで維持する。 ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理する ウム酸化防止機能 については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナト リウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維 まで維持する。 持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区 (b) 1次ナトリウム純化系

1次ナトリウム純化系で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、

域を解除するまで維持する。

変更箇所	補正前	補正後	理由
		「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和	
		機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」である。	
		「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を	
		解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の	リカバリープランで使
		熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温	用する設備はしゃへい
		機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク	体等取出し作業終了時
		等に固化するまで維持する。	まで維持する。
		(c) 1次ナトリウム充填ドレン系	
		1次ナトリウム充填ドレン系で維持する機能は「放射性物質漏えい防止	
		機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響	
		の緩和機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。	
		「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を	
		解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の	
		熱的・化学的影響の緩和機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへ	
		い体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持す	
		<u>る。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化</u>	リカバリープランで使
		しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定	用する設備はしゃへい
		化処理するまで維持する。_	体等取出し作業終了時
	b. メンテナンス冷却系設備	b. メンテナンス冷却系設備	まで維持する。
	<u>1</u> 次メンテナンス冷却系で維持する機能は <u>、</u> 「ナトリウムの保持機能」、「ナ	1次メンテナンス冷却系で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナト	表現を適正化する。
	トリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。	リウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。	
	「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウム	「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、 <mark>しゃへい体</mark>	リカバリープランで使
	をタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、	<u>等取出し作業が終了し、</u> ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナ	用する設備はしゃへい
	ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在す	トリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留	体等取出し作業終了時
	るため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するま	まで維持する。
	2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔	で維持する。	表現を適正化する。
	離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化	2次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を	
	防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸	
		化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	
	c. 2次ナトリウム補助設備	c. 2次ナトリウム補助設備	
	2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化	2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化	
	学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリ	学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリ	
	ウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。	ウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。	
	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化	
	機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリ	機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリ	
	ウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」	ウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」	
	については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配	については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配	
	管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	
			1

変更箇所	補正前	·····································	理由
	d. 1次アルゴンガス系設備	d. 1次アルゴンガス系設備	
	1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」であ	1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」であ	
	る。	る。	
	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化して	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化して	
	も残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理	も残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理	
	するまで維持する。	するまで維持する。	
	e. 2次アルゴンガス系設備	e. 2次アルゴンガス系設備	
	2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」であ	2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」であ	
	る。	る。	
	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化して	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化して	
	も残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理	も残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理	
	するまで維持する。	するまで維持する。	
	f. 原子炉補機冷却水設備	f. 原子炉補機冷却水設備	
	原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。	原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。	
	「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。た	「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。た	
	だし、ポンプについては、自動起動機能を除く。	だし、ポンプについては、自動起動機能を除く。	
	g. 原子炉補機冷却海水設備	g. 原子炉補機冷却海水設備	
	原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。	原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。	
	「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。た	「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。た	
	だし、ポンプについては自動起動機能を除く。	だし、ポンプについては自動起動機能を除く。	
	h. 燃料交換設備	h. 燃料交換設備	
	燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム	燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム	
	酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。	酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。	
	「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで	「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで	
	維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」	維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」	
	については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。	については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。	
	i. 燃料出入設備	i. 燃料出入設備	
	燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム	燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム	
	酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。	酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。	
	「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すま	「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すま	
	で維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」	で維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」	
	については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。	については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。	
	j. 炉外燃料貯蔵設備	j. 炉外燃料貯蔵設備	
	炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物	炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物	
	質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷	質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷	
	却機能」及び「予熱・保温機能」である。	却機能」及び「予熱・保温機能」である。	
	「放射性物質 <u>の</u> 漏えい防止機能」のうち、未臨界維持機能については、炉心	「放射性物質漏えい防止機能」のうち、未臨界維持機能については、炉心等	表現を適正化する。
	等から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏え	から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏えい	

をについては当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」につナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持を設備	表現を適正化する。
ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持	表現を適正化する。
については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容 管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷 については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持	表現を適正化する。
管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持	
については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持	
查設備	
查設備	
鈴査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。	
斗を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に	
5機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。	
理設備	
型理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへ	
を取り扱う機能」である。	
斗を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すま	
ける。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへ	
を取り出すまで維持する。	
*料貯蔵設備	
	 「冷却機能」の維持終了
	に係るプロセスを明記
	する。
	7 0
-	
() 4 D D D D D D M M M M M M M M M M M M M	を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。 理設備 理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへ 取り扱う機能」である。 を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すま る。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへ 取り出すまで維持する。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等からしゃへい体	出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等からしゃへい体	
	等を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、 <u>当</u>	等を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、 <mark>新</mark>	維持期間が保守的であ
	該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。	<u>燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで</u> 維持する。	ったため、最適な維持期
	p. 燃料取扱設備操作室	p. 燃料取扱設備操作室	間に見直す。
	燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」であ	燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」であ	
	る。	る。	
	「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維	「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維	
	持する。	持する。	
	q. 共通保修設備	q. 共通保修設備	
	共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」であ	共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」であ	
	る。	る。	
	「機器洗浄機能」については、ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主	「機器洗浄機能」 <u>及び「機器移送機能」</u> については、 <u>第2段階の期間維持す</u>	維持期間を明確にする
	目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するまで維持する。「機器移	ることとし、第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定	ことができない設備の
	送機能」については、機器洗浄が完了したナトリウム機器を移送することを目	し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	識別のため維持期間を
	的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。		変更する。
	r. 試料採取設備	r. 試料採取設備	
	試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放	試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。	
	射性物質漏えい防止機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで	「放射性物質漏えい防止機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出	
	維持する。	すまで維持する。	
	s. 機器冷却系設備	s. 機器冷却系設備	
	機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能(自動起動機能を除く。)」であ	機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能(自動起動機能を除く。)」であ	
	る。 -	る。 -	
	「冷却機能(自動起動機能を除く。)」については、ナトリウムをタンク等に	「冷却機能(自動起動機能を除く。)」については、しゃへい体等取出し作業	
	固化するまで維持する。	が終了し、 ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	用する設備は、しゃへい
	(6) 計測制御系統施設	(6) 計測制御系統施設	体等取出し作業終了時
	a. 中性子計装	a. 中性子計装	まで維持する。
	中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」であ	中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」であ	
	る。		
	「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検	「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検	
	出限界値未満となるまで維持する。	出限界値未満となるまで維持する。	
	b. 原子炉容器内計装	b. 原子炉容器内計装	
	原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監	原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監	
	視機能」である。	視機能」である。	
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固 化するまで維持する。	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固 化するまで維持する。	
	1L 9 るまで維持 9 る。 c. 制御棒位置指示計装	c. 制御棒位置指示計装	
	制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」で	************************************	
	同学位直指が可表 C 推行 y る 機能は「同学学期域性の 床行 監視機能」 C ある。	同興学位直指小司表 (推行 y る)成形は「同興学配到機構の体行監視域形」 ある。	
	<i>は)・</i> る。	<i>はり、</i> み。	

変更箇所	補正前
	「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出す
	まで維持する。
	d. プロセス計装
	(a) 原子炉容器計装
	原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」であ
	る。
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に
	固化するまで維持する。
	(b) 主冷却系計装
	主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に
	固化するまで維持する。
	(c) 補助冷却設備計装
	補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」で
	ある。
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に
	固化するまで維持する。
	(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度
	原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の
	測定・監視機能」である。
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に
	固化するまで維持する。
	(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度
	中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラン
	ト状態の測定・監視機能」である。
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に
	固化するまで維持する。
	(f) 1 次主冷却系流量
	1 次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機
	能」である。
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に
	固化するまで維持する。
	(g) 1次アルゴンガス系計装
	1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」で
	ある。炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナ
	トリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」につ

いては、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。

「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。

補正後

- d. プロセス計装
- (a) 原子炉容器計装

原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。

「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に 固化するまで維持する。

(b) 主冷却系計装

主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に 固化するまで維持する。

(c) 補助冷却設備計装

補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。

「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に 固化するまで維持する。

(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度

原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の 測定・監視機能」である。

「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業</u> リカバリープランで使 が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 用する設備は、しゃへい

(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度

中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラン」まで維持する。ト状態の測定・監視機能」である。

「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業</u> リカバリープランで使 が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 用する設備は、しゃへい

(f) 1次主冷却系流量

1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機」まで維持する。 能」である。

「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業</u>が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。

(g) 1次アルゴンガス系計装

1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」で まで維持する。 ある。

炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。

リカバリープランで使 用する設備は、しゃへい 体等取出し作業終了時 まで維持する。

理由

リカバリープランで使 用する設備は、しゃへい 体等取出し作業終了時 まで維持する。

リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。	(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。	
	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。	
	(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機	(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機	
	能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、 <u>「</u> ナトリウムをタンク等	能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業	
	に固化するまで <u>」</u> 維持する。 (j) 原子炉格納容器雰囲気計装	が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 (j) 原子炉格納容器雰囲気計装	用する設備は、しゃへい 体等取出し作業終了時
	原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は <u>、</u> 「雰囲気温度の監視機能」 及び「雰囲気圧力の監視機能」である。	原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。	まで維持する。
	「雰囲気温度の監視機能」 <u>及び「雰囲気圧力の監視機能」</u> については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	「雰囲気温度の監視機能」については、 <u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u> ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 <u>「雰囲気圧力の監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u>	
	(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能	(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能	まで維持する。
	は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナト リウムをタンク等に固化するまで維持する。	は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナト リウムをタンク等に固化するまで維持する。	
	それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」であ る。	それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。	
	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に 固化するまで維持する。	「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に 固化するまで維持する。	
	(l) 予熱計装設備 予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。「予	(l) 予熱計装設備 予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。	
	熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	原子炉容器、1次主冷却系設備、1次ナトリウム補助設備及び1次メンテ ナンス冷却系の「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固 化するまで維持する。	
	(m) その他計装 その他計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、各系統の期間に応じて維	(m) 1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度 1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度で維持する機能は、「プラント状態の測定・監視機能」である。	設備ごとに記載を分割する。
	<u>持する。</u>	「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業	
	その他計装のうち、1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管 室雰囲気温度、原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位、1次主冷却系中間	が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 (n) 配管室雰囲気温度	用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時
	<u>熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位(A,B,C)及び1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位(A,B,C)においては、ナトリウムをタンク</u>	配管室雰囲気温度で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」で ある。	まで維持する。
	等に固化するまで維持する。	「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業	リカバリープランで使

変更箇所	補正前	補正後	理由
		が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	用する設備は、しゃへい
		(o) 原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位	体等取出し作業終了時
		原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位で維持する機能は「プラント状	まで維持する。
		態の測定・監視機能」である。	
		「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に	
		<u>固化するまで維持する。</u>	
		(p) 1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	
		1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位(A,B,C)で維持	
		する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。	
		「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業	リカバリープランで使
		が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	用する設備は、しゃへい
		(q) 1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)	体等取出し作業終了時
		1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) で維持す	まで維持する。
		<u>る機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u>	
		「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業	リカバリープランで使
		が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	用する設備は、しゃへい
	e. 中央制御室	e. 中央制御室	体等取出し作業終了時
	中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。	中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。	まで維持する。
	「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期	「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期	
	間に応じる。	間に応じる。	
	(7) 電気設備	(7) 電気設備	
	a. 送電線	a. 送電線	
	送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。	送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。	/// 11. 110 HB 2 BB -/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	「電源供給機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>	「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段	
		階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行	
		するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	識別のため維持期間を
	b. 特高開閉所	b. 特高開閉所	変更する。
	特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。	特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。	少ととこれ 日日 ナ ロロフカ) マ ト フ
	「電源供給機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>	「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段	
		階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行	ことができない設備の
	之 , 亦 广 明	<u>するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u>	識別のため維持期間を
	c. 主要変圧器	c. 主要変圧器 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	変更する。
	主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。	主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。	(
	「電源供給機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>	「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段	
		階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行	ことができない設備の 識別のため維持期間を
	4. 市内市区区络	<u>するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u>	蔵別のため維持期间を 変更する。
	d. 所内高圧系統	d. 所内高圧系統	
	所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 	所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 	

変更箇所	補正前
	「電源供給機能」については、 <mark>当該設備の解体に着手するまで維持する。</mark>
	e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>
	f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能(自動起動及び 10 秒以 内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」である。 「電源供給機能(自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機 能を除く。)」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。 g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」であ る。 「電源供給機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>
	h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、 <mark>当該設備の解体に着手するまで維持する。</mark>
	i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>
	j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、 <mark>当該設備の解体に着手するまで維持する。</mark>
	(8) タービン及び付属設備 a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持す

「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段 | 維持期間を明確にする 階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行 するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

e. 所内低圧系統

所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。

「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段 | 維持期間を明確にする 階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行 するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

f. ディーゼル発雷機

ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能(自動起動及び10秒以 内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)」である。

「電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機 能を除く。)」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。

g. 直流電源及び交流無停電電源設備

直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」であ

「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段 | 維持期間を明確にする 階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行 するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

h. 通信設備

通信設備で維持する機能は「通信機能」である。

「通信機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段階の 解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行する までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

i. 非常用照明設備

非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。

「照明機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段階の 解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行する までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

i. 電線路

電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。

「電源供給機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段 | 維持期間を明確にする 階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行 するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

- (8) タービン及び付属設備
 - a. 補給水タンク

補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する

ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

理由

ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

維持期間を明確にする ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

維持期間を明確にする ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

変更箇所	補正前		理由
	る。	まで維持する。	
	b. 補助蒸気ヘッダ	b. 補助蒸気ヘッダ	
	補助蒸気ヘッダで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラ	補助蒸気ヘッダで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。	表現を適正化する。
	ント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持	「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	
	する。	まで維持する。	
	c. 主蒸気系設備 (蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	c. 主蒸気系設備 (蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲)	
	主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナト	主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。	
	リウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持す	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで	
	る。	維持する。	
	(9) 放射性廃棄物廃棄施設	(9) 放射性廃棄物廃棄施設	
	a. 気体廃棄物処理設備	a. 気体廃棄物処理設備	
	気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。	気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。	
	「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	
	まで維持する。	まで維持する。	
	b. 液体廃棄物処理設備	b. 液体廃棄物処理設備	
	液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。	液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。	
	「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	
	まで維持する。	まで維持する。	
	c. 固体廃棄物処理設備	c. 固体廃棄物処理設備	
	固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射	固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射	
	性物質の貯蔵機能」である。	性物質の貯蔵機能」である。	
	「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する	
	まで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当該放射性廃棄物の搬し	まで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当該放射性廃棄物の搬	
	出が完了するまで維持する。	出が完了するまで維持する。	
	(10) 放射線管理施設	(10) 放射線管理施設	
	a. しゃへい設備	a. しゃへい設備 しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射	
	しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射		
	線遮蔽機能」である。 「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を	線遮蔽機能」である。 「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を	
	解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解し	解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解	
	体が完了するまで維持する。	体が完了するまで維持する。 体が完了するまで維持する。	
	b. 屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	b. 屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	
		屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)で維持する機能は「放射線	
	管理機能」である。	管理機能」である。	
	「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。	「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。	
	c. 屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	c. 屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	
	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)で維持する機能は「放射線監視」	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)で維持する機能は「放射線監視	
	機能」である。エリアモニタリング設備については第2段階の期間中維持す	機能」である。エリアモニタリング設備については第2段階の期間中維持す	
	272 2.7 2.7 2.7 2.7 2.7 2.7 2.7 2.7 2.7 2.		

変更箇所 補正前 ることとし、第3段階以降については、第2段階における第3段階以降の解 体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、 廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つ プロセスモニタのうち、1次冷却材の2次冷却材への漏えいを監視する2次 ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持す る。原子炉補機冷却水系統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷 却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時 のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器 モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉 補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設 備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタにつ いては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、 管理区域を解除するまで維持する。エリアモニタリング設備のうち原子炉建 物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについて は、中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。1次ナトリウム純化 系コールドトラップ冷却ガスモニタについては、ナトリウムをタンク等に固 化するまで維持する。 d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管

理機能」である。

屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー 及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。

「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。

排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放 出管理機能」である。

「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理 が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」 である。

「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持す

(11) 発電所補助施設

a. 淡水供給設備

淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。

「プラント運転補助機能」については、当該設備の解体に着手するまで維持 する。

b. 格納容器換気装置

補正後

維持期間を明確にする ことができない設備の

識別のため維持期間を

理由

ることとし、第3段階以降については、第2段階に検討する第3段階の解体 | 表現を適正化する。 計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間の延長要否 を評価し、必要に応じて第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して 変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、 1次冷却材の2次冷却材への漏えいを監視する2次ナトリウムモニタについ 変更する。 ては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系統 への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放 射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時のプラント管理のために 使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理 設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メ ンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アル ゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料 体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで 維持する。エリアモニタリング設備のうち原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上 部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料 | 表現を適正化する。 池に貯蔵されるまで維持する。1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却 ガスモニタについては、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタン ク等に固化するまで維持する。

d. 屋外管理用の主要な設備

屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管 | 時まで維持する。 理機能」である。

屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー 及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。

「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。

排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放 出管理機能」である。

「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理 が完了するまで維持する。

気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。

「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持す る。

(11) 発電所補助施設

a. 淡水供給設備

淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。

「プラント運転補助機能」については、第2段階の期間維持することとし、 第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階 に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

b. 格納容器換気装置

リカバリープランで使 用する設備は、しゃへ い体等取出し作業終了

維持期間を明確にする ことができない設備の 識別のため維持期間を 変更する。

変更箇所	補正前		理由
222777	格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。	格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。	
	「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持す	「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持す	
	る。	る。	
	c. 格納容器空気雰囲気調節装置	c. 格納容器空気雰囲気調節装置	
	格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。	格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。	
	「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持す	「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持す	
	る。	る。	
	d. 主冷却系窒素雰囲気調節装置	d. 主冷却系窒素雰囲気調節装置	
	主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱	主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱	
	的・化学的影響の緩和機能」である。	的・化学的影響の緩和機能」である。	
	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」 については、 しゃへ	リカバリープランで使
	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	<u>い体等取出し作業が終了し、</u> ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	用する設備は、しゃへ
	e. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	e. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	い体等取出し作業終了
	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時	時まで維持する。
	の熱的・化学的影響の緩和機能」である。	の熱的・化学的影響の緩和機能」である。	
	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	
	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	
	f. 中央制御室空調装置	f. 中央制御室空調装置	
	中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能(よう素除去機能を除し	中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能(よう素除去機能を除	
	く。)」である。	く。)」である。	
	「換気機能(よう素除去機能を除く。)」については、換気対象区画内の設備	「換気機能(よう素除去機能を除く。)」については、換気対象区画内の設備	
	の撤去が完了するまで維持する。	の撤去が完了するまで維持する。 g. 蒸気発生器室換気装置	
	g. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学	g. 然気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学	
	一	的影響の緩和機能」である。	
	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリー	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	
	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	
	h. 電気設備室換気装置	h. 電気設備室換気装置	
	電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。	電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。	
	「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持	「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持	
	する。	する。	
	i. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	i. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	
	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい	
	時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。	時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。	
	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	
	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	
	j. 燃料取扱設備室換気装置	j. 燃料取扱設備室換気装置	

変更箇所	補正前	補正後	理由
	燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能(よう素除去機能を除	燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能(よう素除去機能を除	
	く。)」である。	く。)」である。	
	換気機能 (よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区	「換気機能(よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理	表現を適正化する。
	域を解除するまで維持する。	区域を解除するまで維持する。	
	k. 放射線管理室空調装置	k. 放射線管理室空調装置	
	放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能(よう素除去機能を除	放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能(よう素除去機能を除	
	く。)」である。	く。)」である。	
	換気機能(よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理区	「換気機能(よう素除去機能を除く。)」については、当該区域・系統の管理	表現を適正化する。
	域を解除するまで維持する。	区域を解除するまで維持する。	
	1. メンテナンス冷却系室換気装置	1. メンテナンス冷却系室換気装置	
	メンテナンス冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の	メンテナンス冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の	
	熱的・化学的影響の緩和機能」である。	熱的・化学的影響の緩和機能」である。	
	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	
	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	
	m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時	
	の熱的・化学的影響の緩和機能」である。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学	の熱的・化学的影響の緩和機能」である。	
	的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持す	「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリ	
	る。	ウムをタンク等に固化するまで維持する。	
	n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」であ	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」であ	
	る。	る。	
	「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持す	「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持す	
	る。	る。	
	o. 制御用圧縮空気設備	o. 制御用圧縮空気設備	
	制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。	制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。	
	「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで	「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	維持する。	維持する。	
	p. 所内用圧縮空気設備	p. 所内用圧縮空気設備	
	所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。	所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。	
	「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで	「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで	
	維持する。	維持する。	
	q. アルゴンガス供給系設備	q. アルゴンガス供給系設備	
	アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」であ	アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」であ	
	る。	る。	
	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで	「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで	
	維持する。	維持する。	
	r. 窒素ガス供給系設備	r. 窒素ガス供給系設備	

変更箇所	補正前		理由
	窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。 t. 消火設備 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、 <u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u>	窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。 t. 消火設備 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、第2段階の期間維持することとし、第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行する	ことができない設備の
	(12) その他の施設 a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。 b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。 c. 火災対応設備 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」及び「火災対応用設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。 d. 2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「テ熱・保温機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。	までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。 (12) その他の施設 a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。 b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。 c. 火災対応設備 火災対応設備 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応用設備運搬機能」、「方射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「方割性物質拡散抑制機能」、「方割性物質拡散抑制機能」、「方割性物質拡散抑制機能」、「方割性物質拡散抑制機能」、「方割性的質量、大災対応、「力量型、大災対応、「力量、大災対応、「対し、大災対応、「対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対力、対	

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類六			エリアモニタリング設 備の性能維持理由に関 する説明を別添として 追加する。
		<u>別</u> <u>添</u> (添 付 書 類 六)	
	て始み、亦再東西に合われ、	69	

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類六			
別添			
		次 <u>什</u> 事卷子 可次	
		<u>添付書類六 別添</u>	
		1. 第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について	
		1. N. 5 (VIII o -) / C - / / V BY WILL INTIME OF C	

変更箇所	補正前	補正後	理由
変更箇所	補正前	別添1 第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について 1. はじめに 本資料は、第2段階において性能を維持すべきエリアモニタリング設備を選定した結果について説明するものである。 第1段階では、燃料体取出し作業を実施していたことから、原子炉運転中における事故対応用の放射線モニタとして設置されていた原子炉格納容器内の工学的安全施設作動信号を発信するエリアモニタ及び高レンジエリアモニタの運用を停止するに留めた。 しかし、第2段階では、燃料体取出し作業が完了しているなど、プラント状態が変化することから、エリアモニタにより放射線環境を常時監視する必要のないエリアが生じる。そのため、第2段階において性能を維持するエリアモニタを選定するに当たっては、第1段階に維持したエリアモニタリング設備のうち、このように監視不要となるエリアのエリアモニタを抽出し、運用を停止することとした。これにより、性能維持台数を削減し、メンテナンス期間の短縮、設備保全の効率的な実施及び業務負担の軽減等を図る。	理由
		 しかし、第2段階では、燃料体取出し作業が完了しているなど、プラント状態が変化することから、エリアモニタにより放射線環境を常時監視する必要のないエリアが生じる。そのため、第2段階において性能を維持するエリアモニタを選定するに当たっては、第1段階に維持したエリアモニタリング設備のうち、このように監視不要となるエリアのエリアモニタを抽出し、運用を停止することとした。これにより、性能維持台数を削減し、メンテナンス期間の短縮、設備保全の効率的な実施及び業務負担の軽減等を図る。 2. エリアモニタリング設備の要求事項エリアモニタリング設備は、管理区域内空間の外部放射線に係る線量当量を把握するため、管理区域内の主要部分における外部放射線に係る線量当量率を連続測定し、放射線環境の常時監視を行う設備であり、機能及び性能は以下に示すとおりである。 設備(建物)名称機能 性能エリアモニタリング設 放射線監視機能 線量当量率を測定できる状態 	
		(放射線監視機能) であること。 警報設定値において警報を発信する状態であること。 上記機能を確保するよう、第2段階のプラント状態を考慮して性能を維持すべきエリアモニタを選定する。	

変更箇所	補正前	補正後	理由
		3. 性能を維持するエリアモニタの選定	
		_(1) 選定方針	
		第1段階においては、炉心等に燃料体があることから、燃料破損や1次冷却系	
		ナトリウム、アルゴンガス、燃料体等の放射化による放射性物質の発生に加え、	
		燃料体取出し作業に伴う燃料体の移動等についても考慮し、運転中と同じ個数の	
		エリアモニタを維持してきた。また、エリアモニタとは別に、サーベイメータ等	
		によって管理区域内の定期測定を行うとともに、燃料体取出し作業に必要な設備	
		の点検等の実施に際しては、作業内容に応じた放射線測定を実施してきた。	
		第2段階においては、管理区域で中心となる作業は「しゃへい体等取出し作業」	
		と「バルクナトリウムの搬出」であり、放射線管理の観点からは第1段階と同程	
		度の作業内容となる。一方で、第1段階で炉心等からの燃料体取出しが完了した	
		ことに伴い、燃料破損や放射化による新たな放射性物質の発生を考慮する必要が	
		ない状態となった。これらのことから放射線レベルが変動する可能性は著しく低	
		いため、エリアモニタによる常時監視を要することなく、第1段階と同様のサー	
		ベイメータ等による放射線測定を継続することのみで放射線管理上の対応が可能	
		となるエリアが生じる。	
		このようなプラント状態の変化を踏まえ、次に示すエリアに設置されるエリア	
		<u>モニタについては運用を停止する。</u>	
		① 第1段階に実施した燃料体取出し作業により、「もんじゅ」内に存在する全て	
		の使用済燃料が燃料池に貯蔵された。このことによって、1次アルゴンガス系	
		統内に燃料破損や1次アルゴンガスの放射化による放射性希ガスが発生するこ	
		とがなくなり、放射線レベルの変動する可能性が著しく低くなったことから、	
		第2段階ではエリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア	
		1次アルゴンガス系設備付近通路、FFDL室、CG法FFD室	
		② 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため、原子炉施設内の放射線環境把	
		握のために維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備(燃料交換装置、	
		<u>炉内中継装置、燃料出入機等)の点検期間も含め、放射線レベルに有意な変動</u>	
		がなかった。第2段階においても、第1段階と同様の作業を行うのみであり、	
		放射線レベルの変動する可能性は著しく低いため、エリアモニタによる常時監	
		<u>視が不要になると判断したエリア</u>	
		常用エアロック室、廃棄物・共通保修設備リレー盤室、ホット計器修理室、	
		放射線管理室、保修エリア(一部)	
		③ 原子炉起動用中性子源集合体を炉心等から取出し、燃料池に貯蔵する作業が	
		<u>完了するまでは中性子線による放射線レベルの変動を監視する必要があるが、</u>	
		当該作業の完了に伴い、エリアモニタによる中性子線の常時監視が不要になる	
		と判断したエリア	
		運転床(2台)、炉外燃料貯蔵槽(EVST)上部室	

変更箇所	補正前	補正後	理由
		一方、燃料体を貯蔵する燃料池等の線量変動監視や作業環境把握の必要なエリ	
		<u>ア及びパトロール等で立ち入る代表的なエリアのエリアモニタは性能を維持す</u>	
		る。加えて、気体、液体、固体廃棄物処理系設備付近のエリアモニタについても	
		性能を維持することから、原子炉施設内の放射線環境の常時監視、放射線業務従	
		事者の被ばく管理は可能であり、エリアモニタリング設備の放射線監視機能は維	
		<u>持される。</u>	
		(2) 選定結果	
		「(1) 選定方針」に基づき選定した、第2段階に運用を停止するエリアモニタ	
		を「第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニター覧表」に示す。また、第	
		2 段階に性能を維持するエリアモニタを「第 2 表 性能を維持するエリアモニタ	
		<u>一覧表」に示す。</u>	
		ガンマ線エリアモニタについては、9台の運用を停止し、性能維持台数を49台	
		から40台に削減する。また、中性子線エリアモニタについては、第2段階の初期	
		においては5台を維持するが、原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵され	
		た後、3台の運用を停止し、性能維持台数を5台から2台に削減する。	
		<u>なお、今後、エリアモニタの運用を停止したエリアについて放射線監視が必要</u>	
		とされた場合は、各エリアで実施される作業の内容及び放射線環境に応じて、サ	
		<u>ーベイメータ等適切な測定器を用いて放射線監視を行うこととする。</u>	
		また、第2段階において性能を維持するエリアモニタについても、今後検討さ	
		れる第3段階の解体計画等を踏まえ、エリアモニタごとに維持期間を明確にし、	
		第3段階に入るまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。	
		管理区域については、原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処	
		理建物の建物及び構築物により形成し、放射線の遮蔽、放射性物質の漏えい防止	
		を図っている。管理区域の通常出入口は出入管理室の1箇所とし、管理区域境界	
		における外部放射線に係る線量は管理区域の建物外壁で管理している。また、換	
		気設備についても建物内各エリアで共用し、管理区域全体として負圧を維持して	
		<u>いる。このため、今回、管理区域内のエリアモニタの一部について運用を停止し</u>	
		たが、当該エリアは引き続き管理区域として維持管理することとし、将来的には	
		<u>管理区域内機器の解体・撤去やその後必要となる廃棄体の保管場所等についても</u>	
		検討し、管理区域解除に向けた具体的な方法等を定めた上で、管理区域を解除す	
		<u>る。</u> 以上	
		<u> </u>	
İ			

(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	変更箇所	補正前	補正後 理由					理由	
第1月 第9月2章 (17月)						1			
### ### ### ### ### ### ### ### ### #				11年					
# 2018年 第19 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				を停りて、選定	Θ	Θ	Θ	Θ	
# 2018年 第19 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1			画 る み の					
			第2段階で運用を停止するエリアモニター覧表 (1/	2名称 検出器設置場所 設置の目的及び運用停止の理由	通路(1次アルゴ ・1次アルゴンガス系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路におンガス系設備室 ンガス系設備室 ける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 付近通路) ・第1段階に使用済燃料が全で燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系統内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。	通路(1次アルゴ ・1次アルゴン ンガス系設備室 屋付近の通路 付近通路) ・第1段階に使 スの発生によってあると判断	マ線エリア FFDL室 ・燃料破損時に グ法FFDL (SSD) ・第1段階に使 スの発生によ とから、放射 ※ FFDL:	ハペ線エリア CG法FFD室 ・燃料破損時に原子 17 (SSD) 出するためのカバ 作業員が立ち入る ・第1段階に使用済 スの発生によって とから、放射線環 ※ CG法FFD:	

変更箇所	補正前					理由		
第1表 第2								
段階で運用を			中川神	4				
停止するエリ			運用を停止するエリアモニタの選定方針			<u></u>		
アモニタ一覧			重用を 5 エリ					
表 (2/3)			MI VO V		431 151 151	T	전	
				8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の作業員の入域 ベルに有意な変 ことから、放射 した。		<u>きまる</u> 可能性 可能性 用を値	
				在するご な設備の 区域出フ とから、	業 に有道 から、	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に (元 (元 (元) (元) (元) (元)	
				作業員が滞在す 処理に必要な設 にある管理区域 能であることが	の作業員の入域 ベルに有意な変 ことから、放射 した。	線量率変動を監視す 線レベルに有意な変 るため、汚染が発生 あると判断し、第2	ど動を監視することを目的 ら放射線レベルに有意な変 8生する作業を行う可能性 等2段階移行時に運用を停	
				業 (国 (元 (カ (カ (カ (カ (カ (カ	参 	鎌	開 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
				おいて、作業 政出し・処理 区域境界にあ も監視可能で	が	ある。	を動る ら放身 8年寸 等25時	
		3		おいて 数出し を職権	5原子 中にも 性も 準 手にす 手にす 手にする	を表 中に エリブ 見は7	書	
		(2)	1	管理区域立入を管理するための放射線管理室付近 (非管理区域) において、作業員が滞在することを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口付近通路のエリアモニタ (AB ガンマ線エリアモニタ 29 (SSD)) でも監視可能であることから、第つ路路移行時に運用を停止することとした。	おけ、期間の間に	 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	リレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 レー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停	
		看表	設置の目的及び運用停止の理由	:管理区域) :が、燃料体 :。また、管 29 (SSD))	中 画 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マ 大 (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		1	可量	6 () () () () () () () () () (選に 2 2 2 2 2 2 2 2 2	立	屋の通 たが、 である 要である	
		اً ا با	運用(正 (非)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	等 は た り な 外 線 線	部 第 7 8 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 7 8 7 7 8 7	
		7	及び	ための放射線管理室付近 監視することを目的に設置 作業を実施するため維持し ベルに有意な変動がなかっ (A)B ガンマ線エリアモニ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	くが長 分維持 号所と 5、放	なれる か維持 いる 部 に 記 視 に に に に に に に に に に に に に に に に に	
		H	目的	管理 	けるにおいるためにおいて、一番を対象をは、一番を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	り、) (おなり) (おなり) (おなり) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない	1	
		₩ 10	と置の	野衛などとマイマット	2 2 2 2 2 3 3 3 3 3	は 静かいいい かいいい アンドル	等が 施す が設情 第の?	
		넴	<u></u>	の を を 所 が と と が に を と の が に が る に る に ん り に し と し に し に し に し に し に し に し に し に し	1 日 巻 日 多 ス 入 ろ ス 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 ろ	部を選べての路のおり	なる機能を決している。	
		で運用を停止す		A B A A A A A A A A	H 革 性 該 で 数 業 エ あ	8 新 指 る を が る る る る る る る る る る る る る る る る る	のリレ 1 1 1 2 2 3 3 4 4 4 4 4 4	
		脚		理する 変動を 取出し 射線レ モニタ	第 第 出 、 下 中 里 三 三 第 第 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	が、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対対は、対対は、対対は、対対	(論) X田し、 X田し、 3 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
		とと		一	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	保全 日本 日	#体形 本 また とか た。	
		2 歌		立入を て線量 は燃料 含め、、 のエリー	は機業は大人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人	計測器等の修理を行うための部ることを目的に設置 第1段階は燃料体取出し作業を動がなかった。また、主に計測する作業を行う可能性も著しく段階移行時に運用を停止するこ	・廃棄物・共通保修設備のリレー盤に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実動がなかった。また、リレー盤等も著しく低いことから、放射線環止することとした。	
		無		区域で 日本で 日本で	万 たり、 たり、 なか、 第の第	器を登りなる。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		11 K		- 管理区域立入る を考慮して線量 - 第1段階は燃料 検期間を含め、 付近通路のエリ う 段階終行時に	所に	計 第 第 1 する 付 数 が 段 段 路	廃棄/ (に設け (要が) (と著か) (上す)	
		無		• •		• • •	' '	
			場所	放射線管理室 (出入管理室 (A) 着 入管理室 (A) 着 衣室)	2	ット計器修理	廃棄物・共通保修設備リレー艦室	
			検出器設置場所	<u>警理</u> 3		器		
			出	野 () () () () () () () () () (田田	7	華 開 り 1	
			極		第 第	长 (全)		
					2 2		徽工 JJ (SSD)	
			名称	機 (SSI	線工 (SSD	マ線エリア ((SSD)	7 粮工 12 (SSI	
			モニタ名称	721	127	31		
			#1	A/B ガンマ線エリア モニタ 21 (SSD)	AB ガンマ線エリア モニタ 27 (SSD)	<u>AB ガン・</u> モニタ 31	M/B ガン アモニタ 4	
				था मा	থা দা	या मा	AI N	

変更箇所	補正前				補正	三後		理由
第1表 第2								
段階で運用を			運用を停止するエリアモニ	力 中 力 中 力				
停止するエリ			を使ってフィング	· 世	@	9 0	<u>@</u>	
アモニタ一覧			通用るよう	6				
表 (3/3)						/ //	\$	
				射化ナトリウムが付着した燃料出ることを目的に設置 換装置、炉内中継装置、燃料出入第2段階のしゃへい体等取出し作消化者にく低いものと判断した。 対ンマ線エリアモニタ 41 (SSD))	調料		単	
				: した 等 野 判断 41 (に設定を	世 に 強 無 減	設置源が	
				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	目的	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	的に発生	
				ナトリウムが付 とを目的に設置 置、炉内中継装 段階のしゃへい 著しく低いもの マ線エリアモニ	クギ	はる世	を目を発	
				トリア ド目的 海のし キのし ストリア		8 8	カリスタ 数中の	
		3		に た な は は は ま は ま に い が に い る に る は は は は は は は は は は は は は は は は は	とした監視は	が、た。	見する。	
		(3)		が () () () () () () () () () ()	ことと関を開かれる	1 2 2 2 2 3 3 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	を W S J	
		1 配 表	設置の目的及び運用停止の理由	・Cs-137、Co-60、Na-22 等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかったため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性は著しく低いものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ(MBガンマ線エリアモニタ 41 (SSD))	本変量	 - 原子がた動用中圧1 06米目 1647年 (2014) - なるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 - 原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建物での中性子線発生源が無くなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	る線量率変動を監視することを目的に設置した後は、EVSTでの中性子線発生源が無く蔵されるまでとした。	
		1	一一	世 成 が、 が、 り の が に り か に り か に り た に り た し っ た り に り っ た っ し っ た っ し っ り	海岸が後	後に、後に、なる。	線 計 を は が れ る れ る れ	
		ij	1 月	魔率しながの変をためるを	まる。	し は は な た は は た は に に に に に に に に に に に に に	る が が が な が	
		ا ب 11	A CVij	株 株 本 本 本 本 で で で で	に運びいた	数 地 に に 動 に に 動	に あ 所 に 所	
		H D	目的7	7、 版 (中の () ため () の () の () であ () にあ	時に満る。		gの漏えいによる。 に燃料池に移動し、 xが燃料池に貯蔵。	
		運用を停止するエリ	題の	に成物 通行を がベル 放身	路線の線に	森の様と	中性子線の漏え 体が全て燃料池 源集合体が燃料	
		1	心区	ン裂付 に実施 に実施 に無施 に無が にました。	第2段中で	# 1 	1年後	
		を		り核分 (にま 作業を 放身 放身 は同一	が、大木	11年7年11年7日 11年7日	て、中性 集合体が 性子源集	
		画		2 等 0 にリフ 出した りて、 1 段階	とかららいて	京では、京は、京都のでは、京都のでは、京のでは、京のでは、京のでは、京のでは、京のでは、京のでは、京のでは、京	いて、源集合中性日	
				Na-2. デラコ 本取し も含を 第 第	5 1 2 木 1 3 木 1 3 木 1 4	期間を対して、大いは、日本の、本には、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	におい 性子狐 間を ^ロ	
		段階		Cs-137、Co-60、Na- 入機等の保修を行う 第 1 段階は燃料体取 機等の点検期間も含 業を実施するが、第 また、放射線環境の	「はなり」	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	・EVST上部室において ・原子炉起動用中性子源集 るため、維持期間を中性	
		無2		・Cs-137、Co-60。 入機等の保修を ・第 1 段階は燃料 機等の点検期間 業を実施するが また、放射線環	可能健康物質	の配置が、関係が、関係を関係が、、	工上記起動/	
		嵌		# 機 1 日 を が だ、 「	る子子	する子子るがたがた	VS 子 か た め	
		第13		· · · · · · · · · ·	· · ·	· で な 原 ほ な	・・・回じる	
		細	岸					
			 編				部	
			器	L U 7	112	뽀	ST	
			検出器設置場所	保御にリア	運転床	運転床	EVS	
					ا ۲	\[\times_{\tilde{\tiilie{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tii		
			祭	第二 SSD)	T U T		エリブ	
			A 名 名	1	子線、	操:	禁	
			モニタ名称	ガル	中 4	7 中性: <u>タ2</u>	中性-タ3	
				MB ガンマ線エリ アモニタ 44(SSD)	R/B 中性子線エ] エータ 1	<u> </u>	A/B 中性- モニタ3	
				1		<u> </u>	1	

変更箇所	補正前			補正後			理由
第2表 性能		第2表	長 '	性能を維持するエリアモニ	ター覧表(1/	(2)	
を維持するエ リアモニター		モニタ名称		<u>檢出器設置場所</u>	<u>性能維持対象</u> (運用を停止するエリ アモニタの選定方針)	維持期間	
覧表(1/2)		R/B ガンマ線エリアモニタ1 (SSD)		<u>炉上部ピット</u>	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		R/B ガンマ線エリアモニタ 2 (SSD)		1次主循環ポンプモータ室 (A)	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		R/B ガンマ線エリアモニタ 3 (SSD)		1次主循環ポンプモータ室 (B)	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		R/B ガンマ線エリアモニタ 4 (SSD)	原	1次主循環ポンプモータ室 (C)	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		R/B ガンマ線エリアモニタ A (IC)	子炉建	運転床	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		R/B ガンマ線エリアモニタ B (IC)	物	運転床	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		R/B 中性子線エリアモニタ 1		運転床	<u>O (3)</u>	原子炉起動用中性子源集合体が 燃料池に貯蔵されるまで維持す る。	
		R/B 中性子線エリアモニタ 2		運転床	<u>(3)</u>	原子炉起動用中性子源集合体が 燃料池に貯蔵されるまで維持す る。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 5 (SSD)		通路 (気体廃棄物処理系室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 6 (SSD)		<u>通路</u> (気体廃棄物処理系エゼクタ室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 7 (SSD)		<u>通路</u> <u>(EVST 1次アルゴンガス系室付近通路)</u>	<u>o</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 8 (SSD)		通路 (1次アルゴンガス系設備室付近通路)	<u>— (①)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 9 (SSD)		通路 (1次アルゴンガス系設備室付近通路)	<u>— (①)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 10 (SSD)		通路 (気体廃棄物処理系再生ガス機器室付近通路)	<u>o</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 11 (SSD)		通路 (ハッチ)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 12 (SSD)		燃料取扱設備操作室	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 13 (SSD)		中央制御室	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 14 (SSD)	原子炉	<u>FFDL室</u>	<u>— (①)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 15 (SSD)	補助建	燃料取扱設備室換気装置室(通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 16 (SSD)	200	EVST 1次コールドトラップ冷却系室(通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 17 (SSD)		CG法FFD室	<u>— (①)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 18 (SSD)		燃料取扱設備室換気装置室(通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 19 (SSD)		燃料取扱設備室換気装置室(ハッチ)	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 20 (SSD)		<u>燃料洗净設備配管室</u> (燃料缶詰室付近)	<u>0</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 21 (SSD)		放射線管理室 (出入管理室 (A) 着衣室)	<u>— (2)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 22 (SSD)		アニュラス循環排気装置・放射線モニタラック室	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		<u>A/B ガンマ線エリアモニタ 23(SSD)</u>		燃料出入設備通路	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 24 (SSD)		新燃料取扱室	<u>o</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 25 (SSD)		燃料池エリア	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	

変更箇所	補正前			補正後			理由
第2表 性能		第2表	長	生能を維持するエリアモニ	ター覧表(2/	<u></u>	
を維持するエ リアモニター		モニタ名称		<u>検出器設置場所</u>	性能維持対象 (運用を停止するエリ アモニタの選定方針)	維持期間	
覧表(2/2)		A/B ガンマ線エリアモニタ 26 (SSD)		燃料搬出入エリア (I) (ハッチ)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 27 (SSD)		常用エアロック室	<u>— (2)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 28 (SSD)		化学分析室(A)(ホット分析室)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 29 (SSD)	原	通路 (ハッチ) (管理区域出入口付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 30 (SSD)	子炉補助	化学分析室 (C) (ホット分析室)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B ガンマ線エリアモニタ 31 (SSD)	建物	ホット計器修理室	<u>— (2)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		A/B 中性子線エリアモニタ 3		EVST上部室	<u>o (3)</u>	原子炉起動用中性子源集合体が 燃料池に貯蔵されるまで維持す る。	
		<u>A/B</u> 中性子線エリアモニタ <u>4</u>		新燃料取扱室	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		A/B 中性子線エリアモニタ <u>5</u>		燃料池エリア	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 32 (SSD)		通路 (燃料交換機器洗浄室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 33 (SSD)		<u>通路</u> <u>(サンプリング室 (A) 付近通路)</u>	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 34 (SSD)		サンプリング室 (A)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 35 (SSD)		通路 (燃料出入機点検室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 36 (SSD)		通路 (廃液タンク設備室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 37 (SSD)	 	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	<u>o</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 38 (SSD)	ンテナン	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 39 (SSD)	ス・廃	<u>サンプリング室 (B)</u>	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 40 (SSD)	棄物処理	通路 (ベントガス処理室付近通路)	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 41 (SSD)	建物	保修エリア	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 42 (SSD)		廃棄物・共通保修設備リレー盤室	<u>— (2)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 43 (SSD)		ドラム搬出入エリア	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 44 (SSD)		保修エリア	<u>- (2)</u>	第2段階移行時に維持終了	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 45 (SSD)		廃棄物・共通保修設備操作室	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 46 (SSD)		<u> </u>	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	
		M/B ガンマ線エリアモニタ 47 (SSD)		M/B 換気装置室	<u>O</u>	第2段階の期間維持する。	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 第 6-1 表 性能維持施設補正前後比較表

第 6-1 表 性能維持施設 (1/●)

	70 0 T X (Elling 17) algo (10 0)									
	施設区分	設備等の区分		構造及び設備	/ I. m. Idead.	機能	性能	維持期間		
	建物及び構築物	原子炉建物	設備 (建物) 名称 原子炉建物	推持台数 1式	位置、構造 既許認可ど おり	放射性物質漏えい防止機 能 (管理区域形成による放 射性物質漏えい防止機 能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体が 完了するまで		
			原子炉建物(ナトリウムを 保有する系統、機器を収納 する部屋)	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱 的・化学的影響の緩和機 能 (ライナによるナトリウ ムーコンクリート反応抑 制機能、窒素雰囲気維持 機能)	ライナに有意なひび割れや 損傷がない状態であること 1 次系チトリウムを保有す る部屋が窒素雰囲気の状態 であること	ナトリウムをタンク等に 固化するまで		
補正前		原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機 能 (管理区域形成による放 射性物質漏えい防止機 能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体が 完了するまで		
			原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ライナ等によるナトリウム-コンクリート反応 抑制機能)	ライナ等に有意なひび割れ や損傷がない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に 固化するまで		
		ディーゼル 建物	ディーゼル建物	1式	既許認可ど おり	機器の支持機能 (ディーゼル発電機等の 支持機能)	性能維持施設(ディーゼル 発電機等)の機能に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで		
		タービン建 物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能 (補助蒸気ヘッダ等の支 持機能)	性能維持施設(補助蒸気へ ッダ等)の機能に影響する ような有意な損傷がない状 態であること	当該建物内の性能維持施 設の解体が完了するまで		

第 6-1 表 性能維持施設 (1/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7%用:	生化	准行为[[E]
	建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体が 完了するまで
44			原子炉建物 (ナトリウムを 保有する系統、機器を収納 する部屋)	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱 的・化学的影響の緩和機 能 (ライナによるナトリウ ムーコンクリート反応抑 制機能、窒素雰囲気維持 機能)	ライナに有意なひび割れや 損傷がない状態であること 1、次系ナトリウムを保有す 3部屋が窒素雰囲気の状態 であること	ナトリウムをタンク等に 固化するまで
補正後		原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理区 域を解除するまで
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体が 完了するまで
			原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可ど おり	ナトリウム漏えい時の熱 的・化学的影響の緩和機 能 (ライナ等によるナトリ ウム-コンクリート反応 抑制機能)	ライナ等に有意なひび割れ や損傷がない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に 固化するまで
		ディーゼル 建物	ディーゼル建物	1式	既許認可ど おり	機器の支持機能 (ディーゼル発電機等の 支持機能)	性能維持施設(ディーゼル 発電機等)の機能に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで
	+710	タービン建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能 (補助蒸気ヘッダ等の支 持機能)	性能維持施設(補助蒸気へ ッダ等)の機能に影響する ような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施 設の解体が完了するまで

・表現の適正化

原子炉建物 (ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)

理由

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)

	·	T.	37 0-1 	13277427	· 1 //正庆 (2/4)		l .
施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間
WERK III JV	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	DATE	12.110	WHEN A 2931FG
建物及び構 築物	メンテナン ス・廃棄物 処理建物	メンテナンス・廃棄物処理 建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理 域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体 完了するまで
	固体廃棄物 貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体 完了するまで
	事務管理建物 (緊急時対 策所)	事務管理建物 (緊急時対策所)	1式	事務管理 建物 B1F	通信・連絡機能 (通信・連絡機能)	発電所内外との通信・連絡 設備が使用できる状態であ ること	燃料体の搬出が完了す まで
原子炉及び 炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心燃料集合体の炉心から の引抜き及び炉心への装荷 を異常なくできる状態であ ること	炉心から燃料体を取り すまで
		ブランケット燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	ブランケット燃料集合体の 炉心からの引抜き及び炉心 への装荷を異常なくできる 状態であること	炉心から燃料体を取り すまで
	原子炉容器 内構造物	炉内構造物	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの 引抜き及び炉心への装荷を 異常なくできる状態である こと	炉心から燃料体を取り すまで
		炉心上部機構	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧 保持機能(1次アルゴン ガス系による正圧保持機 能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している 状態であること	ナトリウムを安定化処 するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭权区为	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	70交用比	TERE	形在1寸7岁[1日]
	建物及び構築物	メンテナン ス・廃棄物 処理建物	メンテナンス・廃棄物処理 建物	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機 能 (管理区域形成による放 射性物質漏えい防止機 能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理区 域を解除するまで
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体が 完了するまで
		固体廃棄物 貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えい するような有意な損傷がな い状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
補						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放 射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない 状態であること	線源となる設備の解体が 完了するまで
正 後		事務管理建物 (緊急時対 策所)	事務管理建物 (緊急時対策所)	1式	事務管理 建物 B1F	通信・連絡機能 (通信・連絡機能)	発電所内外との通信・連絡 設備が使用できる状態であ ること	燃料体の搬出が完了する まで
	原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心燃料集合体の炉心から の引抜き及び炉心への装荷 を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出 すまで
			ブランケット燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	ブランケット燃料集合体の 炉心からの引抜き及び炉心 への装荷を異常なくできる 状態であること	炉心から燃料体を取り出 すまで
		原子炉容器 内構造物	炉内構造物	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの 引抜き及び炉心の装荷を 異常なくできる状態である	炉心から燃料体を取り出 すまで
			炉心上部機構	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧 保持機能(<u>1</u> 次アルゴン ガス系による正圧保持機 能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持している 状態であること	ナトリウムを安定化処理 するまで

- ・維持期間が終了となった設備の識別 炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、炉内構造物
- ・表現の適正化 炉心上部機構

理

由

補正前

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)

施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間								
WERK III /V	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	DATIG	13.116	War 1 (1) 2/3 [Fr]								
原子炉及び 炉心	反応度制御 設備	主炉停止系調整棒	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	主炉停止系調整棒の炉心 からの引抜き及び炉心へ の装荷を異常なくできる 状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで								
					未臨界維持機能 (未臨界維持機能)	主炉停止系調整棒と駆動 軸が切り離されている状 態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで								
		主炉停止系調整棒案内管	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (1/次アルゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで								
		後備炉停止棒	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	後備炉停止棒の炉心から の引抜き及び炉心への装 荷を異常なくできる状態 であること	炉心から燃料体を取り 出すまで								
													未臨界維持機能 (未臨界維持機能)	後備炉停止棒と駆動軸が 切り離されている状態で あること	炉心から燃料体を取り 出すまで
		後備炉停止棒案内管	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(1水アル ブガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化が 理するまで								

第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)

	施設区分	設備等の区	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
	旭叔匹万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1/X.HG	生化	形E1寸为[10]
	原子炉及び炉心	反応度制御 設備	主炉停止系調整棒	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	主炉停止系調整棒の炉心 からの引抜き及び炉心へ の装荷を異常なくできる 状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
						未臨界維持機能 (未臨界維持機能)	主炉停止系調整棒と駆動 軸が切り離されている状 能であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
			主炉停止系調整棒案内管	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
補			後備炉停止棒	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	後備炉停止棒の炉心から の引抜き及び炉むへの装 荷を異常なくできる状態 であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
正後						未臨界維持機能 (未臨界維持機能)	後備炉停止棒と駆動軸が 切り離されている状態で あること	炉心から燃料体を取り 出すまで
			後備炉停止棒案内管	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>1</u> 次アル ゴンガスによる正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

・維持期間が終了となった設備の識別 主炉停止系調整棒、後備炉停止棒

・表現の適正化

理

由

補正前

主炉停止系調整棒案内管、後備炉停止棒案内管

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭队区力	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1XHC	17740	Wei 1 / 2 / 1 1
原子炉及び 炉心	中性子源集 合体	中性子源集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への 装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
	中性子しゃ へい体及び サーベイラ ンス集合体	中性子しゃへい体及びサー ベイランス集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	中性子しゃへい体及びサ ーベイランス集合体の炉 心からの引抜き及び炉心 への装荷を異常なくでき る状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	固定吸収体の炉心からの 引抜き及び炉心への装荷 を異常なくできる状態で あること	炉心から燃料体を取り 出すまで
原子炉冷却 系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	炉心構成要素の炉心から の引抜き及び炉心への装 荷を異常なくできる状態 であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(1水アルゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	,,,,,		.,
	原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への 装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
		中性子しゃ へい体及び サーベイラ ンス集合体	中性子しゃへい体及びサー ベイランス集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	中性子しゃへい体及びサ ーベイランス集合体の炉 心からの引抜き及び炉心 への装荷を異常なくでき る状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
		固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	固定吸収体の炉心からの 引抜き及び炉心の装荷 を異常なくできる状態で あること	炉心から燃料体を取り 出すまで
/=	原子炉冷却 系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
補正後						炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機 能)	炉心構成要素の炉心から の引抜き及び炉心への装 荷を異常なくできる状態 であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで	
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

・維持期間が終了となった設備の識別

中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体、

原子炉容器(炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)のみ)

・表現の適正化 原子炉容器

理

由

補正

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1	丰	性能維持施設	(5/-)	
毋 (D-1	衣	1生形形式加設	(⊃/●)	

施設区分	設備等の区	位置、	位置、構造及び設備			性能	維持期間
旭权区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	機能	生化	准行列间
原子炉冷却 系統施設	しゃへいプ ラグ	しゃへいプラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
				_	燃料を安全に取り扱う 機能 (回転プラグの回転機 能、炉内からの伝熱・ 放射線を遮蔽する機 能)	回転プラグが指定された 位置に停止できる状態で あること 放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
					しゃへい体等を取り扱 う機能 (回転プラグの回転機 能、放射線を遮蔽する 機能)	回転プラグが指定された 位置に停止できる状態で あること 放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで
	1次主冷却 系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3 台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリ ウム温度確認のための 循環機能、ナトリウム の密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム 温度確認のために循環で きる状態であること 内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
		1次主冷却系中間熱交換器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					放射性物質漏えい防止 機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (5/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間	
	旭叔区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形		准行划[1]	
	原子炉冷却系統施設	ラグ		しゃへいブラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (1水アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された 位置に停止できる状態で あること 放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで	
補正						しゃへい体等を取り扱 う機能 (回転プラグの回転機 能、放射線を遮蔽する 機能)	回転プラグが指定された 位置に停止できる状態で あること 放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで	
後		1次主冷却 系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3 台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための 循環機能、ナトリウム の密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム 温度確認のために循環で きる状態であること 内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	<u>しゃへい体等取出し作</u> 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで	
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで	
			1 次主冷却系中間熱交換器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで	
						放射性物質漏えい防止 機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで	

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

1次主冷却系循環ポンプ(ナトリウムの保持機能(原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、 ナトリウムの密閉機能)のみ)、1次主冷却系中間熱交換器(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機 能)のみ)

- ・維持期間が終了となった設備の識別
 - しゃへいプラグ (燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)のみ)
- ・表現の適正化 しゃへいプラグ、1次主冷却系循環ポンプ
- 注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

理

由

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)

	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
施設区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生用6	推竹州间
原子炉冷却 系統施設	1次主冷却 系設備	1 次主冷却系配管	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(1水アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
		ガードベッセル	7基	既許認可 どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (漏えいナトリウムの貯留機能)	ガードベッセル及びその 支持構造物に傷、変形等 の有意な損傷がない状態 であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		1 次主冷却系設備	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	2次主冷却 系設備	2次主冷却系循環ポンプ	3 台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウム温度確認 のための循環機能、ナ トリウムの密閉機能)	循環するナトリウムの流 量、温度に異常がない状 態であること 内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2_次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)

	設備等の		位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	施設区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度 旧	1生用色	在行列间
	原子炉冷却 系統施設	1 次主冷却 系設備	1 次主冷却系配管	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
					正 教·刧 司	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
			ガードベッセル	7 基	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (漏えいナトリウムの貯留機能)	ガードベッセル及びその 支持構造物に傷、変形等 の有意な損傷がない状態 であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
補正後			1次主冷却系設備	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
1交		2次主冷却 系設備	2次主冷却系循環ポンプ	3 台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウム温度確認 のための循環機能、ナ トリウムの密閉機能)	循環するナトリウムの流量、温度に異常がない状態であること 内包するトリウムの漏えいがない状態であるこ	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

1次主冷却系配管(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)、1次主冷却系設備

- ・維持期間が終了となった設備の識別
- 2次主冷却系循環ポンプ(ナトリウムの保持機能(ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの 密閉機能)のみ)
- ・表現の適正化 1次主冷却系配管、2次主冷却系循環ポンプ
- 注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

理

由

補正前

第 6-1	丰	性能維持施設	(7/ a)
7 77 ()-1	77		(//•)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間					
	ルに以四刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	19640	ITHE	WE1/1/2011b1					
	原子炉冷却 系統施設	2次主冷却 系設備 - 過熱器	蒸発器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで					
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2_次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで					
				過熱器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで				
補				3 系統	既許認可	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2 <u>次</u> アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで					
正前		ナトリウム・水反応生成物 収納設備 2次主冷却系配管							収納設備		どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること
			2次主冷却系配管	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで					
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2 <u>次</u> アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで					

第 6-1 表 性能維持施設 (7/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	,,		
	原子炉冷却系統施設	2次主冷却 系設備	蒸発器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(<u>2</u> 次アル ゴンガスによる正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
			過熱器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
補正						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
後			ナトリウム・水反応生成物 収納設備	3 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
			2次主冷却系配管	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧 保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

・維持期間が終了となった設備の識別

蒸発器 (ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能) のみ)、過熱器 (ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能) のみ)、

- 2次主冷却系配管(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)
- ・表現の適正化 蒸発器、過熱器、ナトリウム・水反応生成物収納設備、2次主冷却系配管

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭政区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7次日上	生化	准行剂间
原子炉冷却 系統施設	2次主冷却 系設備	2次主冷却系設備	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	原子炉格納施設	補助冷却設備配管	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (<u>2</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
		補助冷却設備	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
工学的安全 施設			原子炉格納容器	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能(事放時の密閉性 及び格納容器隔離弁に よる放射性物質漏えい 防止機能を除く。) (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること
		外部しゃへい建物及びアニュラス部	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能(事故時の密閉性 及び格納容器隔離弁に よる放射性物質漏えい 防止機能を除く。) (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	2,7.42		
	原子炉冷却 系統施設	2次主冷却 系設備	2次主冷却系設備	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に 保持 できる 状態で あること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3 基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
			補助冷却設備配管	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	工学的安全施設	原子炉格納施設				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2人次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
補			補助冷却設備	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液 <u>体に保持</u> できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
正後			原子炉格納容器	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能(事故時の密閉性 及び格納容器隔離弁に よる放射性物質漏えい 防止機能を除く。) (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
			外部しゃへい建物及びアニュラス部	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能(事故時の密閉性 及び格納空器隔離弁に よる放射性物質漏えい 防止機能を除く。) (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで

・維持期間が終了となった設備の識別

2次主冷却系設備、補助冷却設備空気冷却器、補助冷却設備、

補助冷却設備配管(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)

・表現の適正化 補助冷却設備配管

理

由

補正

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間	
	旭灰色刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	100 HG	ITHE	WE1/1/201161	
	工学的安全 施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備 (非管理区域設置貫通部)	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能(事放時の密閉性 及び格納容器隔離弁に よる放射性物質漏えい 防止機能を除く。) (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで	
			貯留槽	3 基	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (原子炉容器室からの 漏えいナトリウムの貯 留機能)	原子炉容器室からの漏え いナトリウムを貯留でき る状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで	
補正前		が 循環排気装 置		アニュラス循環排気ファン	上系統	既どたよフユは維い。用タトしない。	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
						換気機能(自動起動及 び事故時の負圧維持機 能並びによう素除去機 能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで	
	原子炉補助 施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバフロ 一系	1 系統	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (原子炉容器へのナトリウム液位を NsL に確保する (汲み上げ) 機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器へのナトリウム液位をNSLに確保(汲み上げ)できる状態であること の包含なナーリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7次日上		胜行为门印
	工学的安全 施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備 (非管理区域設置貫通部)	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能(事故時の密閉性 及び格納容器隔離弁に よる放射性物質漏えい 防止機能を除く。) (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
			貯留槽	3 基	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (原子炉容器室からの 漏えいナトリウムの貯 留機能)	原子炉容器室からの漏え いナトリウムを貯留でき る状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
甫 臣 爰		アニュラス循環排気装置	アニュラス循環排気ファン	2.系統	既どたよフユはないのではない。用タトしないのではない。	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
					3.7 0	換気機能(自動起動及 び事故時の負圧維持機 能並びによう素除去機 能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
	原子炉補助施設	1 次ナトリ ウム補助設 備	1次ナトリウムオーバフロ 一系	1 系統	既許認可 どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (原子炉容器へのナト リウム液位をNsLに確保する(汲み上げ)機 能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器へのナトリウム液位を NsL に確保 (汲み上げ) できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで

・機能要求のある設備の維持台数の適正化 アニュラス循環排気ファン

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 1次ナトリウムオーバフロー系

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (10/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭权区刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7文 HL	生化	在1寸列间
原子炉補助 施設	1次ナトリ ウム補助設 備	1次ナトリウムオーバフロ 一系	1系統	既許認可 どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系 への移送機能)	ナトリウムの純化系に移 送可能な状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(1_次アルゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
		1次ナトリウム純化系	1 系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (ナトリウムドレン機 能)	ナトリウムがドレンでき る状態であること	ナトリウムをタンクに固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (10/●)

	設備等の区 位置、構造及び設備							
	施設区分	設備等の区			T.	機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
	原子炉補助 施設	1次ナトリ ウム補助設 備	1次ナトリウムオーバフロ 一系	1 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系 への移送機能)	ナトリウムの純化系に移 送可能な状態であること	しゃ <u>へい体等取出し作業が終了し、</u> ナトリウムをタンク等に固化するまで
						ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(1なアル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
補						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u> ナトリウムをタンク等に固化するまで
正 後			1次ナトリウム純化系	1 系統	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
						ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、 ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
						ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (ナトリウムドレン機 能)	ナトリウムがドレンでき る状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

1次ナトリウムオーバフロー系(ナトリウムの浄化機能(ナトリウムの純化系への移送機能)、ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、予熱・保温機能(予熱・保温機能))、1次ナトリウムが化る(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの思想機能)。ナトリウム源ネル関

1次ナトリウム純化系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウム漏えい時の熱的・ 化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能))

・表現の適正化 1次ナトリウムオーバフロー系

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 ā	长 性能維持施設($(11/\bullet)$	١

) 10 0 1 JA		25 ()		
	施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間
	原子炉補助施設	分 1次ナトリ ウム補助設 備	設備(建物)名称 1次ナトリウム純化系	維持台数	位置、構造 既許認可 どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温 度制御機能、1次ナト リウムオーバフロー系 のナトリウムの純化系 への移送機能)	コールドトラップ温度制 御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバフロー系のナトリウムの純 化系への移送ができる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
			1次ナトリウム充填ドレン 系	1 系統	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
補						ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
正前						ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (ナトリウムドレン機 能)	ナトリウムがドレンでき る状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		メンテナン ス冷却系設 備	1次メンテナンス冷却系	1 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (11/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	他取区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度 1년	1生用6	#E1寸为[10]
	原子炉補助施設	1次ナトリ ウム補助設 備	1 次ナトリウム純化系	1 系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ組 度削御機能、1次ナト リウムオーバフロー系 のナトリウムの純化系 への移送機能)	コールドトラップ温度制 御ができる状態であること と 1次ナトリウムオーバフ ロー系のナトリウムの純 化底への移送ができる状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
44			1次ナトリウム充填ドレン 系	1 系統	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
補正後						ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、 エトリウムをタンク等に固化するまで
						ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (ナトリウムドレン機 能)	ナトリウムがドレンでき る状態であること	<u>************************************</u>
						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (1大アル ゴンガス系による正圧 保持機能)	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	<u>しゃへい体等取出し作</u> 業が終了し、 エトリウムをタンク等に固化するまで
		メンテナンス冷却系設備	1 次メンテナンス冷却系	1 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 1次ナトリウム純化系、1次メンテナンス冷却系、

1次ナトリウム充填ドレン系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能)、予熱・保温機能(予熱・保温機能))

・表現の適正化

理

由

1次ナトリウム充填ドレン系

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

施設区分	設備等の区	位置、	位置、構造及び設備			性能	維持期間
旭政区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	機能	TEHL	形在1寸升[1日]
原子炉補助 施設	メンテナン ス冷却系設 備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(1水アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		2次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2.次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
	2次ナトリ ウム補助設 備	2次ナトリウムオーバフロ 一系	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2_次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

	施設区分 設備等の区		位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	胆敌区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1及旧:	1生用6	作行舟川町
	原子炉補助施設	メンテナン ス冷却系設 備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (<u>1</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	<u>しゃへい体等取出し作</u> 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
4-1			2次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アル ゴンガスによる正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
補正		2次ナトリ ウム補助設 備	2次ナトリウムオーバフロ 一系	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
後						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能 (<u>2</u> 次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
 - 1次メンテナンス冷却系 (予熱・保温機能 (予熱・保温機能) のみ)
- ・維持期間が終了となった設備の識別
 - 2次ナトリウムオーバフロー系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、予熱・保温機能(予 熱・保温機能))
- ・表現の適正化 1次メンテナンス冷却系、2次メンテナンス冷却系、2次ナトリウムオーバフロー系
- 注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

理

第 6-1	表 性能	維持施設	(13/•))
777 U-I	4X T. HI		(13/-	

施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間
//EI/CE/J	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			W-1 (1 3 33 1 H)
原子炉補助 施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク に固化するまで
	2次ナトリウム充填ドレン 3 3 系				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2 <u>次</u> アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化 理するまで
					ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温 度制御機能、ナトリウ ムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常 がない状態であること 2次ナトリウム純化系電 磁ポンプの運転に異常が ない状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
			3 系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2_次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化 理するまで
				ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (ナトリウムドレン機 能)	ナトリウム漏えい時に内 包するナトリウムの早期 ドレンが可能な状態であ ること	ナトリウムをタンク に固化するまで	
				ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムを移送す る機能)	2次ナトリウム純化系電 磁ポンプの運転に異常が ない状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (13/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭权区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	,,,,,_		
	原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アル ゴンガス系による正圧 保持機能))	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
補						ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温 度制御機能、ナトリウ ムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常 がない状態であること 2次ナトリウム純化系電 磁ポンの運転に異常が ない状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
正						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保 持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
後			2次ナトリウム充填ドレン 系	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧 保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (ナトリウムドレン機 能)	ナトリウム漏えい時に内 包するナトリウムの早期 ドレンが可能な状態であ ること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムを移送す る機能)	2次ナトリウム純化系電 磁ポンプの運転に異常が ない状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

・維持期間が終了となった設備の識別

2次ナトリウム純化系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウムの浄化機能(コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)、予熱・保温機能(予熱・保温機能))、 2次ナトリウム充填ドレン系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能)、ナトリウムの浄化機能(ナトリウムを移送する機能))

・表現の適正化 2次ナトリウム純化系、2次ナトリウム充填ドレン系

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭政区刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	70英月亡	生化	形产了了
原子炉補助 施設	2次ナトリ ウム補助設 備	2次ナトリウム充填ドレン 系	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	1次アルゴ ンガス系設 備	1次アルゴンガス系設備	<u>1</u> 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の 正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること 不活性ガス(アルゴンガス)が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
	2次アルゴ ンガス系設 備	2次アルゴンガス系設備	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水熱交換器	<u>3</u> 基	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
他取区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生服	推竹捌间
原子炉補助 施設	2次ナトリ ウム補助設 備	2次ナトリウム充填ドレン 系	3 系統	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	2.系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の 正圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること 不活性ガス (アルゴンガス) が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
	2次アルゴ ンガス系設 備	2次アルゴンガス系設備	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水熱交換器	<u>4</u> 基	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで

補正後

理

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化 1次アルゴンガス系設備、原子炉補機冷却水熱交換器
- ・維持期間が終了となった設備の識別 2次ナトリウム充填ドレン系

第 6-1 表 性能維持施設 (15/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間		
旭权区力	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	17X.HL	IIRE	小年147分1日]		
原子炉補助 施設	原子炉補機 冷却水設備	原子炉補機冷却水ポンプ	<u>3</u> 台	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで		
		配管	3 系統	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで		
		原子炉補機冷却水サージタ ンク	3 基	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで		
	原子炉補機 冷却海水設 備	冷却海水設 備	冷却海水設 備	原子炉補機冷却海水ポンプ	<u>4</u> 台	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
					配管	3 系統	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と
	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊上げ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料が 保持される状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで		
					しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の吊上 げ、保持、吊下し及び 落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においてもしゃへ い体等が保持される状態 であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで		

第 6-1 表 性能維持施設 (15/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7次出	TERE	形E1寸为[10]
	原子炉補助 施設	原子炉補機 冷却水設備	原子炉補機冷却水ポンプ	<u>5</u> 台	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			配管	3 系統	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			原子炉補機冷却水サージタ ンク	3 基	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
		原子炉補機 冷却海水設 備	原子炉補機冷却海水ポンプ	<u>5</u> 台	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			配管	3 系統	既許認可 どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を 供給できる状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
補正後		燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においても燃料が 保持される状態であるこ	炉心から燃料体を取り 出すまで
						しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の吊上 げ、保持、吊下し及び 落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においてもしゃへ は体等が保持される状態 であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化 原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ
- ・維持期間が終了となった設備の識別 燃料交換装置(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)のみ)

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭队区刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	17文日亡	IIIRE	小年1月29[日]
原子炉補助 施設	燃料交換設 備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体 を取り出すまで
燃料出入電備		炉内中継装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の保持機能及 び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損し ないよう正常に動作する 状態であること	炉心から燃料体を取 出すまで
					しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の保持 機能及び回転移送機 能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること	炉心からしゃへい体 を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体 を取り出すまで
			1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊上げ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においても燃料体 が保持される状態である こと	炉心等から燃料体を り出すまで
					しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の吊上 げ、保持、吊下し及び 落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においてもしゃへ い体等が保持される状態 であること	炉心等からしゃへい 等を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい 等を取り出すまで

第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生服	花叶 竹舟[10]
	原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで
			炉内中継装置	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の保持機能及 び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで
						しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持 機能及び回転移送機 能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで
補						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで
正 後		燃料出入設備	燃料出入設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊しげ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力像が喪失し た場合においても燃料体 が保持される状態である	炉心等から燃料体を取 り出すまで
						しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の吊上 げ、保持、吊下し及び 落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においてもしゃへ に事が保持される状態 であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで
						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで

・維持期間が終了となった設備の識別

炉内中継装置(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の保持機能及び回転移送機能)のみ)、 燃料出入設備(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)のみ)

理由

補正前

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (17/●)

施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間
	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助 施設	炉外燃料貯 蔵設備	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (未臨界維持機能)	炉外燃料貯蔵槽から炉心 構成要素を異常なく引抜 き、また、装荷できること	炉心等から燃料体を り出すまで
					放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管 区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、 液位監視及び温度監視 機能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウ ムの液位、温度を測定で きる状態であること	ナトリウムをタンクをに固化するまで
				-	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガ ス) にて正圧保持してい る状態であること	ナトリウムを安定化 理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
		炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンクを固化するまで
					放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管 区域を解除するまで
			ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化 理するまで		

第 6-1 表 性能維持施設 (17/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	胆臤区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生形	准
	原子炉補助施設	炉外燃料貯 蔵設備	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (未臨界維 持機 能)	炉外燃料貯蔵槽から炉よ 構成要素を異常なく引抜 き、また、装荷できるこ と	炉心等から燃料体を取 り出すまで
						放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
補正						ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、 液位監視及び温度監視 機能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウ ムの液位、温度を測定で きる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
後						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
			炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機 能)	内包するナトリウムの漏 えいがない状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
						ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

・維持期間が終了となった設備の識別

炉外燃料貯蔵槽(放射性物質漏えい防止機能(未臨界維持機能)のみ)、 炉外燃料貯蔵槽冷却設備(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)

理由

第 6-1 表 性能維持施設 (18/●)

			第 0-1 衣	1生 月巨术田	付肥取 (18/●)		
施設区分	設備等の区	位置、植	構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
施設	炉外燃料貯 蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	(コールドトラップ温度 制御機能、ナトリウムの 移送機能)	ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系汲上ポンプの運転に異常がない状態である こと	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					(冷却機能)	ポンプ及び空気冷却器の運 転に異常がない状態である こと	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了 するまで
					(予熱・保温機能)	きる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機 能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態で あること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
	燃料処理設 備	燃料洗浄設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機 能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態で あること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
					機能 (しゃへい体等の洗浄機 能)	状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで
				どおり	能 (燃料体の缶詰機能)	態であること	2018 年度の燃料体の処 理完了(2019 年 1 月)ま で
			1式	どおり	能 (燃料体の缶詰機能)	態であること	2018 年度の燃料体の処 理完了(2019 年 1 月)ま で
	水中燃料貯 蔵設備	燃料池	1式	既許認可 どおり	(冷却水保有機能)	るような有意な損傷がない 状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
					(燃料体の貯蔵機能、未 臨界維持機能)	分な状態であること 燃料体が臨界に達するよう な変形等の有意な損傷がな い状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
		燃料池水冷却浄化装置	2 系統 <u>(脱塩器を</u> 除く)	既許認可 どおり	冷却機能 (燃料池の水冷却機能)	燃料池水冷却浄化装置循環 ポンプの運転に異常がない 状態であること	使用済燃料の強制冷却 が不要となるまで
					浄化機能 (燃料池の水浄化機能)	燃料池水を浄化できる状態 であること	燃料体の搬出が完了す るまで
	施設区分原子炉補助施設	原子炉補助 炉外燃料貯 藏設備 燃料検查設 燃料处理設 備	施設区分 設備 (建物) 名称	施設区分 設備等の区分 位置、構造及び設備 24物 名称 25	施設区分 設備等の区 位置、構造及び設備 設備 (建物)名称 維持台数 位置、構造 原子炉補助 旅設備 原子炉補助 旅設備 加速 原件認可 どおり 上	旅設区分 設備等の区 設備 (建物) 名称 維持合数 位置、構造 接能 接能 接能 接能 接能 接能 が外燃料貯 旅設備 超神の 名称 維持合数 位置、構造 野許認可 かり水燃料貯 旅設備 が外燃料検証、ナトリウムの 移送機能 子熟・保温機能 (冷却機能 (冷却機能 (施設区分 投傷 (建物) 名称 維持台数 位置、構造 技術 技術 技術 大・リウムの浄化機能 コールドトラップ温度制御 がするが状態であること から表現上ボアカツの 大・リウムの 大・リウム 大・

第 6-1 表 性能維持施設 (18/●)

	施設区分	設備等の区	位置、樟	背造及び設備		機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			.,
	原子炉補助施設	炉外燃料貯 蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度 制御機能、ナーリウムの 移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる大態である。と 炉外燃料貯蔵機工 (水補助ナトリウム系板上ボンブの運転に異常がない状態である	ナトリウムをタンク等に固化するまで
						冷却機能 (冷却機能)	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環 ポンプ及び空気冷却器の運 転に異常がない状態である こと	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了 するまで
						予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持で きる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
補		燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
正後		燃料処理設備	il and the second secon	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機 能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる 状態 で あること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
						しゃへい体等を取り扱う 機能 (しゃへい体等の洗浄機 能)	しゃへい体等を洗浄できる 状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで
			燃料缶詰装置	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018 年度の燃料体の処 理完了(2019 年 1 月)ま で
			缶詰雰囲気調整装置	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018 年度の燃料体の処 理完了(2019 年 1 月)ま で
		水中燃料貯 蔵設備	燃料池	1式	既許認可 どおり	冷却水保有機能 (冷却水保有機能)	燃料池の冷却水が漏えいす るような有意な損傷がない 状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
						放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未 臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十 分な状態であること 燃料体が臨界に意するよう な変形等の有意な損傷がな い状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
			燃料池水冷却浄化装置	2 系統	既許認可 どおり	冷却機能 (燃料池の水冷却機能)	燃料池水冷却浄化装置循環 ポンプの運転に異常がない 状態であること	使用済燃料の強制冷却 が不要となるまで
						浄化機能 (燃料池の水浄化機能)	燃料池水を浄化できる状態 であること	燃料体の搬出が完了す るまで

・維持期間が終了となった設備の識別

炉外燃料貯蔵槽冷却設備、燃料検査設備、燃料缶詰装置、缶詰雰囲気調整装置、 燃料洗浄設備(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の洗浄機能)のみ)

- ・燃料池水冷却浄化装置の維持台数の見直し
- ・表現の適正化 炉外燃料貯蔵槽冷却設備

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1:	表件i	能維持施設	(19/●)	١
77 U-I	4X II.I	HC小田ココ からしく	11/	,

				211					
	施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間	
	//EBX 111.75	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	2,7,4			
	原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊上げ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においても燃料体 が保持される状態である こと	燃料体の搬出が完了するまで	
			水中台車	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能(燃料体の水中移 送機能)	取扱中に燃料体が破損し ないよう正常に動作する 状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで	
						しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の水中 移送機能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで	
補正		燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料キャスク装荷機 能)	取扱中に燃料体が破損し ないよう正常に動作する 状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで	
前		新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、 未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が 十分な状態であること 新燃料が臨界に達するよ うな変形等の有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで	
						予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリップパンの予熱が可能な状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで	
						燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊上げ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においても燃料体 が保持される状態である こと	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了する まで	
		燃料取扱設 備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (プラント監視・操作 機能)	各種プロセス値を測定で きる状態であること 警報が発報する状態であ ること 運転操作ができる状態で あること	燃料体の搬出が完了す るまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (19/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
	原子炉補助施設	水中燃料貯 蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊上げ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損し ないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においても燃料体 が保持される状態である こと	燃料体の搬出が完了するまで
			水中台車	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能(燃料体の水中移 送機能)	取扱中に燃料体が破損し ないよう正常に動作する 状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
						しゃへい体等を取り扱 う機能 (しゃへい体等の水中 移送機能)	取扱中にしゃへい体等が 破損しないよう正常に動 作する状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで
補正		燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料キャスク装荷機 能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する 状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
後		新燃料受入 貯蔵設備		1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、 未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が 十分な状態であること 新燃料が臨界に達するよ うな変形等の有意な損傷 がない状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了する まで
						予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリップパンの予熱が可 能な状態であること	炉心等からしゃへい体 等を取り出すまで
						燃料を安全に取り扱う 機能 (燃料体の吊上げ、保 持、吊下し及び落下防 止機能)	取扱中に燃料体が破損し ないよう正常に動作する 状態であること 取扱中に動力源が喪失し た場合においても燃料体 が保持される状態である こと	新燃料貯蔵ラックの燃 料体の搬出が完了する まで
		燃料取扱設 備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う 機能 (プラント監視・操作 機能)	各種プロセス値を測定で きる状態であること 警報が発報する状態であ ること 運転操作ができる状態で あること	燃料体の搬出が完了す るまで

・維持期間が終了となった設備の識別

水中台車(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の水中移送機能)のみ)

・新燃料受入貯蔵設備の維持期間見直し

新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)(放射性物質の貯蔵機能(燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)のみ)

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (20/●)

施設区分	設備等の区	,	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭风四万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	10000	12.00	Wdr 1 d 5811H1
原子炉補助 施設	共通保修設 備	機器洗浄設備	1式	既許認可 どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナ トリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状 態であること	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	1式	既許認可 どおり	機器移送機能(機器移送機能)	メンテナンス台車及びメ ンテナンスクレーンの運 転に異常がない状態であ ること	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプ リング装置	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (放射性物質を含む1 次アルゴンガスを内蔵 する機能)	<u> </u> 次アルゴンガスを採取 できる状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2 系統	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却でき る状態であること	ナトリウムをタンク ^等 に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプポ ニーモータ冷却設備	3 系統	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却でき る状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子東レベル測 定・監視機能)	中性子束のレベルを測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器 内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	2ループ	既許認可 どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (原子炉容器内ナトリ ウムの液位測定・監視 機能)	原子炉容器ナトリウムの 液位を測定できる状態で あること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19 ループ	既許認可 どおり	制御棒駆動機構の保持 監視機能 (制御棒駆動機構の上 限位置監視機能)	制御棒の位置を測定でき る状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで

第 6-1 表 性能維持施設 (20/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
胆臤区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生用6	推竹捌间
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	1式	既許認可 どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナ トリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
		機器移送設備	1式	既許認可 どおり	機器移送機能(機器移送機能)	メンテナンス台車及びメ ンテナンスクレーンの運 転に異常がない状態であ ること	第2段階の期間維持する。※1
	試料採取設備	1 次アルゴンガス・サンプ リング装置	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (放射性物質を含む1 次アルゴンガスを内蔵 する機能)	<u>1</u> 次アルゴンガスを採取 できる状態であること	炉心からしゃへい体等 を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2 系統	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却でき る状態であること	<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u> ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備	3 系統	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機 能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却でき る状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可 どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子東レベル側 定・監視機能)	中性子束のレベルを測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ	計数率が検出限界値未 満となるまで
	原子炉容器 内計装	原子炉容器ナトリウム液面 計装	2ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (原子炉容器内ナトリ ウムの液位測定・監視 機能)	原子炉容器ナトリウムの 液位を測定できる状態で あること 撃확設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19 ループ	既許認可 どおり	制御棒駆動機構の保持 監視機能 (制御棒駆動機構の上 限位置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状態であること	炉心から燃料体を取り 出すまで

※1:第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

・維持期間を明確にすることができない設備の識別 機器洗浄設備、機器移送設備

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 電磁ポンプ冷却設備、1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備

- ・維持期間が終了となった設備の識別 線源領域系、制御棒位置指示計装
- ・表現の適正化 1次アルゴンガス・サンプリング装置

補正前

補正後

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表	性能維持施設	(2.1/•)	١

				>10 0 - 21	132112117																				
	施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間																	
	72.5×1—70	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造		1	,,,,,,,,,,,,,																	
	計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可 どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの温度等 の測定・監視機能)	しゃへいブラグ、回転ブ ラグフリーズシール等の 温度を列車定できる状態で あることと 警報設定値において警報 を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで																	
			主冷却系計装	14 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの流量、 温度、液位等の測定・ 監視機能)	1次主冷却系ナトリウム の流量、微性である 定できる状態であるで警報 変を値において警報 をとけるない。 を表信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで																	
			補助冷却設備計装	6ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの流量、 温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウム の流量、過度を測定できる状態であること 警報設定値において警報 をと	ナトリウムをタンク等 に固化するまで																	
補正前				原子炉容器出口ナトリウム温度	3ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの温度測 定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで																
						中間熱交換器1次側出口ナ トリウム温度	3ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの温度測 定・監視機能)	中間熱交換器1次側出口 のナトリウム温度を測定 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで														
																				1次主冷却系流量	3ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの流量測 定・監視機能)	1次主冷却系の流量を測 定できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
														1次アルゴンガス系計装	2ループ	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能、不活性ガ ス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ	ナトリウムを安定化処 理するまで						
			蒸気発生器計装	6ループ	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能、不活性ガ ス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる 状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ	ナトリウムを安定化処 理するまで																	
1 1		-																							

第 6-1 表 性能維持施設 (21/●)

	施設区分 設備等の区 位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間		
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	,,,,,		
	計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの温度等 の測定・監視機能)	しゃへいプラグ、回転で ラグフリーズシール等 温度を測定できる状態で あること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
			主冷却系計装	14 ループ	既許認可 どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの流量、 温度、液位等の測定・ 監視機能)	1次主帯 対象 ナトリウム の流量、水性を制象である を発信する状態においる 警報とはいかる 警報という。 を発信する状態である と と	ナトリウムをタンク等に固化するまで
補			補助冷封設備計装	6ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの流量、 温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウム の流量、あた測定できる状態で値とおいて警報 警報設定値とおいて警報 を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
正後			原子炉容器出口ナトリウム 温度	3ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの温度測 定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
			中間熱交換器1次側出口ナ トリウム温度	3ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの温度測 定・監視機能)	中間熱交換器1次側出口 のナトリウム温度を測定 できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
			1 次主冷却系流量	3ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの流量測 定・監視機能)	1次主冷却系の流量を測 定できる状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
			1次アルゴンガス系計装	2ループ	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能、不活性ガ ス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の アルゴンガ ス) の 圧力、流量を 連定 できる 設定 を を 発記に におるいて を を 発記に において を 発記する 状態である と を 発信する 状態である と を を を を を を を を を を を を を	ナトリウムを安定化処 理するまで
			蒸気発生器計装	6ループ	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能、不活性ガ ス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) 原作 アルゴン を測定できる 状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
 - 原子炉容器出口ナトリウム温度、中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度、1次主冷却系流量
- ・維持期間が終了となった設備の識別 補助冷却設備計装

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1	丰	性能維持施設	(22/•)

	7									
	施設区分	設備等の区		構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			,,,,,,,,,		
	計測制御系統施設	プロセス計 装	ナトリウム補助設備計装	<u>15</u> ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの純度監 視、温度、流量、液位 測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度 監視、温度、流量、液位 を測定できる状態である こと	ナトリウムをタンク等 に固化するまで		
			原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可どおり	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	1 次冷却系関連室の雰囲 気温度を監視できる状態 であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで		
甫				原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可どおり	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の 圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲 気圧力を測定できる状態 であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで	
E 前			ナトリウム漏えい検出設備	1式	既許認可 どおり ただし、 SID を除 く	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (2次ナトリウムの漏 えいに伴う燃焼を検出 し、換気空調設備の自 動停止信号を発信する 機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が 発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
						プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムを内蔵す る機器・配管からのナ トリウム漏えいを監視 する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで		
			予熱計装設備	1式 (<u>液体ナトリウム</u> の充填範囲)	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで		

第 6-1 表 性能維持施設 (22/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔厶力	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7次日亡	生化	形式(大利用)
	計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	<u>19</u> ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムの純度監 視、温度、流量、液位 測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度 監視、温度、流量、液位 を測定できる状態である こと	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
			原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可どおり	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	1 次冷却系関連室の雰囲 気温度を監視できる状態 であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで</u>
補			原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可どおり	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の 圧力測定・監視機能)	1 次冷却系関連室の雰囲 気圧力を測定できる状態 であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に固化するまで
正 後			ナトリウム漏えい検出設備	1式	既許認可 どおり ただし、 SID を除 く	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (2次ナトリウムの漏 えいに伴う燃焼を検出 し、換気空調設備の自 動性上信号を発信する 機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が 発信する状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
						ブラント状態の測定・ 監視機能 (ナトリウムを内蔵す る機器・配管からのナ トリウム漏えいを監視 する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
			予熱計装設備	1式 (原子炉容器、1 次主冷却系設備、 1次ナトリウム補助設備、1次メン テナンス冷却系)	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

・機能要求のある設備の維持台数の適正化

ナトリウム補助設備計装

理

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 ナトリウム補助設備計装、原子炉格納容器雰囲気計装(雰囲気温度の監視機能)
- ・維持期間が終了となった設備の識別 ナトリウム漏えい検出設備(ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(2次ナトリウムの漏え いに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能)のみ)
- 予熱計装設備の維持範囲の明確化
- ・表現の適正化 ナトリウム補助設備計装
- 注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間			
	旭政区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	70英目出	TERE	7在177.7月1日J			
	計測制御系統施設	プロセス計 装	1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (1 次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	1次オーバブロー系電磁 ポンプ室の雰囲気温度を 別定できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで			
			配管室雰囲気温度	1 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (1 次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	配管室の雰囲気温度を測 定できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで			
補正前			原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位	1 ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (1 次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に固化するまで			
則						1 次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液 位 (A, B, C)	3ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (1枚冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に固化するまで
			1 次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液 位 (A, B, C)	3 ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (1 次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで			
		中央制御室	中央制御室	1式	既許認可どおり	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定で きる状態であること 警報が発報する状態であ ること 運転操作ができる状態で あること	各系統の期間に応じる			

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間			
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	*,***	11110	,,,,,,,,,			
	計測制御系統施設	プロセス計 装	1 次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (1次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	1次オーバフロー系電磁 ボンプ室の雰囲気温度を 測定できる状態であること 撃報設定値において警報 を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ふをタンク等に固化す るまで			
			配管室雰囲気温度	1ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (1次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	配管室の雰囲気温度を測 定できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで			
補正後			原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位	1ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (1次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等 に固化するまで			
1交						1 次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液 位 (A, B, C)	3ループ	既許認可どおり	ブラント状態の測定・ 監視機能 (1次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警 を発信する状態であること と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
			1 次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液 位 (A, B, C)	3ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・ 監視機能 (1 次冷却系関連室の ナトリウム内蔵機器・ 配管からの漏えいを監 視する機能)	ナトリウムの漏えいを監 視できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで			
		中央制御室	中央制御室	1式	既許認可どおり	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定で きる状態であること 警報が発報する状態であ ること 運転操作ができる状態で あること	各系統の期間に応じる			

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化

- 1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、
- 1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)、
- 1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (24/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭以凸刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	17X.HL	III RE	小年1.4.5 4 11日1
電気設備	送電線	送電線	3 回線	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
	特高開閉所	特高開閉所	3 系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
	主要変圧器	1 A起動変圧器	1 台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
		1 B起動変圧器	1 台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
		予備変圧器	1 台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	所内高圧系 統	所内高圧系統	6系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
	所内低圧系 統	所内低圧系統	5 系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	2 台	既許認可 どおり	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)(電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷去 が不要となるまで
	直流電源及 び交流無停 電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備 5系統 交流無停電電源設	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
			備 4系統				

第 6-1 表 性能維持施設 (24/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生用色	#E/行 <i>持</i> [[日]
	電気設備	送電線	送電線	3 回線	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
		特高開閉所	特高開閉所	3 系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	<u>第2段階の期間維持する。※1</u>
		主要変圧器	1 A起動変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
			1 B起動変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
4-4-			予備変圧器	1 台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
補正		所内高圧系 統	所内高圧系統	6系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
後		所内低圧系 統	所内低圧系統	5 系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
		ディーゼル 発電機	ディーゼル発電機	2 台	既許認可 どおり	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)(電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)))	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却 が不要となるまで
		直流電源及 び交流無停 電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備 5系統 交流無停電電源設 備 4系統	既許認可 どおり	電源供給機能(電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1

※1:第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

・維持期間を明確にすることができない設備の識別 送電線、特高開閉所、1 A起動変圧器、1 B起動変圧器、予備変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、 直流電源及び交流無停電電源設備

理 由

補正

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
肥取区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度 旧	1生用色	作行利间
電気設備	通信設備	通信設備	1式	既許認可 どおり	通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にある こと	当該設備の解体に着手 するまで
	非常用照明設備	非常用照明設備	1式	既許認可 どおり	照明機能 (照明機能)	非常用照明(交流非常灯 及び直流非常灯)が点灯 できる状態にあること	当該設備の解体に着手するまで
	電線路	電線路	1式	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
タービン及 び付属設備	補給水タン ク	補給水タンク	1基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所 定の水位に維持できる状 態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	補助蒸気へッダ	補助蒸気ヘッダ	1基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッダ蒸気圧力 が所定の範囲内に維持で きる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	主蒸気系設備	主蒸気系設備(ただし、維 持範囲は蒸気発生器の伝熱 管部を窒素雰囲気に維持す るための範囲)	3 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(窒素ガス 供給設備からの窒素ガ ス供給機能))	不活性ガスにて正圧保持 している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
他叔区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度 1년	1生用色	术E 行为[10]
電気設備	通信設備	通信設備	1式	既許認可 どおり	通信機能(通信機能)	通信ができる状態にある こと	第2段階の期間維持す る。※1
	非常用照明設備	非常用照明設備	1式	既許認可 どおり	照明機能 (照明機能)	非常用照明(交流非常灯 及び直流非常灯)が点灯 できる状態にあること	第2段階の期間維持す る。※1
	電線路	電線路	1式	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
タービン及 び付属設備	補給水タンク	補給水タンク	1 基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所 定の水位に維持できる状 態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	補助蒸気へッダ	補助蒸気ヘッダ	1 基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッダ蒸気圧力 が所定の範囲内に維持で きる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	主蒸気系設備	主蒸気系設備(ただし、維 持範囲は蒸気発生器の伝熱 管部を窒素雰囲気に維持す るための範囲)	3 系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能(窒素ガス 供給設備からの窒素ガ ス供給機能))	不活性ガスにて正圧保持 している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

※1:第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

・維持期間を明確にすることができない設備の識別 通信設備、非常用照明設備、電線路

理 由

補正後

補正前

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (26/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間									
旭权区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7次日亡	注胀	形									
放射性廃棄 物廃棄施設	気体廃棄物 処理設備	廃ガス圧縮機	<u>1</u> 台	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで									
		廃ガス貯槽	<u>1</u> 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで									
			活性炭吸着塔装置	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (活性炭吸着機能は除 く) (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで								
		排気筒	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出 に影響するような有意な 損傷がない状態であるこ と	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで									
	液体廃棄物 処理設備	廃液受入タンク	3 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで									
			-	-					1		廃液蒸発濃縮装置	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで									
		脱塩塔	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで									

第 6-1 表 性能維持施設 (26/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間	
旭叔囚万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1%用E	1生用色	推行規則	
放射性廃棄 物廃棄施設	気体廃棄物 処理設備	廃ガス圧縮機	<u>2</u> 台	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで	
		廃ガス貯槽	<u>2</u> 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで	
			活性炭吸着塔装置	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (活性炭吸着機能は除 く) (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
		排気筒	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出 に影響するような有意な 損傷がない状態であるこ と	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで	
	液体廃棄物 処理設備	廃液受入タンク	3 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで	
		廃液蒸発濃縮装置	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで	
		凝縮液タンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	
		脱塩塔	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで	

・機能要求のある設備の維持台数の適正化 廃ガス圧縮機、廃ガス貯槽

理 由

補正後

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間	
	旭跃区力	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1/4/10	17.40	小正1,1,2,3,11世1	
	放射性廃棄 物廃棄施設	液体廃棄物 処理設備	廃液モニタタンク	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の理が完了するまで	
			洗濯廃液受入タンク	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の 理が完了するまで	
			洗濯廃液モニタタンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の 理が完了するまで	
		固体廃棄物 処理設備		粒状廃樹脂タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の理が完了するまで
						粉末廃樹脂タンク	1 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)
			廃液濃縮液タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の 理が完了するまで	
			ベイラ	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)	放射性固体廃棄物を圧縮 減容できる状態であるこ と	当該放射性廃棄物の 理が完了するまで	
			固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機 能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと	当該放射性廃棄物の 出が完了するまで	

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭叔匹万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7发 HL	注胀	准行为[间]
	放射性廃棄 物廃棄施設	液体廃棄物 処理設備	廃液モニタタンク	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
			洗濯廃液受入タンク	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
			洗濯廃液モニタタンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理 できる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
		固体廃棄物 処理設備	粒状廃樹脂タンク	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
補正					粉末廃樹脂タンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)
後			廃液濃縮液タンク	2 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)	内包する放射性物質が漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
			ベイラ	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能 (固体廃棄物処理機 能)	放射性固体廃棄物を圧縮 減容できる状態であるこ と	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
			固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機 能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと	当該放射性廃棄物の搬 出が完了するまで

変更なし

理由

第 6-1 表 性能維持施設 (28/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭风区力	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造		ITHC	WE1.0.2011b1
放射性廃棄 物廃棄施設	固体廃棄物 処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機 能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと	当該放射性廃棄物の撤 出が完了するまで
放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解析 が完了するまで
		1 次主冷却系しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解析 が完了するまで
	原子い	原子炉格納容器外部しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管 区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解析 が完了するまで
		補助しゃへい		既許認可 どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解析 が完了するまで
		燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管: 区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解 が完了するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (28/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間			
	旭叔区万	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1笈形	1生用色	推竹荆间			
	放射性廃棄 物廃棄施設	固体廃棄物 処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	既許認可 どおり	放射性物質の貯蔵機能 (固体廃棄物貯蔵機 能)	放射性固体廃棄物の保管 に異常がない状態である こと	当該放射性廃棄物の搬 出が完了するまで			
	放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで			
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解体 が完了するまで			
44			1 次主冷却系しゃへい	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで			
補正						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解体 が完了するまで			
後						原子炉格納容器外部しゃへい	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解体 が完了するまで			
			補助しゃへい	1式	既許認可 どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解体 が完了するまで			
			燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止 機能 (管理区域形成による 放射性物質漏えい防止 機能)	外部へ放射性物質が漏え いするような有意な損傷 がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで			
						放射線遮蔽機能 (管理区域形成による 放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること	線源となる設備の解体 が完了するまで			

変更なし

理由

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (29/●)

	20. /# ## o F	位置	構造及び設備		起权 (29/●)		
施設区分	設備等の区 分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	機能	性能	維持期間
放射線管理施設	屋内管理用 の主要な射線 備(放射係設 管理関係設 備)	出入管理設備及び汚染管理 設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	管理区域への人の出入り 及び物品の搬出入に伴う 汚染の管理を行える状態 であること	管理区域を解除するま で
		ホット分析室	1式	既許認可どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定 を行える状態であること	管理区域を解除するま で
		個人管理関係設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部 被ばく管理及び内部被ば く管理を行える状態であ ること	管理区域を解除するま で
	屋外管理用 の主要な設 備	排気筒モニタ	2 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
					放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
		排水モニタ	2 系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
					放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
	屋内管理用 の主要な設 備(放射線 監視設備)	原子炉格納容器モニタ	1 系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	炉心等から燃料体を取 り出すまで
		気体廃棄物処理設備排気モ ニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで

第 6-1 表 性能維持施設 (29/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	70 FT - 70	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	.,	1.2176	.,, 1,,, •
	放射線管理施設	屋内管理用 の主要な射線 備理関係設 備(理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	1式	既許認可 どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	管理区域への人の出入り 及び物品の搬出入に伴う 汚染の管理を行える状態 であること	管理区域を解除するまで
			ホット分析室	1式	既許認可 どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定 を行える状態であること	管理区域を解除するま で
			個人管理関係設備	1式	既許認可 どおり	放射線管理機能 (放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部 被ばく管理及び内部被ば く管理を行える状態であ ること	管理区域を解除するまで
補		屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	2 系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
正後						放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			排水モニタ	2 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
						放出管理機能 (放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
		屋内管理用 の () の (原子炉格納容器モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であるとを 警報設定値において警報 を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			気体廃棄物処理設備排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報 をを受ける状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで

・維持期間が終了となった設備の識別 原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ

理 由

補正前

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (30/●)

						,		
	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	70 PM	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7,410		,,,,,,,,,,,
	放射線管理施設	屋内管理用 の主要な射線 備(設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			原子炉補助建物排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			メンテナンス・廃棄物処理 建物排気モニタ	1 系統	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	炉心等から燃料体を取 り出すまで
補			共通保修設備排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	炉心等から燃料体を取 り出すまで
正前			1次アルゴンガスモニタ	1 個	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			1次ナトリウム純化系コー ルドトラップ冷却ガスモニ タ	1 個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	ナトリウムをタンク等に固化するまで
			2次ナトリウムモニタ	3 個	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
			原子炉補機冷却水モニタ	3 個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			燃料出入機冷却ガスモニタ	2 個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで

第 6-1 表 性能維持施設 (30/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭跃区为	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	.,		
	放射線管理施設	屋内管理用 の主要な設 備(放射線 監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であるとを 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			原子炉補助建物排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であるとを 警報設定値において警報 を発信する状態であることを報	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			メンテナンス・廃棄物処理 建物排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定 できる状態であると 警報設定値において警報 をを受ける状態であるこ	炉心等から燃料体を取 り出すまで
補			共通保修設備排気モニタ	1 系統	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であるとを 警報設定値において警報 をといるるこ	炉心等から燃料体を取 り出すまで
正後			1次アルゴンガスモニタ	1 個	既許認可 どおり	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定であると 警報設定値とおいて警報 を登録されていて多ることを報	炉心等から燃料体を取 り出すまで
			1次ナトリウム純化系コー ルドトラップ冷却ガスモニ タ	1 個	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作 業が終了し、ナトリウ ムをタンク等に固化す るまで
			2次ナトリウムモニタ	3 個	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であるとを 警報設定値において警報 を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
			原子炉補機冷却水モニタ	3 個	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定 できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			燃料出入機冷却ガスモニタ	2 個	既許認可 どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であるとを 警報設定値において警報 を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取 り出すまで

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ
- ・維持期間が終了となった設備の識別

原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、 共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ、2次ナトリウムモニタ、燃料出入機冷却ガスモニタ

理

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表	性能維持施設	(31/e))

	Manner ()	設備等の区	位置、	構造及び設備		IN Ala	Lil Ale	AN I A MARKE
	施設区分	分	設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造	機能	性能	維持期間
	放射線管理施設	屋内管理用 の主要な設 備(放放備) 監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率を測定できる 状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ と	第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料比減槽を開発していたでし、原子炉建物を室に設置とエリアモニタに会しては、対していないでは、対しては、対しては、対し、第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、り、第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえり、関係に指揮計画でとに維持期間を直に、廃止措置計画でとに維持期間を回じて変更認可を受ける。
Ì Î			放射線サーベイ設備	1式	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物 質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するま で
]		屋外管理用 の主要な設 備	固定モニタリング設備	1式	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺 の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であること	管理区域を解除するまで
			モニタリングカー	1 <u>台</u>	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モ ニタリングを行える状態 であること	管理区域を解除するま で
			気象観測設備	1式	既許認可 どおり	放出管理機能 (放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象 データを収集できる状態 であること	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			環境放射能測定設備	1式	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質 の濃度を測定できる状態 であること	管理区域を解除するま で

第 6-1 表 性能維持施設 (31/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	胆敌区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生服	框付判间
	放射線管理施設	屋内管理用 の主要な射線 備(放射線 監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率を測定できる 状態であること 繁報設定値において警報 を発信する状態であること	第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部 室に設置しているでは、中性子エリア・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース
			放射線サーベイ設備	1式	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物 質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するま で
補正後		屋外管理用 の主要な設 備	固定モニタリング設備	1式	既許認可どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺 の空間線量率を測定でき る状態であること 警報設定値において警報 を発信する状態であるこ	管理区域を解除するまで
			モニタリングカー	1 <u>式</u>	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モ ニタリングを行える状態 であること	管理区域を解除するま で
			気象観測設備	1式	既許認可 どおり	放出管理機能 (放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象 データを収集できる状態 であること	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
			環境放射能測定設備	1式	既許認可 どおり	放射線監視機能 (放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質 の濃度を測定できる状態 であること	管理区域を解除するま で

※2:第3段階の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間の延長要否を評価し、必要に応じて第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

・維持期間を明確にすることができない設備の識別 エリアモニタリング設備

理由

表現の適正化モニタリングカー

第 6-1 表 性能維持施設 (32/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭权区刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	7次日上	生化	准7寸为11月
発電所補助 施設	淡水供給設 備	淡水供給設備	1式	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (淡水供給機能)	性能維持施設へ淡水を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着き するまで
	格納容器換 気装置	格納容器換気装置	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管: 区域を解除するまで
	格納容器空 気雰囲気調 節装置	格納容器空気雰囲気調節装 置	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管 区域を解除するまで
	主冷却系窒 素雰囲気調 節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気維持機 能)	窒素雰囲気が維持できる 状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
	原子炉容器 室窒素雰囲 気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	L 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気維持機 能)	窒素雰囲気が維持できる 状態であること	ナトリウムをタンク に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	1. 采統	既どた浄ンフユはない で、ア化タトしない。 で、アイタトしない。	換気機能(よう素除去 機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設 の撤去が完了するま

第 6-1 表 性能維持施設 (32/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	胆苡区分	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1度形	1生用6	維付規則
	発電所補助 施設	淡水供給設 備	淡水供給設備	1式	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (淡水供給機能)	性能維持施設へ淡水を供 給できる状態であること	第2段階の期間維持す る。※1
		格納容器換 気装置	格納容器換気装置	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
		格納容器空 気雰囲気調 節装置	格納容器空気雰囲気調節装 置	<u>3</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
		主冷却系窒 素雰囲気調 節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	<u>6</u> 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気維持機 能)	窒素雰囲気が維持できる 状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
補正後		原子炉容器 室窒素雰囲 気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気維持機 能)	窒素雰囲気が維持できる 状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	2.系統	既どた浄ンフユはない。ア化タトしない。	換気機能(よう素除去 機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	換気対象区画内の設備 の撤去が完了するまで

 $_{\odot}$ 21: 第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

・機能要求のある設備の維持台数の適正化

格納容器換気装置、格納容器空気雰囲気調節装置、主冷却系窒素雰囲気調節装置、原子炉容器室窒素雰囲気調節装置、中央制御室空調装置

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化 主冷却系窒素雰囲気調節装置
- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別 淡水供給設備
- 注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

理

由

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (33/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	旭权区刀	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1双86	III RE	NE177 /9][申]
	発電所補助 施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気隔離機 能)	ナトリウム漏えい時に窒 素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	換気対象区画内の設備 の撤去が完了するまで
		燃料取扱設 備室窒素雰 囲気調節装 置	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気維持機 能)	窒素雰囲気が維持できる 状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
補正前		燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	<u>I</u> 系統	既どた浄ンフユはない。 ア化タトし	換気機能(よう素除去 機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
		放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能(よう素除去 機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
		メンテナン ス冷却系室 換気装置	メンテナンス冷却系室換気 装置	1 系統	<u>既許認可</u> <u>どおり</u>	_(削除)	_(削除)	_(削除)

第 6-1 表 性能維持施設 (33/●)

	施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
		分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	1/支托	1生服	框付判间
	発電所補助 施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気隔離機 能)	ナトリウム漏えい時に <u>多</u> 素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	換気対象区画内の設備 の撤去が完了するまで
		燃料取扱設 備室窒素雰 囲気調節装 置	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気維持機 能)	窒素雰囲気が維持できる 状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
補正後		燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	2_系統	既どた浄ンフュはい、ア化タトしない。	換気機能(よう素除去 機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
		放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能(よう素除去 機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで

・機能要求のある設備の維持台数の適正化

電気設備室換気装置、燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置、燃料取扱設備室換気装置、放射線管理室空調装置

- ・維持期間が終了となった設備の識別 蒸気発生器室換気装置
- ・表現の適正化
 メンテナンス冷却系統

理

由

メンテナンス冷却系室換気装置

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (34/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
//EIXE/J	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	198.80	12.00	WELLANDIN
発電所補助 施設					ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気隔離機 能)	ナトリウム漏えい時に窒 素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク ⁶ に固化するまで
	炉外燃料貯 蔵槽冷却系 室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換 気装置	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気隔離機 能)	窒素雰囲気 <mark>が</mark> 維持できる 状態であること	ナトリウムをタンク ² に固化するまで
	メンテナン ス・廃棄物 処理建物換 気装置	メンテナンス・廃棄物処理 建物換気装置	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管: 区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気 を供給できる状態である こと	放射性廃棄物の処理 完了するまで
	所内用圧縮 空気設備	所内用圧縮空気設備	1 系統	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気 を供給できる状態である こと	放射性廃棄物の処理 完了するまで
	アルゴンガ ス供給系設 備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (アルゴンガス供給機 能)	性能維持施設(ナトリウム系)にアルゴンガスを 供給できる状態であること	ナトリウムを安定化 理するまで

第 6-1 表 性能維持施設 (34/●)

	施設区分	設備等の区	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
	施权区为	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造		1生形	在行列间
	発電所補助 施設	メンテナン ス冷却系室 <u>換気装置</u>	メンテナンス冷却系室換気 装置	1 系統	<u>既許認可</u> <u>どおり</u>	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気隔離機 能)	ナトリウム漏えい時に姿 素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
		炉外燃料貯 蔵槽冷却系 室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換 気装置	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素雰囲気隔離機 能)	ナトリウム漏えい時に変素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
補		メンテナン ス・廃棄物 処理建物換 気装置	メンテナンス・廃棄物処理 建物換気装置	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がな い状態であること	当該区域・系統の管理 区域を解除するまで
正後		制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
		所内用圧縮 空気設備	所内用圧縮空気設備	1 系統	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気 を供給できる状態である こと	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
		アルゴンガ ス供給系設 備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (アルゴンガス供給機 能)	性能維持施設 (ナトリウム系) にアルゴンガスを 供給できる状態であるこ と	ナトリウムを安定化処 理するまで

・機能要求のある設備の維持台数の適正化

メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置、制御用圧縮空気設備

・維持期間が終了となった設備の識別

メンテナンス冷却系室換気装置、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置

・表現の適正化

理

由

補正

メンテナンス冷却系室換気装置、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭权区为	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	17英日亡	III.RL	
発電所補助 施設	窒素ガス供 給系設備	窒素ガス供給系設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素ガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)に窒素ガスを供給 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	<u>1</u> 系統	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (補助蒸気供給機能)	性能維持施設へ補助蒸気 を供給できる状態である こと	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
	消火設備	消火設備(火災検知設備/水 消火設備/炭酸ガス消火設 備/泡消火設備/可搬式消火 器)	1式	既許認可 どおり	消火機能 (消火機能)	消火設備が使用できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)

施設区分	設備等の区 分	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
旭政区为		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助 施設	窒素ガス供 給系設備	窒素ガス供給系設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の 熱的・化学的影響の緩 和機能 (窒素ガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)に窒素ガスを供給 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	<u>2</u> 系統	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (補助蒸気供給機能)	性能維持施設へ補助蒸気 を供給できる状態である こと	放射性廃棄物の処理が 完了するまで
	消火設備	消火設備(火災検知設備/水 消火設備/炭酸ガス消火設 備/泡消火設備/可搬式消火 器)	1式	既許認可 どおり	消火機能 (消火機能)	消火設備が使用できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1

※1:第3段階の解体計画等を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

理

- 機能要求のある設備の維持台数の適正化 補助蒸気設備
- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別 消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)

第 6-1 表 性能維持施設 (36/●)

施設区分	設備等の区	位置、	位置、構造及び設備			性能	維持期間
	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	機能	1生胚	作行舟川
その他の施 設	電源供給設備	移動式電源車	2 台	第 6-1 図 及び第 6- 2 図に示 す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる 状態であること	燃料体の搬出が完了っ るまで
		タンクローリー	3 台	第 6-1 図 及び第 6- 3 図に示 す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供 給機能)	燃料を供給できる状態で あること	燃料体の搬出が完了 るまで
	がれき撤去 設備	ホイールローダー	1台	第 6-1 図 及び第 6- 4 図に示 す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転 に異常がない状態である こと	燃料体の搬出が完了で るまで
	火災対応設備	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤 混合ノズル、消防自動車)	1式	第 6-1 図 及び第 6- 5 図(新 防自動車 のみ)に 示す	大規模火災に対する消 火機能 然料池の水位確保機能 放射性の質拡散抑制機 能 (泡消火機能、燃料池 への給水及び放射性物 質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了るまで
		水槽	1 基	第 6-1 図 に示す	可搬型ポンプ運転補助 機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる 状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4 台	第 6-1 図 に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプ が使用できる状態である こと	燃料体の搬出が完了 るまで
		不整地走行用特殊車両	1 <u>台</u>	第 6-1 図 に示す	火災対応用設備運搬機 能 (火災対応用設備運搬 機能)	不整地走行用特殊車両が 使用できる状態であるこ と	燃料体の搬出が完了 るまで

第 6-1 表 性能維持施設 (36/●)

	施設区分	設備等の区	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
	旭权区为	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造		生化	形E1寸7为[1日]
	その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2 台	第 6-1 図 及び第 6- 2 図に示 す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる 状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
			タンクローリー	3 台	第 6-1 図 及び第 6- 3 図に示 す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供 給機能)	燃料を供給できる状態で あること	燃料体の搬出が完了す るまで
		がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第 6-1 図 及び第 6- 4 図に示 す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転 に異常がない状態である こと	燃料体の搬出が完了す るまで
補正後		火災対応設 備	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤 混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図 及び第6- 5図(動車 のみ)に 示す	大規模火災に対する消 火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機 能 (泡消火機能、燃料池 への給水及び放射性物 質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
IX.			水槽	1 基	第 6-1 図 に示す	可搬型ポンプ運転補助 機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる 状態であること	燃料体の搬出が完了す るまで
			海水汲み上げ用水中ポンプ	4 台	第 6-1 図 に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプ が使用できる状態である こと	燃料体の搬出が完了す るまで
			不整地走行用特殊車両	1式	第 6-1 図 に示す	火災対応用設備運搬機 能 (火災対応用設備運搬 機能)	不整地走行用特殊車両が 使用できる状態であるこ と	燃料体の搬出が完了す るまで

・表現の適正化 不敷地表行用性

理 由

補正前

不整地走行用特殊車両

注)補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)

施設区分	設備等の区	位置、	構造及び設備		機能	性能	維持期間
	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	2次冷却材 ナトリウム 一時貯蔵設 備	2 次冷却材ナトリウム一時 保管用タンク	2 基	<u>*1</u>	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機能) (ナトリウム酸化防止機	内包するナトリウムが漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること 不活性ガス (アルゴンガ	ナトリウムを安定化処 理するまで ナトリウムを安定化処
					能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	ス) にて正圧保持してい る状態であること	理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

※1:「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより 難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次系冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。

第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)

施設区分	設備等の区	位置、	位置、構造及び設備			性能	維持期間
	分	設備(建物)名称	維持台数	位置、構造	機能	TERE	和时代为门间
その他の施設	2次冷却材 ナトリウム 一時貯蔵設 備	2 次冷却材ナトリウム一時 保管用タンク	2 基	<u>*3</u>	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの貯蔵機 能)	内包するナトリウムが漏 えいするようなき裂、変 形等の有意な損傷がない 状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
					ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能)	不活性ガス (アルゴンガス) にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持 できる状態であること	ナトリウムをタンク等 に固化するまで

※3:「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより 難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。

補正後

理

由

補正

- ・維持期間が終了となった設備の識別
 - 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク (予熱・保温機能 (予熱・保温機能) のみ)
- 表現の適正化
 - 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク